

## 目 次

1. 会期日程表	1
2. 令和5年9月1日（金曜日）	5
3. 議事日程（第1号）	5
4. 開 会	9
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	9
6. 日程第2 会期の決定	9
7. 日程第3 田畑久吉君の逝去報告	9
8. 日程第4 故田畑久吉君に対する追悼演説	10
9. 日程第5 決議案上程（決議案第1号）	11
10. 日程第6 決議案審議（採決）（決議案第1号）	12
11. 日程第7 市長あいさつ	12
12. 日程第8 市長提出議案上程（議第69号から議第92号まで）	15
13. 日程第9 提案理由の説明	15
14. 日程第10 報告（2件）	22
15. 日程第11 請願の報告（請第2号及び請第3号）	24
16. 散 会	24
17. 令和5年9月11日（月曜日）	27
18. 議事日程（第2号）	27
19. 開 議	30
20. 日程第1 一般質問	30
21. 西川裕文議員 質問	30
22. 中村慎吾議員 質問	35
23. 前田正治議員 質問	39
24. 北本将幸議員 質問	56
25. 山下桂造議員 質問	68
26. 散 会	77
27. 令和5年9月12日（火曜日）	81
28. 議事日程（第3号）	81
29. 開 議	84
30. 日程第1 一般質問	84
31. 吉田真樹子議員 質問	84

32.	坂本公司議員 質問	98
33.	瀬崎 剛議員 質問	108
34.	大野豊重議員 質問	121
35.	田浦敏晴議員 質問	142
36.	散 会	150
37.	令和5年9月13日（水曜日）	153
38.	議事日程（第4号）	153
39.	開 議	155
40.	日程第1 一般質問	155
41.	立川信之議員 質問	155
42.	徳村登志郎議員 質問	160
43.	江田計司議員 質問	172
44.	日程第2 議案及び請願の委員会付託	178
45.	散 会	180
46.	令和5年9月29日（金曜日）	183
47.	議事日程（第5号）	183
48.	開 議	187
49.	日程第1 委員長報告	187
50.	予算決算委員長報告	187
51.	総務委員長報告	188
52.	建設経済委員長報告	189
53.	文教厚生委員長報告	190
54.	日程第2 質疑・議員間討議・討論・採決 （議第69号から議第86号まで、請第2号及び請第3号）	191
55.	日程第3 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決） （議第87号から議第92号まで）	196
56.	日程第4 議員派遣の件	198
57.	日程第5 意見書案上程（意見書案第1号）	199
58.	日程第6 意見書案審議（質疑・議員間討議・討論・採決） （意見書案第1号）	200
59.	閉 会	202
60.	署 名 欄	203

令和5年第3回玉名市議会定例会会期日程表  
(会期 9月1日から9月29日までの29日間)

月	日	曜	開議時刻	会議別	摘 要
9	1	金	午前10時	本会議	開会宣告 会議録署名議員の指名 会期の決定 田畑久吉君の逝去報告 故田畑久吉君に対する追悼演説 決議案上程 決議案審議 市長あいさつ 市長提出議案上程 提案理由の説明 報告 請願の報告
9	2	土		休 会	(市の休日)
9	3	日		休 会	(市の休日)
9	4	月		休 会	(一般質問発言通告締切 正午)
9	5	火		休 会	
9	6	水		休 会	
9	7	木		休 会	(拡大投影申出締切 正午)
9	8	金		休 会	
9	9	土		休 会	(市の休日)
9	10	日		休 会	(市の休日)
9	11	月	午前10時	本会議	一般質問
9	12	火	午前10時	本会議	一般質問
9	13	水	午前10時	本会議	一般質問 議案及び請願の委員会付託
9	14	木		休 会	
9	15	金	午前10時	委員会	予算決算委員会
9	16	土		休 会	(市の休日)
9	17	日		休 会	(市の休日)
9	18	月		休 会	(市の休日)
9	19	火	午前10時	委員会	予算決算委員会
9	20	水	午前10時	委員会	予算決算委員会
9	21	木	午前10時	委員会	総務委員会
9	22	金	午前10時	委員会	建設経済委員会
9	23	土		休 会	(市の休日)
9	24	日		休 会	(市の休日)

9	25	月	午前10時	委員会	文教厚生委員会
9	26	火		休会	
9	27	水		休会	
9	28	木		休会	
9	29	金	午前10時	本会議	委員長報告 質疑・議員間討議・討論・採決 閉会宣告

第 1 号

9 月 1 日 (金)

# 令和5年第3回玉名市議会定例会会議録（第1号）

## 議事日程（第1号）

令和5年9月1日（金曜日）午前10時00分開会

### 開 会 宣 告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 田畑久吉君の逝去報告

日程第4 故田畑久吉君に対する追悼演説

日程第5 決議案上程

（決議案第1号）

決議案第1号 故田畑久吉君に対する追悼決議

日程第6 決議案審議（採決）

（決議案第1号）

決議案第1号 故田畑久吉君に対する追悼決議

日程第7 市長あいさつ

日程第8 市長提出議案上程

（議第69号から議第92号まで）

議第69号 専決処分事項の承認について 専決第9号

令和5年度玉名市一般会計補正予算（第3号）

議第70号 令和4年度玉名市一般会計歳入歳出決算

議第71号 令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

議第72号 令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

議第73号 令和4年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

議第74号 令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算

議第75号 令和4年度玉名市水道事業会計決算

議第76号 令和4年度玉名市公共下水道事業会計決算

議第77号 令和4年度玉名市農業集落排水事業会計決算

議第78号 令和5年度玉名市一般会計補正予算（第4号）

議第79号 令和5年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第80号 令和5年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第81号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第82号 玉名市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第 8 3 号 玉名市民会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 8 4 号 熊本市との連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について
- 議第 8 5 号 熊本市との公の施設の利用に関する協定の締結について
- 議第 8 6 号 普通財産の無償貸付けについて
- 議第 8 7 号 教育長の任命について
- 議第 8 8 号 教育委員会委員の任命について
- 議第 8 9 号 公平委員会委員の選任について
- 議第 9 0 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議第 9 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議第 9 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 9 提案理由の説明

日程第 1 0 報告（2 件）

報告第 1 1 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第 1 2 号 専決処分の報告について 専決第 1 0 号

日程第 1 1 請願の報告

（請第 2 号及び請第 3 号）

請第 2 号 インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出に関する請願

請第 3 号 日本政府に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出に関する請願

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

## 本日の会議に付した事件

開 会 宣 告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 田畑久吉君の逝去報告

日程第 4 故田畑久吉君に対する追悼演説

日程第 5 決議案上程

（決議案第 1 号）

決議案第 1 号 故田畑久吉君に対する追悼決議

日程第 6 決議案審議（採決）

（決議案第 1 号）

決議案第 1 号 故田畑久吉君に対する追悼決議

日程第 7 市長あいさつ

日程第 8 市長提出議案上程

(議第69号から議第92号まで)

議第69号 専決処分事項の承認について 専決第9号

令和5年度玉名市一般会計補正予算(第3号)

議第70号 令和4年度玉名市一般会計歳入歳出決算

議第71号 令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

議第72号 令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

議第73号 令和4年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

議第74号 令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算

議第75号 令和4年度玉名市水道事業会計決算

議第76号 令和4年度玉名市公共下水道事業会計決算

議第77号 令和4年度玉名市農業集落排水事業会計決算

議第78号 令和5年度玉名市一般会計補正予算(第4号)

議第79号 令和5年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議第80号 令和5年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

議第81号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第82号 玉名市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第83号 玉名市民会館条例の一部を改正する条例の制定について

議第84号 熊本市との連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について

議第85号 熊本市との公の施設の利用に関する協定の締結について

議第86号 普通財産の無償貸付けについて

議第87号 教育長の任命について

議第88号 教育委員会委員の任命について

議第89号 公平委員会委員の選任について

議第90号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議第91号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議第92号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第9 提案理由の説明

日程第10 報告(2件)

報告第11号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第12号 専決処分の報告について 専決第10号

日程第11 請願の報告

(請第2号及び請第3号)



請第2号 インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出に関する請願

請第3号 日本政府に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出に関する請願

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

出席議員（20名）

1番	大野豊重君	2番	中村慎吾君
3番	浜田繁次郎君	4番	瀬崎剛君
5番	田浦敏晴君	6番	山下桂造君
7番	立川信之君	8番	坂本公司君
9番	吉田真樹子さん	10番	一瀬重隆君
11番	北本将幸君	12番	多田隈啓二君
13番	松本憲二君	14番	徳村登志郎君
15番	西川裕文君	16番	江田計司君
17番	近松恵美子さん	18番	前田正治君
19番	作本幸男君	20番	森川和博君

\*\*\*\*\*

欠席議員（1名）

21番 中尾嘉男君

\*\*\*\*\*

欠 員（1名）

\*\*\*\*\*

事務局職員出席者

事務局長	糸永安利君	事務局次長	松野和博君
係長	小畠栄作君	書記	古閑俊彦君
書記	徳永優貴君		

\*\*\*\*\*

説明のため出席した者

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
総務部長	吉田勇人君	企画経営部長	宮本圭一郎君
市民生活部長	松田智文君	健康福祉部長	瀬崎しのぶさん
産業経済部長	井上康博君	建設部長	田代史典君
企業局長	荒木勇君	教育部長	藤森竜也君

午前10時00分 開会

\*\*\*\*\*

○議長（近松恵美子さん） ただいまから、令和5年第3回玉名市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

なお、今期定例会への説明員の出席につきましては、地方自治法第121条の規定により、お手元に配付しております報告のとおり、あらかじめ出席を要請しておきましたので、御了承願います。

\*\*\*\*\*

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（近松恵美子さん） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。  
中村慎吾君、浜田繁次郎君、以上の両君を指名いたします。

\*\*\*\*\*

### 日程第2 会期の決定

○議長（近松恵美子さん） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。このたびの定例会の会期については、8月25日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から9月29日までの29日間にいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から9月29日までの29日間に決定いたしました。

\*\*\*\*\*

### 日程第3 田畑久吉君の逝去報告

○議長（近松恵美子さん） 日程第3、「田畑久吉君の逝去報告」を行ないます。

議員、田畑久吉君におかれましては、去る8月9日、享年84歳にて御逝去されました。突然の悲報に接し、誠に哀悼痛惜の極みに堪えません。

ここに、謹んで御報告申し上げます。

玉名市議会といたしましては、本日ここに故田畑久吉君に対する弔意を表明することとし、議場において全員で黙祷を捧げ、哀悼の意を表したいと存じます。

それでは、故田畑久吉君の御冥福を衷心よりお祈りし、黙祷いたします。

全員、御起立願います。

[全員起立]

○議長（近松恵美子さん） 故田畑久吉君の議席でありました22番議席をお向き願いま

す。

[全員 22 番議席を向く]

○議長（近松恵美子さん） 黙祷。

[全員黙祷]

○議長（近松恵美子さん） 黙祷を終わります。

御着席願います。

[全員着席]

\*\*\*\*\*

#### 日程第 4 故田畑久吉君に対する追悼演説

○議長（近松恵美子さん） 日程第 4、「故田畑久吉君に対する追悼演説」を行ないます。

田畑久吉君の御逝去を悼み、議員を代表して、西川裕文君に追悼演説をお願いいたします。

15 番 西川裕文君。

[15 番 西川裕文君 登壇]

○15 番（西川裕文君） それでは、去る 8 月 9 日、84 歳で御逝去されました田畑久吉議員を偲び、追悼の言葉を申し上げます。

田畑議員、この前の 6 月議会では、あんなに元気であったのに、あなたが亡くなられたという思いもよらぬ悲しい知らせに私は驚き、そしていいようのない悲しみに包まれました。あなたの面影を偲びつつ、玉名市議会を代表して惜別の辞を捧げます。

平成 6 年 8 月に旧玉名市議会議員に当選されて以来、合併を挟み連続 8 期、29 年に及ぶあなたの御活躍は市政の発展に大きな足跡を残されました。その間、常任委員会全ての委員長を幾度となく歴任され、特に平成 17 年 11 月から平成 19 年 12 月までの 2 年間は副議長としてその手腕を遺憾なく発揮されました。田畑議員の温厚で誠実なお人柄と持ち前の正義感で仕事に向き合う姿はまさに市政に新風を送り込むものでした。

地域での行事も率先して参加され、地域をこよなく愛しつつも個別の事例を全体に置き換えて議論されるお姿は、まさに地方議会議員のお手本の一つだと思っております。田畑議員の御逝去は、玉名市議会にとっても、私たち議員個人にとってもとても大きな損失で、悲しみに耐えることはできません。

田畑議員、あなたは「わしは生涯現役で議員を続けるからね。死ぬときは議場たい。だから控室に棺桶を準備しておいてよ」ということを近松議長に話しておられました。そんなあなたがつい最近まで元気だったあなたが、まさかこんな突然に、いまだに信じられません。

田畑議員、本当に残念、無念、とても寂しいです。田畑議員、あなたは出会ったときからずっと変わらず、実直で仕事熱心な先輩議員で、議会員として誰もが模範とする存

在でありました。あなたが頑張っておられる姿を見ることで、周りの議員にも大きな影響と成長を与えてくれました。あなたには感謝の言葉しかありません。海外でのお仕事の経験もあられ、本当に心の広い方でありました。

田畑久吉様、長い間本当にありがとうございました。これからも霊界、お浄土より玉名市民を温かく見守ってください。そして私たち後輩議員には「おい、もっとしっかりせんかい」とたくさんしかって御指導ください。

本当に長い間、大変お世話になりました。今後も霊界より御指導、よろしく願いをいたします。本当にありがとうございました。

令和5年9月1日、玉名市議会副議長、西川裕文。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、故田畑久吉君に対する追悼演説を終わります。

\*\*\*\*\*

#### 日程第5 決議案上程（決議案第1号）

○議長（近松恵美子さん） 日程第5、「決議案上程」を行ないます。

これより、決議案を上程します。

決議案第1号 故田畑久吉君に対する追悼決議

以上、決議案1件を議題といたします。

お手元に配付しております決議案を職員に朗読させます。

議会事務局次長 松野和博君。

[議会事務局次長 松野和博君 登壇]

○議会事務局次長（松野和博君） 命によりまして、決議案を朗読いたします。

決議案第1号 故田畑久吉君に対する追悼決議。

上記の議案を別紙のとおり、玉名市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。令和5年9月1日提出。提出者は、21名全議員。

故田畑久吉君に対する追悼決議。

玉名市議会は、29年にわたり、市政発展に尽力された田畑久吉君の逝去に対し、哀悼の意を表し謹んで弔詞を捧げますとともに、同君が市政に貢献なされた多大なる功績をたたえ、市議会の名において深甚なる感謝の意を表します。

以上、決議する。

議決日付け、玉名市議会。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） この際、お諮りいたします。ただいま議題となっております、決議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定に基づき、提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、決議案第1号については、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第6 決議案審議（採決）

○議長（近松恵美子さん） 日程第6、「決議案審議」を行ないます。

改めて、決議案第1号 故田畑久吉君に対する追悼決議

以上、決議案1件を議題といたします。

これより、ただいま議題となっております、決議案第1号の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、議員間討議、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

これより、採決に入ります。

決議案第1号 故田畑久吉君に対する追悼決議について、採決いたします。

決議案第1号については、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、決議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第7 市長あいさつ

○議長（近松恵美子さん） 日程第7、「市長あいさつ」を行ないます。

市長より発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） おはようございます。

令和5年第3回玉名市議会定例会の開催にあたり、議員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず、先月9日に本市市議会議員の田畑久吉様が御逝去されましたことに対し、心より御冥福をお祈り申し上げます。

市町合併を挟み、連続8期29年、旧玉名市から新玉名市の市議会議員として優れた見識と熱意を持って市政発展に尽くしてこられました。その情熱とひたむきな郷土愛は永眠されるそのときまで持ち続けておられたことと思えます。惜別の情は尽きませんけれども、ここに故田畑議員の幾多の御功績、御遺徳を偲び、謹んで哀悼の意を表し、衷

心より御冥福をお祈り申し上げます。

さて、毎年9月は世界アルツハイマー月間であります。御承知のとおり、本市は認知症に日本一理解のあるまちを目指して、認知症の予防と共生社会の実現に向けて重点的に取り組んでおります。高齢化が進み長寿大国となった日本で、誰もがなり得るかもしれない認知症であります。認知症を自分事として捉え、みんなで認知症について考え、理解を深める機会として様々な啓発活動を行なってまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましてもどうぞ御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、最近の市政の動向について御報告申し上げます。

本年も災害が多発する時機が到来しております。6月30日からの梅雨前線による大雨や台風6号、7号と相次いで大型で強い台風が九州、西日本を中心に襲い、各地で甚大な被害が発生いたしました。本市においても大雨に伴う被害が発生し、本議会に災害復旧費を計上しておりますが、台風6号の接近においては、幸いにも大きな被害はありませんでした。しかし、現在もトリプル台風が発生しておりますように、まだまだこれからも台風が発生しやすい時期は続きますので、引き続き十分な警戒を行なわなければなりません。台風などの動きは予測ができるところですが、暴風、大雨、突然の集中豪雨、線状降水帯の発生は人命を含めて深刻な被害を引き起こしています。私たちは常に風水害、土砂災害の危険にさらされているという危機意識を忘れずに災害に備えなければならないと考えるとともに、市民の皆様にも災害から身を守るために、また、家族の安全と財産を守るために日ごろから防災への関心を高めていただいて、避難に対する早めの判断や行動をお願いしてまいりたいと考えております。

そこで、防災啓発活動の一環として、来週9月9日の土曜日、救急の日に、ここ市役所の駐車場や勤労者体育センター、市民会館会議棟を会場に、玉名市防災訓練とたまな防災リスコンフェスという産学官民連携の体験型防災イベントを同時開催いたします。防災訓練においては、玉名中学校校区の区長様方に御参加をいただき、避難訓練や災害対応業務の訓練、地区防災計画の作成などについての研修会の開催、そして、防災リスコンでは、体験型の防災イベントとして様々な体験コンテンツを用意し、いろいろな体験を通じて災害時のリスクコントロールをみんなで考える機会を提供したいと考えております。今後も地域の安全意識を高めて、災害時の対応能力の向上を目指し、防災活動や防災意識の普及に取り組んでまいります。

次に、企業誘致、産業団地についてですが、TSMCの進出、コロナ禍における環境の変化を捉えながら、アフターコロナにおける地域経済の活性化を実現するべく企業立地を推進しているところでございます。このたび、ベストアメニティ株式会社様が本市岱明町開田にある玉名工場の敷地内にペットフードの新商品製造のための第2工場を増設されることを受け、7月3日立地協定を締結いたしました。計画では、8月に着工さ

れ、建築面積約3,372平方メートル、投資金額20億円、新たな採用従業員数82人という大規模の工場進出となり、まさに新たな雇用創出と地域経済の活性化に貢献いただけるものと大変期待をいたしているところでございます。また、官民連携による玉名三ツ川産業団地につきましても、整備完了に向け着々と進められている中、分譲区画9区画のうち5区画について既に予約の申込みがっており、残りの区画についても多数の問合せをいただいているところでございます。そして先月の8月4日、産業団地への進出第1号である九州プラスチック工業株式会社様の工場新築工事の着工式がございました。これからもこのような産業用地の受け皿を活用しつつ、企業誘致を強力に推進してまいりたいと考えております。

次に、こちらは今議会の補正予算に計上させていただいておりますが、台湾との連携交流事業の一つとして、マラソン・スポーツ交流を始めます。5月に台湾を訪問した際に、交流連携について関係者の方々にお話をさせていただいたところでありますが、このたび、台湾桃園市の桃園国際シティーハーフマラソンと本市のいだてんマラソン、横島いちごマラソン、金栗杯ハーフマラソンのマラソンに関する交流連携協定を12月に締結する運びとなりました。お互いの地域から選手が参加し合うことで、両地域の交流がますます盛んになり、交流人口、そして関係人口の増加を図り、様々な分野において波及し、発展していくことを期待しております。

次に、公共交通の乗合タクシーの運行になりますが、本年4月より天水地域を運行開始したおれんじタクシーの運行エリア、これを10月より玉南地域まで拡大いたします。当初計画では、来年の令和6年4月を目標に玉南地域への拡大について進めてまいりましたが、天水、伊倉地域内を運行する産交バスの路線廃止に伴い、前倒しして拡大実施をいたします。これによりまして、しおかぜタクシー、いちごタクシー、いだてんタクシー、おれんじタクシーと市内全域を網羅した公共交通体系が構築できました。交通不便地域の住民の皆様への通院、また、買い物など日常生活における移動手段の確保と、市内各地域と市中心部をつなげることで、公共交通ネットワークの充実を図り、交通結節点である在来線玉名駅を中心とした市街地の活性化、都市機能の強化、ひいてはにぎわいのあるまちづくり、まちなか未来プロジェクトの取組につなげてまいりたいと考えております。

最後になりますが、今議会では、主に、物価高騰対策として、学校給食の食材費など物価高騰分の支援や豪雨災害関連復旧事業費、また、台湾との交流事業費など、議案を計上させていただいております。議案の内容につきましては、この後、提案理由の説明の中で、それぞれ申し上げさせていただきますので、十分に御審議いただき、いずれも原案のとおり、御承認を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

\*\*\*\*\*

#### 日程第 8 市長提出議案上程（議第 69 号から議第 92 号まで）

○議長（近松恵美子さん） 日程第 8、「市長提出議案上程」を行ないます。

これより、市長提出議案を上程いたします。

議第 69 号専決処分事項の承認について 専決第 9 号令和 5 年度玉名市一般会計補正予算（第 3 号）から、議第 92 号固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの市長提出議案 24 件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

\*\*\*\*\*

#### 日程第 9 提案理由の説明

○議長（近松恵美子さん） 日程第 9、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの各議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長（吉田勇人君） おはようございます。

私から議第 70 号令和 4 年度玉名市一般会計歳入歳出決算から、議第 73 号令和 4 年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算までの議案 4 件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

これら 4 件の決算は、監査委員の審査に付しておりましたが、去る 8 月 22 日付けで、歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見書の送付を受けましたので、地方自治法第 23 条第 3 項の規定により、議会の認定に付するため、御提案するものでございます。

令和 4 年度玉名市歳入歳出決算の会計別収支をお配りしておりますので、御参照いただきたいと存じます。

まず、議第 70 号令和 4 年度玉名市一般会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額 367 億 2,697 万 1,379 円、歳出決算額 352 億 5,671 万 7,893 円で、歳入歳出差引額は 14 億 7,025 万 3,486 円となり、翌年度繰越財源 5,373 万 1,153 円を差し引いた実質収支額は 14 億 1,652 万 2,333 円となっております。

前年度に比べまして、歳入、歳出ともに増加しておりますのは、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰への対策、並びに、学校給食の公会計化が主な要因でございます。また、実質収支額が前年度に比べまして 4 億 2,671 万 5,000 円減少しておりますのは、歳入では普通交付税及び臨時財政対策債の減少、歳出のほうでは玉名市玉東町病院設立組合負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種事業償還金の増額が主な要因で



ございます。

次に、議第71号令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額92億662万4,813円、歳出決算額85億9,809万826円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は6億853万3,987円となっております。前年度に比べまして収入支出ともに減少しております。

こちらの主な要因といたしては、収入で県支出金の減によるもので、支出は保険給付費の減によるものでございます。

次に、議第72号令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。歳入決算額10億7,031万786円、歳出決算額10億6,974万2,786円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は56万8,000円となっております。前年度に比べまして、収入支出ともに増加しております。

こちらの主な要因としては、収入で保険料の増によるもの、支出は後期高齢者医療広域連合納付金の増によるものでございます。

次に、議第73号令和4年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額80億3,704万5,730円、歳出決算額77億8,722万2,398円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は2億4,982万3,332円となっております。新型コロナウイルスの影響を受け、介護サービスの利用形態に変化はございましたが、収入、支出とも前年度とほぼ変わりありません。

以上、御提案申し上げました令和4年度一般会計歳入歳出決算ほか3件の議案の詳細につきましては、予算決算委員会におきまして御説明を申し上げますので、いずれも原案どおり、御認定賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（近松恵美子さん） 企業局長 荒木 勇君。

[企業局長 荒木 勇君 登壇]

○企業局長（荒木 勇君） おはようございます。

議第74号から議第77号までの4件の決算につきまして、監査委員の審査に付し、8月22日付けで、審査意見書の送付を受けましたので、特別会計と併せて、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付すため、御提案するもので、ここに提案理由の御説明を申し上げます。

令和4年度公営企業会計別決算収支を合わせて御参照いただきたいと存じます。

まず、議第74号令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額4,271万4,739円、歳出決算額3,950万8,324円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は320万6,415円となっております。前年度に比べ収入、支出ともに増加しております。

その主な要因は、維持管理費の増加に伴い、収入科目では一般会計繰入金。支出科目

では委託料及び人件費の増加によるものでございます。

次に、議第75号令和4年度玉名市水道事業会計決算でございますが、収益的収支及び資本的収支につきましては、収益的収入は8億3,343万9,334円、収益的支出は8億934万7,032円で、資本的収入は4億1,168万円、資本的支出は8億4,021万9,296円でございます。

令和4年度の主な事業といたしましては、伊倉地区等の老朽管布設替工事及び令和3年度に引き続き東部地区改築更新事業等を実施し、安心安全の水の提供と安定した水道水の供給に努めてまいりました。また、業務状況につきましては、給水戸数が2万1,858戸、年間総配水量608万1,463立方メートルで、有収率は77.38%で前年度より2.17ポイントの減でございました。

次に、議第76号令和4年度玉名市公共下水道事業会計決算でございますが、収益的収支及び資本的収支につきましては、収益的収入は15億289万7,781円、収益的支出は14億3,937万3,532円で、資本的収入は3億898万9,860円、資本的支出は8億7,286万5,482円でございます。

令和4年度の主な事業としましては、山田地区、大坊地区等の污水管渠施設整備工事、大坊污水マンホールポンプ場機械設備工事等に取り組、都市環境の整備、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に努めました。また、業務状況につきましては、令和4年度末の処理区域内人口は3万5,454人で、玉名市の総人口、6万3,749人から見た、公共下水道の普及率は、55.61%でございました。

次に、議第77号令和4年度玉名市農業集落排水事業会計決算でございますが、収益的収支及び資本的収支につきましては、収益的収入は4億580万6,885円、収益的支出は4億1,143万1,191円で、資本的収入は1億4,654万8,425円、資本的支出は2億6,414万9,801円でございます。

令和4年度の主な事業としましては、横島町地区機能強化事業として真空ステーション改築工事等を実施し、農業集落排水地域の生活環境保全と公衆衛生の向上に努めました。また、業務状況につきましては、令和4年度末の処理区域内人口は6,875人で、玉名市の総人口6万3,749人から見た農業集落排水の普及率につきましては10.78%でございます。

以上、御提案申し上げました4件の議案の詳細につきましては、委員会にて御説明申し上げますので、いずれも原案どおり御認定賜りますようお願いいたしまして提案理由の御説明といたします。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長（吉田勇人君）　続きまして、議第69号及び議第78号から議第80号までの補正予算関係4件につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回御提案いたします補正予算は、現計予算計上後の事情の変化によりまして補正を行なう必要が生じたので、御提案いたすものでございます。

初めに、議第69号専決処分事項の承認について、専決第9号令和5年度玉名市一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

お手元の補正予算資料の1ページをお願いいたします。この補正予算は、6月及び7月の豪雨被害に対し迅速な復旧作業を行なう必要がございましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により8月1日付けで専決処分を行ないましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

歳入歳出それぞれ8,530万2,000円を追加し、総額を351億5,373万8,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、6款農林水産業費は6,114万8,000円の追加で、大正開排水機場のポンプ2台の補修5,383万8,000円、東部小岱山線防護柵設置工事476万9,000円などでございます。

次に、11款災害復旧費は2,415万4,000円の追加で、豪雨により被害を受けた農業用施設、道路、河川等の早急な復旧のための経費でございます。

2ページをお願いいたします。第2表地方債補正につきましては、土地改良施設整備事業の限度額を変更するものでございます。

次に、議第78号令和5年度玉名市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ9億980万7,000円を追加し、総額を360億6,354万5,000円とするものでございます。

それでは歳出の主な内容につきまして御説明いたします。まず、物価高騰対策といたしまして、2つの事業3,013万円を計上いたしております。

内容といたしましては、県の支援の対象外であるくまもと県北病院に対する運営支援として726万6,000円を、給食費の負担軽減として小中学校分2,286万4,000円を支援するものでございます。また、6月及び7月の豪雨被害に対する災害復旧対策として、今後対応が必要な61件分5,057万4,000円を追加するものでございます。

款ごとの主な内容でございますが、2款総務費は、2の財政調整基金積立金で、令和4年度決算に伴う剰余金処分に係る財政調整基金への積立金7億1,000万円などでございます。

3ページをお願いいたします。3款民生費は、9の自殺対策推進事業で、熊本連携中

枢都市圏域の関係市町村で行なう相談事業の負担金93万円などがございます。

4ページをお願いいたします。4款衛生費は、18のし尿処理施設等管理運営事業で、水の守における機械修繕料427万9,000円などがございます。6款農林水産業費は、20の県産麦安定生産体系構築支援事業で、麦の安定生産に必要な機械導入の支援1,875万5,000円、5ページをお願いいたします。27番の森林保全事業は、森林に対する経営管理権集積計画の実施に伴う石貫地区における森林保険及び森林経営管理民有林の整備費用766万7,000円などがございます。7款商工費は、29の施設等管理運営事業で、日嶽遊歩道修繕及び岱明コミュニティセンター潮湯の機械室温水器更新費用1,592万2,000円、6ページをお願いいたします。30の情報発信事業は、福岡都市圏をターゲットにしたモニターツアーや動画、WEB、SNS、雑誌等を活用したプロモーションを行ないます玉名・小天温泉再始動プロジェクトに511万5,000円、32番のインバウンド推進事業は、玉名市・台湾桃園マラソン交流事業243万3,000円などがございます。8款土木費は、35の都市計画総務費で、JR玉名駅を活用しました賑わいのまちづくり地域交流活性化事業730万円などがございます。

7ページをお願いいたします。10款教育費は、47の生涯学習事業で、小学生から高校生までを対象にした学校外でも外国語や異文化を学べる機会と環境を提供する、グローバル人材育成事業54万7,000円、48の中学校部活動地域移行支援事業は、中学校部活動地域移行及び合同部活動推進の実証事業として会計年度任用職員の経費と合わせた305万6,000円などがございます。なお、今回の財源調整としまして、普通交付税を1億6,252万8,000円、繰越金を6億6,450万1,000円追加しております。

9ページをお願いいたします。第2表繰越明許費につきましては、岱明中学校武道場建設工事2億4,775万9,000円を追加するものがございます。

第3表債務負担行為補正につきましては、市指定ごみ袋作製業務、岱明学校給食センター及び天水学校給食センター調理運搬等業務の期間及び限度額を設定するものがございます。

第4表地方債補正につきましては、新たに観光施設等整備事業及び現年発生公共土木施設災害復旧事業を追加し、道路橋りょう整備事業の限度額を変更するものがございます。

以上が一般会計の補正予算の説明でございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

議第79号令和5年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ112万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を88億7,116万3,000円とするものでございます。

歳出の内容につきましては、1款総務費で産前産後の国民健康保険税免除のためのシステム改修業務委託112万2,000円でございます。

次に、議第80号令和5年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,720万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を79億4,096万2,000円とするものでございます。

歳出の内容につきましては、7款諸支出金で、令和4年度事業費の精算に伴います支払基金への償還金でございます。

以上、主な内容等について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、予算決算委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（近松恵美子さん） 副市長 村上隆之君。

[副市長 村上隆之君 登壇]

○副市長（村上隆之君） おはようございます。

私のほうからは、議第81号から議第86号までの提案理由につきまして御説明を申し上げます。

議案書の2ページをお願いいたします。

議第81号の玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、玉名市学校給食費検討委員会を設置するため、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、学校給食費の額について審議するために玉名市学校給食費検討委員会を設置し、所掌事項、事務の内容、委員の定数、委員の構成及び委員の任期につきまして必要な事項を定めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。また、附則第3項におきまして、玉名市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正といたしまして、別表に学校給食費検討委員会委員の職名及び報酬額を定めるものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

議第82号玉名市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、法律の改正により、放置すれば特定空家等となるおそれがある空家などを管理不全空家等として市町村長が指導、勧告することができるようになり

ますことから、その手続について規定の整備を行なうものでございます。また、法律の改正により、法の規定を引用しております条例中の規定に条ずれが生じますことから、併せてその整備を行なうものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行日から施行するものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

議第83号玉名市民会館条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、入館制限の対象者を変更するため、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、入館制限の対象者として規定しております精神に異常があると認められる者につきまして、障害者差別との誤解を招くおそれがありますことから、条例中の規定を削除するものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

7ページをお願いいたします。

議第84号熊本市との連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についてでございますが、これは、連携協約を締結するためには、地方自治法第252条の2第3項の規定により議会の議決を経る必要がありますので提案するものでございます。

内容といたしましては、熊本市を連携中枢都市として県内19市町村で形成される熊本連携中枢都市圏に本市が加入するため、経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上の3つの分野について、相互の特性や強みを生かしながら、その役割及び連携する事柄について規定した連携中枢都市圏形成に係る連携協約を、本市と熊本市との間において1対1で締結するものでございます。

14ページをお願いいたします。

議第85号熊本市との公の施設の利用に関する協定の締結についてでございますが、これは、他の普通地方公共団体との協議により公の施設を利用に供するためには、地方自治法第244条の3第3項の規定により議会の議決を経る必要がありますので提案するものでございます。

内容といたしましては、熊本市、玉名市が設置する図書館、公民館図書室につきまして、それぞれの住民が相互に利用できるよう協定を締結するものでございます。

17ページをお願いいたします。

議第86号普通財産の無償貸付けについてでございますが、これは、地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

貸付けします物件は、平成16年7月から高瀬蔵の民間譲渡に伴い無償貸付けをしております土地でございまして、高瀬蔵の運営の効率化を図ることを目的とした建物所有者の変更に伴いまして、土地の無償貸付けを行なうものでございます。

貸付期間は令和5年10月1日から令和10年9月30日まで、貸付けの相手方はNPO法人高瀬蔵でございます。

以上、詳細につきましては、所管の各委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 本議会に提案しております人事案件の提案理由について御説明申し上げます。

18ページをお願いいたします。

議第87号教育長の任命についてでございますが、教育長の福島和義氏が本年12月3日をもちまして任期満了となるため、引き続き同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めますのでございます。

19ページをお願いいたします。

議第88号教育委員会委員の任命についてでございますが、現委員の隈部知更氏が、本年11月29日をもちまして任期満了となるため、引き続き同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めますのでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

議第89号公平委員会委員の選任についてでございますが、現委員の林田優子氏が、本年11月30日をもちまして任期満了となるため、引き続き同氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして、議会の同意を求めますのでございます。

次に、21ページから23ページまでをお願いいたします。

議第90号から議第92号までの固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、これは、現委員の一廣子氏が本年11月29日をもちまして任期満了となるため、引き続き同氏を、同じく現委員の平川優美子氏が同日をもちまして任期満了となるため、その後任として中野幸子氏を、同じく現委員の宮本伸一氏が同日をもちまして任期満了となるため、その後任として津崎伸宏氏を、それぞれ選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めますのでございます。

以上、6件の人事案件につきましては、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

日程第10 報告（2件）

○議長（近松恵美子さん） 日程第10、「報告」を行ないます。

報告第11号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、ほか1件の報告があります。

総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長（吉田勇人君） それでは、報告2件につきまして御説明を申し上げます。

議案書の24ページをお願いいたします。

報告第11号健全化判断比率及び資金不足比率の報告でございますが、これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会に報告するものでございます。

初めに、本市の健全化判断比率について御説明いたします。

実質赤字比率は、一般会計のみを対象とし、実質赤字が標準財政規模に占める割合を示すものであります。本市の場合、実質赤字額がございませんので、実質赤字比率の数値はございません。

次に、連結実質赤字比率は、一般会計に特別会計、企業会計を加えた全会計が対象となり、全会計を合わせた連結実質赤字が標準財政規模に占める割合を示すものであります。本市の場合、連結実質赤字額がございませんので、連結実質赤字比率の数値はございません。

次に、実質公債費比率は、一般会計、特別会計、企業会計に本市が加入する一部事務組合の有明広域行政事務組合、玉名市玉東町病院設立組合、熊本縣市町村総合事務組合、熊本県後期高齢者医療広域連合を加えたものが対象となりますが、本市が負担する公債費が標準財政規模に占める割合を示すもので、本市の比率は9.1%でございます。

次に、将来負担比率は、さらに地方公社や第三セクターであります一般財団法人玉名市自治振興公社、有限会社横島町特産物振興協会、地方独立行政法人くまもと県北病院を加えたものが対象となり、将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合を示すもので、本市の比率は9.3%でございます。

最後に、資金不足比率は、浄化槽整備事業特別会計と公営企業会計のみを対象とし、資金不足額が事業規模に占める割合を示すものであります。本市の場合、両会計とも資金不足がないため数値はございません。

このように、5つの指標とも資料に参考表記しております国が示す早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、現在のところ適正な財政運営がなされている状況でございます。なお、赤字比率がなくて数値がないと表現しました指標につきましても、参考までに黒字の数値をカッコ書きで記載いたしております。

次に、26ページをお願いいたします。



報告第12号専決処分の報告についてでございますが、これは、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定により報告するものでございます。

内容といたしましては、令和5年7月15日午後3時頃、市道岩崎橋玉高通線において、相手方が運転する乗用車が、路上に生じた舗装陥没箇所接触到し、左前輪のタイヤ及びホイールが破損したものでございます。

相手方への損害賠償額として、市は100%に当たる9万3,566円を支払うものでございます。なお、損害賠償金については、公益社団法人全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険より全額給付されます。

報告案件は、以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、報告の説明は終わりました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第11 請願の報告

○議長（近松恵美子さん） 日程第11、「請願の報告」を行ないます。

請第2号インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出に関する請願

請第3号日本政府に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出に関する請願

以上、請願2件が今回提出されております。内容につきましては、お手元にその要旨を配付しておりますので、説明を省略いたします。

これにて、請願の報告を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。議事の都合により、明日2日から10日までの9日間休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、明日2日から10日までの9日間休会することに決定いたしました。

9月11日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

一般質問を希望しておられる方は、発言通告書に質問の要旨を具体的に記載し、4日の正午までに事務局にお届けください。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時01分 散会

第 2 号

9 月 1 1 日 (月)

## 令和5年第3回玉名市議会定例会会議録（第2号）

### 議事日程（第2号）

令和5年9月11日（月曜日）午前10時00分開議

#### 開議宣告

#### 日程第1 一般質問

- 1 15番 西川 裕文 議員（第二新生クラブ）
- 2 2番 中村 慎吾 議員（新生クラブ）
- 3 18番 前田 正治 議員（無会派：日本共産党）
- 4 11番 北本 将幸 議員（創政未来）
- 5 6番 山下 桂造 議員（自友クラブ）

#### 散会宣告

\*\*\*\*\*

### 本日の会議に付した事件

#### 開議宣告

#### 日程第1 一般質問

- 1 15番 西川 裕文 議員（第二新生クラブ）
  - 1 熊本市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約について
  - 2 小岱山丸山キャンプ場の今後について
  - 3 有害鳥獣の捕獲について
- 2 2番 中村 慎吾 議員（新生クラブ）
  - 1 天水中学校区の学校再編について
    - (1) 基本設計の進捗状況について
    - (2) 小天東小学校跡地活用の現在の状況について
- 3 18番 前田 正治 議員（無会派：日本共産党）
  - 1 庁内業務のDX化について
    - (1) 庁内業務のDX化の方針と進捗状況は
    - (2) チャットGPT導入における課題とその対策は
    - (3) 公立保育所ICT導入における保護者への説明と同意は
    - (4) 公立保育所ICT導入の個人情報保護の対策は
  - 2 職員定員管理と処遇改善について
    - (1) 正規職員数と会計年度任用職員数の推移は
    - (2) 定年延長による職員採用の方針は
    - (3) 職員OBと行政運営の応援協定に実効性があるか
    - (4) 会計年度任用職員の勤勉手当支給と賃金改定についての対応は

(5) 会計年度任用職員の生理休暇の有給化について

3 旧玉名中央病院の跡地について

(1) 跡地活用についての計画は

4 11番 北本 将幸 議員 (創政未来)

1 桃田運動公園市民プールについて

(1) 市民プールの現状について

(2) 桃田運動公園市民プール在り方検討委員会の検討結果について

(3) 市民への情報公開・意見聴取について

(4) 今後の方針について

2 魅力ある公園整備について

(1) 10年ビジョンに掲げる桃田運動公園の整備について

(2) 蛇ヶ谷公園の整備について

(3) 岱明中央公園グラウンドの整備について

(4) 市民参画で行なう公園整備について

5 6番 山下 桂造 議員 (自友クラブ)

1 三ツ川産業団地稼働に伴う工場排水と交通安全について

2 小中学校のプールの暑さ対策について

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

#### 出席議員 (21名)

1番	大野 豊重 君	2番	中村 慎吾 君
3番	浜田 繁次郎 君	4番	瀬崎 剛 君
5番	田浦 敏晴 君	6番	山下 桂造 君
7番	立川 信之 君	8番	坂本 公司 君
9番	吉田 真樹子 さん	10番	一瀬 重隆 君
11番	北本 将幸 君	12番	多田隈 啓二 君
13番	松本 憲二 君	14番	徳村 登志郎 君
15番	西川 裕文 君	16番	江田 計司 君
17番	近松 恵美子 さん	18番	前田 正治 君
19番	作本 幸男 君	20番	森川 和博 君
21番	中尾 嘉男 君		

\*\*\*\*\*

#### 欠席議員 (なし)

\*\*\*\*\*

欠 員（1名）

+++++

事務局職員出席者

事務局長	糸 永 安 利 君	事務局次長	松 野 和 博 君
係 長	小 畠 栄 作 君	書 記	古 閑 俊 彦 君
書 記	徳 永 優 貴 君		

+++++

説明のため出席した者

市 長	藏 原 隆 浩 君	副 市 長	村 上 隆 之 君
総 務 部 長	吉 田 勇 人 君	企画経営部長	宮 本 圭一 郎 君
市民生活部長	松 田 智 文 君	健康福祉部長	瀬 崎 し の ぶ さ ん
産業経済部長	井 上 康 博 君	建 設 部 長	田 代 史 典 君
企 業 局 長	荒 木 勇 君	教 育 長	福 島 和 義 君
教 育 部 長	藤 森 竜 也 君		

午前10時00分 開議

\*\*\*\*\*

○議長（近松恵美子さん） ただいまから、本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 一般質問

○議長（近松恵美子さん） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

15番 西川裕文君。

[15番 西川裕文君 登壇]

○15番（西川裕文君） おはようございます。ありがとうございます。今議会、一般質問第1番をさせていただきます15番、第二新生クラブ、西川裕文でございます。

傍聴席の方、また、ネット配信で御覧いただいている皆様、ありがとうございます。

さて、ちょうど1か月前になりますけれども、国営の横島干拓事業の入植開始50周年の記念式典が執り行なわれております。40数年前になりますけれども、私自身学生のときで夏休み横島干拓の叔母の家でい草の刈取りの手伝いといいますか、バイトに行っておりまして、それから約50年経ちまして、今は横島のほうは御存じのとおりハウス園芸が主体になっております。時を経るとそれぞれの事業内容も変化するなど、今、実感しておる次第でございます。自分自身も年齢もこれだけになりまして、経営内容も昔に比べると変わっているというところで、本当に50年という経過をすればいろんなところで変化があるなというところを感じておる次第でございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず、熊本市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約について伺います。今議会の開会日、9月1日でしたけれども、全員協議会で説明を受けましたけれども、今議会の議案に上がっております熊本市との連携協約の締結について、協約の具体的内容と締結後、どのようになっていくのか。また、玉名市のメリットも含めて、どのようになるか説明を求めます。また、現在行なっております玉名郡市1市3町で行なっておる定住自立圏との違いについての説明も求めます。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

[企画経営部長 宮本圭一郎君 登壇]

○企画経営部長（宮本圭一郎君） おはようございます。西川議員御質問の熊本市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約についてお答えいたします。

まず、連携中枢都市圏制度についてでございますが、人口20万人以上などの要件を満たした連携中枢都市と連携中枢都市への通勤、通学の割合が10%あるなど、社会、経済、文化、住民生活等で密接な関係を有する近隣市町村とが対一で連携協約を結ぶ

ことで、相当規模と中核性を備え、人口減少、少子高齢社会においても活力ある社会経済を維持する拠点を形成するというものでございます。

本市は、県内19市町村で形成する熊本市を連携中枢都市とした熊本連携中枢都市圏に加わるよう今議会において連携協約の締結の議決を経て、10月24日に協約の締結を予定しているところでございます。

熊本連携中枢都市圏に加わることで、国が要綱で定めている連携中枢都市圏構想の3つの分野である圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上に取り組むこととなります。なお、同じような市町村の連携の制度として、本市を中心に玉東町、和水町、南関町の1市3町で形成する玉名圏域定住自立圏がございますが、定住自立圏の目的が、生活機能の確保であるのに対して、連携中枢都市圏は、生活機能の向上を目的としています。そのため、連携中枢都市圏で取り組むことにより、市民生活向上のためスケールメリットを活かした新たな事業ができるようになります。また、財政面では、連携中枢都市圏への取組には、国の財政措置があり、本市の場合、1,800万円を上限に必要経費の80%が特別交付税で措置されます。連携協約の締結後には、スマートフォンのアプリを活用し、ウォーキングなどの健康づくり活動をポイント化した健康ポイント事業や自殺対策強化を目的としたSNSによる相談業務、地球温暖化対策の共同推進、熊本市と本市図書館の相互利用など、55の事業に順次取り組むことで、連携中枢都市圏のスケールメリットによる市民サービスのさらなる向上につなげてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 西川裕文君。

○15番（西川裕文君） 答弁ありがとうございます。

ただいま部長のほうから答弁いただきましたけども、熊本市との締結によって定住自立圏の場合は生活機能の確保というのが目的、今度熊本市との連携協約の締結によりますと、確保以上に向上というところになってくるというところで、ますます玉名市としてみても必要どころが出てくるし、財政的なところも確保ができるということの話を伺いました。そして全体的に圏域全体の経済成長、都市機能の集積強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上が図られるということが理解できまして、政令指定都市の熊本市との連携によって、具体的に今後玉名市がより栄えてくることができると思います。特に、職員の皆様方には、両行政間の検討と仕事も増えますし、大変にはなるとは思いますけれども、具体的に話し合うことによって未来の玉名づくり、ビジョンづくりが、また、新たに明確になってくるとは思いますし、玉名市にとってみても、今後ますます玉名市が発展するというところを感じております。

繰り返しになりますけれども、大きな熊本市73万都市になりますので、いろいろと

また職員の皆さん方も違った意味での井の中の蛙から抜け出して、大局的な判断ができてくると思います。今後も玉名市、玉名市民のために、それぞれ意見を出し合いながら、今後の玉名がよくなるように進めていっていただきたいと思います。

[15番 西川裕文君 登壇]

○15番（西川裕文君） それでは、続きまして次の2項について質問いたします。

小岱山丸山キャンプ場の今後について伺います。先日、私のいところから連絡がありまして、小岱山の丸山キャンプ場内の県の施設が取り壊されるので、丸山キャンプ場は使えなくなるのではないかとというところで尋ねられました。小岱山県立自然公園の中の施設であり、市は県と協議して管理されて、現在はですね、県と協議をされて管理をされていると思います。このキャンプ場につきましては、毎年地域の方々も含めまして、小岱山への登山やキャンプ等で利用される、多くの方々の利用がなされていると思います。そこで、今後具体的に丸山キャンプ場はどのような形になるのか伺います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 井上康博君。

[産業経済部長 井上康博君 登壇]

○産業経済部長（井上康博君） おはようございます。

西川議員御質問の小岱山丸山キャンプ場の今後についてお答えいたします。

現在、本市では県有施設であるふるさと自然公園小岱山国民休養地の清掃維持管理を受諾し管理運営を行っております。当公園は、登山やキャンプでの利用者が年間約5万人近くあり、人気の場所となっております。公園内には、登山道やビジターセンター、管理棟、トイレが設置されておるほか、キャンプ場があります。このキャンプ場の利用の際は、ビジターセンターにて受付を行っており、通年利用が可能となっております。この公園は昭和40年代から整備が始まっており、管理棟やトイレなど老朽化した施設もあることから、その維持管理等については、関係者や関係団体や関係機関などと協議しながら進めていくとともに、今後も多くの方に利用していただけるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 西川裕文君。

○15番（西川裕文君） 答弁ありがとうございます。

これは言ってなかったですけども、再質問というか、キャンプ場はそのまま使えるような形で残るといような形ですね。今、丸山キャンプ場については、なくなるんじゃないかなろうかというところの話がありましたけれども、今、答弁の中で、キャンプ場については今までどおりに使用されると聞きまして、安心したところでございます。答弁の中にありました施設の老朽化によって、管理棟やトイレの整備等々が必要であるというところで、年間5万人近くの方々の利用があるというところで、本当に大切な場所でも



ありますし、特に地元の方々は丸山キャンプ場を主体に小岱山に登ったり、いろいろ走る方もいらっしゃいますし、大事なところでございますので、今、答弁の中にありましたように、今後も県と協議をしながら利用の方々が安心して利用できる場づくりをして、そして適正な維持管理を今後もよろしくお願ひしたいと思います。また、もう一つ、利用者の方から、やっぱり管理棟が古いからということで話がありましたけれども、心配するのがやっぱり落雷とか、そういうのがあるとどうしても管理棟かそういうところにおる人があるという話がありまして、ぜひ、新たな場づくりということで検討していただきたいと思ひます。

そういうところで、ますます利用者が増えると思ひますので、協議をつなげながら大事な丸山キャンプ場活用をお願ひしたいと思います。

[15番 西川裕文君 登壇]

○15番(西川裕文君) それでは、3番目になりますけれども、有害鳥獣の捕獲について伺います。

昨年、玉名市では初めてシカの捕獲がされております。その中で、令和に入って有害鳥獣の捕獲の状態はどうなっているか伺います。

次に、私も小岱山で果樹の栽培をしておりますけれども、毎年地元の捕獲隊の方々にイノシシの捕獲をお世話になっております。けれども、現在の捕獲隊、予備隊の方々の人数の状態はどのように変化しているのか。なかなか人数が減っているんじゃないだろうかとちょっと心配しておりますけれども、どのような変化をしているか。また、年齢的にもなかなか若い人はそういうのが難しいのかなと思ひます。年齢的に若い方も実際行っておられるのか伺います。また、市内の団体から、前回伺ったときに、地元のJAさんから助成補助されているという話を伺いましたけれども、市内の団体から捕獲に対しての助成補助がなされているのか、どのようになされているのか伺います。そして、市独自の有害鳥獣被害防護施設整備事業の状況について、どうなっているか伺います。

○議長(近松恵美子さん) 産業経済部長 井上康博君。

[産業経済部長 井上康博君 登壇]

○産業経済部長(井上康博君) 西川議員の御質問の有害鳥獣の捕獲についてお答えいたします。

まず、有害鳥獣として捕獲されたイノシシの個体数の状況についてであります。令和元年度は794頭、令和2年度は918頭、令和3年度は601頭、昨年度が787頭となっております。なお、本年度は8月末時点で165頭が捕獲されており、昨年度同時期の199頭と比べ少ない状況にあります。

次に、本市において有害鳥獣の捕獲に従事していただいている玉名市有害鳥獣捕獲隊及び同予備隊の隊員数は、それぞれ32名の合計64名となっております。近年では、

各自治体で捕獲従事者の減少や高齢化が懸念されておりますが、本市では、令和3年度に20代が1名、40代が1名、50代が1名の計3名、令和4年度には30代1名、本年度には40代1名の方が玉名市有害鳥獣捕獲隊予備隊に新規で加入されております。また、平成25年度に狩猟免許取得費補助金を創設し、有害鳥獣の捕獲従事者の確保に努めており、捕獲隊予備隊への新規加入者の多くが同補助金を活用されております。

次に、有害鳥獣捕獲隊に対する関係団体からの負担金等については、JAたまなから捕獲実績向上対策助成金として、捕獲頭数に応じて助成されており、さらに捕獲体制強化助成金として、毎年度定額で負担していただいております。また、農林水産物に対する被害防止対策を推進する目的で設置しています玉名市鳥獣被害防止対策協議会に対し、熊本県農業共済組合から獣害対策事業奨励措置交付金として負担していただいております。これらは全て、市または協議会が取り組む有害鳥獣被害防止対策関連経費に充当させていただいているところです。

次に、有害獣による農作物の被害を防止し、農業経営の安定化及び健全化を図る目的で実施しております玉名市有害鳥獣被害防護施設整備事業補助金の今年度8月末時点での申請件数及び交付決定額は、申請件数が39件、交付決定額は157万9,000円となっております。

最後に、鳥獣被害対策の分野におきましては、本年10月に熊本連携中枢都市圏に加わることで、圏域市町村での効率的な捕獲を実施し、鳥獣被害対策に一層取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 西川裕文君。

○15番（西川裕文君） 答弁ありがとうございます。

捕獲の数は年々差はありますけれど、昔に比べると減ってきているというところでありがたく思っております。また、説明ありましたように捕獲隊、予備隊の方々の数も減少もなく、また、若い方々も入隊していただいていることを聞いて安心いたしました。それから、助成については、市内といいますか、JAたまなさんと熊本県の農業共済組合のほうから助成もあっておるところで、今後お願いしたいと思っております。

県独自の有害獣被害防護施設整備事業につきましても、頭数は減っておるところありますけれど、整備すればまたほかのところにも動いていきますし、古くなればその施設自体も新しく変える必要も出てきますので、今後ともぜひ、継続をしていただきたいと思います。また、最初に質問いたしました熊本県との事業で、連携協定の中でも今後また、有害鳥獣の捕獲についても検討するというところで幅広くできてくると思いますので、今後ともよろしくお願いしたいと思っております。

昔はいろいろ捕獲の頭数を調べるために、ほかから持ってきた経緯も明確ではありま

せんけど、そういう経緯もありましたけども、今はそういうこともなくなって、市のほうで写真を撮りながらどこで獲ったか分かるようになって、そういうところが捕獲した数が明確にほかから持ってくるということはなくなって、対応していただいております。今後とも対応をしていくように継続していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、一応、これで質問を終わりますけれども、最後になりますけれども、本日9月11日は、今から21年前、2001年アメリカの同時多発テロの事件の日でちょうどありまして、その後テロが増加してアメリカがテロとの戦いを続ける中で、中国やロシアは急速に軍事力を伸ばしていっております。そして今、ロシアとウクライナが大問題になっておりますけれども、本当に早期の解決を望む次第であります。

そして本当に最後になりますけれども、去る8月9日御逝去されました田畑久吉議員の追悼の式は本月1日の議会の開会日に行ないましたけれども、今後、田畑議員霊界より見守っていただいて、ときには喝を入れていただきたいと思います。

それでは、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） では、次に、2番、中村慎吾君。

2番 中村慎吾君。

[2番 中村慎吾君 登壇]

○2番（中村慎吾君） 傍聴席にいらっしゃる皆様、また、インターネットを御視聴の皆様おはようございます。2番、新生クラブ、中村慎吾です。よろしくお願いいたします。

今年の夏は数年ぶりに各地で夏祭りが開催され、多くのにぎわいが戻ってまいりました。私の地元、天水でも4年ぶりに夏祭りが草枕温泉周辺で開催され、多くの皆様に御来場いただきました。地域のにぎわいが戻ってきて、大変うれしく思いました。また、最近、朝晩は大分過ごしやすくなってきましたが、日中はまだまだ暑い日が続いております。先日のニュースでは、9月も気温が高く熱中症対策の継続も必要との報道もあっておりました。皆様も十分注意され、小まめな水分補給を行ない、この夏を乗り切っていただきたいと思います。

それでは、通告により一般質問を行ないます。今回も天水中学校区の学校再編についてお尋ねします。

まず、基本設計の進捗状況について。平成27年から継続的に協議が行なわれてきました天水中学校区の学校再編計画も、ようやく実現に向けて動き出すことができました。今年度、統合小学校の基本設計業務を行なわれておりますが、現在の進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育長 福島和義君。

[教育長 福島和義君 登壇]

○教育長（福島和義君） 皆様おはようございます。

中村議員御質問の基本設計の進捗状況についてお答えいたします。

現在、令和9年4月開校を目指し、新校舎の基本設計業務を行なっておりまして、校舎の配置、校舎の階数並びに教室のレイアウト、プールの位置などの平面計画につきまして、教育委員会内部での協議と併せまして、玉水小学校、小天小学校及び天水中学校の御意見をお聞きしながら、基本設計のとりまとめを行なっているところであります。

今後、9月及び10月の2回、玉水小学校、小天小学校及び天水中学校の各学校の学校運営協議会委員の皆様方、学校長、PTA代表等に加えまして、統合する時点で在籍をすることになります現在低学年、1、2年生児童の保護者代表者を加えましたメンバーに対して、基本設計案を3案に絞って提示をし、意見交換を行ないながら基本設計の最終的なとりまとめを行なっていく予定であります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 中村慎吾君。

○2番（中村慎吾君） 答弁いただきました。

一応、3案に絞って地域の皆さんに提示をされるということで、しっかり意見交換を行なっていただいて、地域の皆様の意向、意見、しっかり汲んでいただいて、なおかつやっぱりしっかりとした学校になるようにつくっていただくようにしていただきたいと思っております。

では、すみません。再質問で、新校舎の構造についてお尋ねしたいと思います。例えば、学校イメージとして、平屋なのか、また、2階、3階建てを計画しているのか。エレベーター等の設置、体の不自由な子どもさん等も利用できるバリアフリー等の設計なのか。また、災害が発生した場合の活用等も総合的に想定して計画しているものがあるのか、現時点で答えられる範囲でよいのでお願いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 中村議員御質問の新校舎の構造など、具体的な点についてお答えいたします。

あくまでも、現在の検討段階での答弁となりますけれども、まず、校舎の階数については、2ないし3階建てを検討しております。最終的には、教室のレイアウト、また、既存の中学校舎の小学校での活用の検討により、校舎の階数は決定したいと考えております。

次に、エレベーターの設置については、学校施設におけるバリアフリー化の推進の観点から、エレベーターの設置をはじめ、身障者用のための多目的トイレの設置であったり、スロープなどによる段差解消等が図られるよう、施設整備を行なう予定でございます。

す。

最後に、防災面での配慮として、万が一に備え、確実な垂直避難が計らえるよう、屋上の設置も検討しているところでございます。そのほか、新校舎の構造上の特徴として、新しい校舎と中学校の校舎を通路で連結することにより小中一貫教育の連携強化を推し進めるとともに、周辺の公共施設である天水体育館や天水公民館との間に動線を設置することで、施設の有効活用が一層図られるよう検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 中村慎吾君。

○2番（中村慎吾君） 答弁いただきました。ありがとうございます。

しっかり総合的な観点から動線等も体育館及び公民館との動線等も計画をしていただいているようですので、ちょっと安心しました。せっかく近くにいろいろありますので、総合的に使えるのが一番だと思います。やはりそういうものを考慮していただいて、今後ともきちっとした学校をつくっていただきたいと思います。

では、次に、小天東小学校跡地の現在の状況についてお尋ねします。小天東小学校跡地については、令和4年度、昨年度、公募型プロポーザルを実施されましたが、活用は、結果的には決まらなかったということでございます。本年度も活用について公募をされていますが、現在の状況についてお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 中村議員御質問の小天東小学校跡地活用の現状についてお答えいたします。

小天東小学校跡地につきましては、昨年度、議員も言われましたけれども、活用事業者の募集を行ない、1者の応募があったものの、審査の結果、採用とはなりませんでした。今年度につきましては、里道の付け替えや確定測量などの土地の整理が完了しました月瀬小学校跡地と併せて、7月から9月までの期間で活用事業者の募集を再度行なっております。

今後のスケジュールにつきましては、10月末に有識者、地域住民代表者及び市職員で構成する選定委員会におきまして、提案内容を審査し、契約候補者を選定する予定としております。その後、事業者との諸条件協議、地域住民への説明等を行ない、令和6年3月議会または6月議会をめぐりに財産処分の議案を上程する予定としております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 中村慎吾君。

○2番（中村慎吾君） 答弁いただきました。ありがとうございます。

いろいろ結果的にはということだったんですけれども、新しく今年度もしっかり募集をされているようですので、ちょっと安心しました。

では、再質問で、先ほどお話しあったように7月からプロポーザルで募集を開始されているということですが、問合せとか、今現在どのような状況なのでしょう。こちらでも分かる範囲で結構ですのでよろしくお願いします。また、昨年度、公募活用決定しませんでしたけれども、今年度は前年度の方法を踏まえて、何か再検討されて、変更の仕様等、対策等を何か行なわれているのかをお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 中村議員の再質問にお答えいたします。

まず、小天東小学校跡地への本年度の問合せ状況についてですが、現在、すでに公募を開始しておりますので、具体的なことは差し控えさせていただきますが、複数者から問合せをいただき、現地説明等も実施したところでございます。

次に、公募型プロポーザルの昨年からの変更点についてでございますが、これまでの経緯から御説明しますと、学校跡地活用における公募型プロポーザルは、玉陵小学校が開校した後、平成30年度から毎年継続して行なっており、三ツ川、小田、梅林の3小学校について売却を行なっております。昨年度は新たに小天小学校跡地を加えて募集するに当たり、民間事業者の意見を募集要項に反映することで、積極的な民間参入を促すために、サウンディング型市場調査を実施するなど、募集方法を用途や業種を指定せず、広く募集をするなど、大幅な見直しを行ないました。その結果、それまでの応募事業者は、熊本県内に限られておりましたが、九州各地から問合せをいただくことができました。本年度実施しております公募型プロポーザルにつきましては、昨年度に変更した方法を踏襲しながら、過去に問合せがあった事業者や、企業との取引が見込まれる金融機関等に情報提供を行なうとともに、日本PFI協会など、関係機関のホームページに掲載を依頼するなど、幅広い周知に努めているところでございます。

今後も社会情勢の変化に合わせて、最適な募集方法の変化を取り込んでいくとともに、活用事業者に対する柔軟な対応に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 中村慎吾君。

○2番（中村慎吾君） 答弁いただきました。ありがとうございます。

問合せも複数あっているということで、少し安心しました。やはり施設は使用しないとどんどん傷んでいきます。早く活用企業が決定することによって、やはり小天東地区の活性化につながっていくと思いますので、地域住民の皆さんの意向等踏まえながらよりよい企業誘致と言いますか、活用方法を見つけ出していきたいと思います。

今回はと言いますか、今回も天水中学校区の学校再編についてお尋ねをいたしました。前回は申しましたけれども、やはり子どもたちが利用しやすく、安全に学べる、そのためにしっかりと協議を行なって、やはりよりよい学校をつくっていくというのが一番だ

と思います。また、学校は地域の核でもあると思います。新しく天水中学校の敷地内にできる統合小学校も、さきほど最初のお話しにあったように、周辺の公共施設と合わせて、天水地域の教育、防災の中心となるよう、これは私の思いですけれども、例えば、全ての施設を2階ないし3階の連絡通路でつないで、何かの災害が発生したとき、全ての施設がつながって、避難所としての一つとしても活用ができるようにするなど、やはり各課部門等を超えて、総合的にせっかくですので、いろいろ考えていただければと思います、そのようなことも本当に必要だと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、私の一般質問は、これで終わりたいと思ひます。御静聴ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） では、引き続き、18番、前田正治君。

[18番 前田正治君 登壇]

○18番（前田正治君） こんにちは。日本共産党の前田正治です。

通告に沿って一般質問を行ないます。庁内業務のDX化についてであります。私が所属します総務委員会は、去る7月20日、栃木県那須塩原市でDX推進について研修を行なってきました。

那須塩原市のDX推進戦略は、1市民サービスの向上、2行政の業務効率化と働き方改革、3地域社会におけるDXの推進、以上、3つの基本方針を定めて推進戦略を具体化したアクションプランに基づいて、全庁的な87件の取組が始まったところでありました。私は特に感心したのは、市民のデジタルデバイド、インターネットなどの情報技術を使えないために生じる格差への対応を具体化した取組の計画でありました。住民サービスにおいて、誰一人取り残さないという構えを感じたところでありました。

玉名市では、第4次情報化推進計画が令和5年3月に策定してありますが、業務のDX化では那須塩原市が一步先を行っている感じがいたしました。それでは、玉名市庁内業務のDX化に取り組む方針はこの第4次計画で明らかでありますから、方針をもとにした具体的な進捗状況はどうなっているかお尋ねをいたします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

[企画経営部長 宮本圭一郎君 登壇]

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 前田議員の庁内業務のDX化の方針と進捗状況についてお答えいたします。

国は地方公共団体が重点的に取り組むべき事項内容を具体化するとともに、情報システムの標準化、共通化やマイナンバーカードの普及など、6つの重点取組事項をまとめた自治体DX推進計画を策定しました。本市では、令和5年3月に第4次玉名市情報化推進計画を策定し、その中の基本方針の一つにデジタル業務改革による行政業務の効率

化を掲げ、多様化する課題の解決、持続化の行政サービスの提供を目指し、デジタル技術の活用による庁内業務の効率化・省力化を推進することとしております。

本市のDXの進捗状況としましては、情報システムの標準化・共通化につきましては、令和7年度までに国が整備する標準化システムへの移行が法律で義務づけられており、円滑な移行に向け準備を進めているところでございます。また、行政手続きのオンライン化は、児童手当等の現況届を含めた27手続きは、マイナポータルからの手続きが可能となっております。

次に、AI・RPAの利用促進は、保育所入所申込書や特定健診、がん検診申込書の紙の申請書を読み取り、データ化することで、単純作業や提携的な業務を自動化する取組のほか、議事録作成システムによる文字起こしの省力化などの取組を行っております。そのほか、実証実験として、文書の作成要約やアイデアの創出を目的とした生成AIの利用や、プログラミングなどの開発知識がなくても業務システムが作成可能なアプリ開発ツールの試験的運用を行っており、サービスの効果、課題の洗い出しを行ない、本格導入について検討してまいります。

今後もデジタル技術を活用することで、業務の効率化を進め、市民との相談や地域との対話など、職員でなければできないコア業務に注力できる環境を整備してまいります。以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 行政は市民の個人情報やプライバシーを徹底的に擁護することが大前提にあつてこそ、市民サービスや利便性の向上につながるものと考えます。DXの推進におきましても、セキュリティ遵守意識がさらに高まるような職員教育の徹底は欠かすことができない重要課題だと思っております。市民の個人情報及びプライバシーの堅持などは、遵守される職員教育の徹底についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

業務のDX推進に当たりましては、より慎重な個人情報の取扱いが求められると考えております。現在、個人情報及びプライバシーの権利の遵守並びに情報セキュリティに関する研修を、新規採用職員を対象に実施しております。また、業務でマイナンバーを取り扱う全職員を対象とした研修や情報セキュリティ監査も実施しているところでございます。今後これまでの取組に加えまして、全ての職員を対象とした研修を定期的を実施し、職員の資質向上、意識高揚を図ってまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 先ほどの答弁の中でも出てきたんですけど、業務のDX化の際



に、全国共通の標準化システムを利用するという一方で、せっかく実施してきた市単独事業の継続が困難になるということは、これは住民サービスや利便性向上の点から言ったら本末転倒だと思います。標準化システムを利用する中でも、例えば、介護保険料、あるいは国民健康保険税の申請減免など、市単独事業が実施可能なことが必要であります。いかがお考えかお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

標準化システムは、これまで地方自治体が個別に開発してきた基幹業務システムが抱えるコスト面などの問題を解消するために、国が定めた標準仕様書に基づき、全国の地方自治体が共通の仕様で構築するものでございます。

議員お尋ねの市の単独事業の実施についてでございますが、標準化システムを利用する中でも設定変更やアクション機能等の運用によって、例えば、国事業への上乗せ助成事業などの単独事業の実施が可能となります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 得てして標準化システムだから、今までの単独事業はもうできなくなったんですよと、何かそういうニュースが時々新聞に出てくるんですよ。ですから、そういったことにならないように一つよろしくお願いします。

次に、デジタルデバインドについてであります。業務のDX化におきまして、スマホもインターネットも使わない市民への住民サービスが遠ざかってはなりません。市町村が業務のDX化を推進する目的の一つに、さきほどもおっしゃいましたが、マイナンバーカードの普及があります。しかし、マイナンバーカードは、この取得につきましては、決して強制ではなくて任意となっております。業務DX化の中でマイナンバーを取得しない市民に不利益、不公平が生じないことを求めますが、いかがですか。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

市内業務のDX化につきましては、マイナンバーカードの取得、未取得に関わらず、これまでどおりの行政サービスが享受されることとなりますので、不利益、不公平が生じることはございません。また、今後市内業務のDX化に取り組むことで、市民の利便性がさらに向上するよう効果的な施策を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 分かりました。それでは、次の質問ですけど、玉名市では対話型人工知能チャットGPTを業務に導入する実証実験を7月から9月まで実施しており

ます。効果を検証して、来年1月の本格的な運用を目指すそうであります。現時点での実証実験の中、現時点までの実証実験の中、チャットGPT導入における課題とその対策はどういうものがあるかお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 前田議員御質問のチャットGPT導入における課題とその対策についてお答えいたします。

現在、多くの自治体において行政業務におけるチャットGPTの有効性を検証する実証実験が行なわれております。本市におきましてもDX推進の一環として、本年7月から9月の3か月間で、チャットGPTの業務活用に向けた実証実験を行なっているところです。チャットGPTが発表されてから数か月の間に凄まじいスピードで進化している一方で、情報漏洩や不正確な回答の可能性、著作権侵害等のリスクも懸念されています。チャットGPTの業務利用に当たっては、現在実証実験期間中であるため、課題の集約はこれからになりますが、個人情報、機密性の高い情報の入力禁止、必ず真偽の確認を行なうこと、知的財産権等を侵害しないなど、基本的なルールを定めたガイドラインを策定し、実証実験に参加する職員への説明会において、ガイドライン遵守の周知を行ない、実証実験を進めているところでございます。実証実験終了後、10月中に検証結果を取りまとめ、チャットGPTの業務利用にかかる効果検証及び課題対策の整理を行ない、本格導入の可否を含めた方向性を決定してまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 実験は9月までということでありましたので、本格的な課題と言いますか、今後どうするかというようなことは9月末を待たんと出らんとかなと感じておりました。

チャットGPTは恐らくとても便利で、業務に費やす時間も大幅に短縮できるものだと思います。チャットGPTを使うことで業務効率が上がり、住民サービスも向上する。そしてそれは公務員としての質の向上につながっていくということが重要だと思います。私は、職員が業務を行なうに当たっての基本的なスタンスは、これは新入職員のときに行なう宣誓書にあると思います。日本国憲法を尊重し、かつ、擁護すること。地方自治体の本旨を体するとともに、全体の奉仕者として誠実、かつ、公正に職務を執行すること。だんだん、だんだん便利になって業務効率も上がって、その分住民サービスが向上するということで、DX化がずっと進んでいくと思いますが、業務のDX化を推進する中で、いわゆる公務員として、市職員としてのスキルを向上させる取組はどうされますか、お尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

職員のスキルの向上の取組といたしまして、毎年各課から情報化推進員1名を選任し、情報セキュリティやDXの推進に関する研修を行なっております。情報化推進員には、情報スキルの向上のほか、習得した技術や情報を所属する職員に周知する役割を担わせ、組織全体のスキル向上を図っております。そのほか、全国で発生しているインシデント情報、巧妙なウイルスメールの情報やDXに関する最新情報は、庁内情報共有ツールのグループウェアで発信し、周知共有を行なっております。

今後もデジタル業務改革による行政業務の効率化を推進し、職員の情報スキルの向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 職員の情報スキルの向上とともに、さきほど言いましたような公務員としてのレベルアップと言いますか、スキル向上と言いますか、そういったこともしっかり欠かさず行なっていただきたいと思っております。

○議長（近松恵美子さん） 一般質問の途中ですけれども、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

前田正治君。

○18番（前田正治君） それでは、次の質問で、公立保育所業務にICT情報通信技術を導入することについてであります。

玉名市と企業はICT導入について契約を結びます。保護者は企業のシステムを持つアプリをスマホに取り込んで保育所とのやりとりを行ないます。システムを利用する際のルールをまとめたものが利用規約だと思います。企業のシステムを利用する保護者は、利用規約に縛られるということになります。従って、玉名市は保護者に利用規約を説明する責任があるものと考えます。公立保育所ICT導入における保護者への説明と同意はどうなっているかお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 瀬崎しのぶさん。

○健康福祉部長（瀬崎しのぶさん） おはようございます。

前田議員御質問の公立保育所ICT導入における保護者への説明と同意についてお答えいたします。

公立保育所へのICT導入に当たっては、現在、委託事業者を選定するための公募型

プロポーザルを実施しています。委託業務の内容は、保育日誌や指導計画等の記録に関する機能、職員のシフトに関する機能、園児の栄養や献立に関する機能、保護者との連絡に関する機能及び園児の登降園に関する機能などを有するシステムを導入することにしております。

今月末には委託事業者が決定する予定になっておりますので、事業者との契約締結後、保護者への説明を行ないたいと考えています。このシステムを導入することで、時間に関係なく、園児の欠席などの連絡を保護者が行なうことができるなど、メリットもございますので、使用に当たっては保護者への十分な説明に努め、同意を得たいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） さきほども言いましたが、システムを利用する際の保護者と利用規約についての関係はどのようになりますか。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 瀬崎しのぶさん。

○健康福祉部長（瀬崎しのぶさん） 前田議員の再質問にお答えいたします。

現在実施しています公立保育所ICT導入業務公募型プロポーザルは、今月末に委託事業者の決定、そして来月には委託契約の締結を予定しております。委託事業者及び導入するシステムの決定により、保護者が例えば、スマートフォンのアプリを登録する際、事業者側から利用規約が提示され、同意した上で利用開始されることになると考えております。また、保護者への説明会のときにも、利用規約について説明を行なう予定としております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 保護者は利用規約への同意を求められます。ですから、玉名市にはICT導入についての保護者への説明責任と合意が不可欠ではないかと考えるところですが、これから説明ということでありましたが、説明と合意は、全ての保護者に1人残らず曖昧にすることなく徹底することが、私は導入への大前提だと考えますがいかがですか、見解をお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 瀬崎しのぶさん。

○健康福祉部長（瀬崎しのぶさん） 全ての保護者に対して1人残さず合意と説明を行なっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） それではちょっとさらに再質問します。

スマホやタブレットを使わない、あるいは利用規約に合意できない保護者への対応は今までどおりとなりますか、どうでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 瀬崎しのぶさん。

○健康福祉部長（瀬崎しのぶさん） 合意ができない保護者に対しては、システムの利用は不可能になるかと思います。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） ですから、スマホやタブレットを使わない人、あるいは持っても合意できない、そういう人には従来どおりの連絡方法などで対応しますか。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 瀬崎しのぶさん。

○健康福祉部長（瀬崎しのぶさん） はい。もちろん、現況どおりの対策のほうはきちんとやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） はい、分かりました。

それでは、次の質問ですけど、公立保育所ICT導入で、保育所と保護者の連絡がスマホやタブレットを使って行なわれます。そうしますと、個人情報企業がサーバーに収集されて保管されます。保育所ICT導入で、個人情報保護についてはどのような対策をとられるかお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 瀬崎しのぶさん。

○健康福祉部長（瀬崎しのぶさん） 議員御質問の公立保育所ICT導入の個人情報保護の対策についてお答えいたします。

園児の情報をシステム管理する上で、氏名及び生年月日など、個人情報を管理することになりますが、本市では、玉名市個人情報の保護に関する法律施行条例のほか、玉名市情報セキュリティ規則、玉名市情報セキュリティ対策基準及び玉名市外部サービス利用等に関する基準に沿って、個人情報の保護に努めてまいります。

情報漏洩防止の具体的な対策としましては、デジタル証明書の活用による確認を実施し、なりすましや通信経路上の盗聴、改ざんなどの防止を行ないます。また、園児の情報などを取り扱う職員については、接続できるIPアドレスの制限でログイン及びアクセスを市の施設内のネットワークに制限することにより、外部からの不正アクセスを防止します。さらに閲覧する項目のアクセス権の設定により、権限のない職員の閲覧を防止し、個人情報の保護に努めます。また、信頼性の高いデータセンターを利用するシステムを選定することにより、安全に管理できる環境の構築など、情報漏洩しない万全な対策をとって業務を進めていく計画としております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 行政が取り扱う個人情報の保護、これはおっしゃったように行政の責任で厳しく行なわなければなりません。それで、保育所ICT導入におきまして、企業側に収集・保管された個人情報の取扱いなんですけど、私システムの中身とかいろんなことは詳しくありませんので分かりませんが、おっしゃったような個人情報をしっかり守るような対策があるかと思いますが、取り出しや閲覧は絶対禁止するような契約にならんとかなと、そういうふうに思いますけど、これは契約上、そういうことはできないというふうになりますかどうか、その点お尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 瀬崎しのぶさん。

○健康福祉部長（瀬崎しのぶさん） 契約上、閲覧を制約するというところでございますでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 企業側に情報が集まりますよね、企業のサーバーに。それを企業がいわば勝手にと言うかな、その情報を取り出したり、あるいは閲覧したりすることはできなくなるということが、今まで部長が答弁された個人情報保護の中でできるのかどうか。できればいいですよ。それができなかつたらそういうことは絶対駄目ですよみたいな、契約上の項目もやっぱり必要じゃないかなと思うんですけど、いかがお考えでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 瀬崎しのぶさん。

○健康福祉部長（瀬崎しのぶさん） 企業側のほうにも制限をもちろんかけていくかと思えます。もちろんそういった情報漏洩が企業の中でならないように、契約を締結していただけるように工夫していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 分かりました。次の質問に移ります。

[18番 前田正治君 登壇]

○18番（前田正治君） 2、職員定員管理と処遇改善についてであります。

地方自治法が改正されました。職員の定年が令和5年度から2年ごとに1歳ずつ延びて、令和15年3月の定年退職は65歳となります。ですから、当面、定年退職者は1年おきにゼロということになります。このようなことを踏まえて、玉名市職員定員管理基本方針が、令和5年4月に見直しをしてあります。玉名市の人口1万人あたりの職員数は、県内の類似団体と比較して2番目に少なく、全国69の類似団体の中でも20番目に少ないそうであり、少ない職員数で頑張っていると感じるところであります。

職員定員管理と処遇改善について質問をいたします。

1、正規職員数と会計年度任用職員数の推移はどうなっておりますか。会計年度任用職員の男女比率も合わせて質問をいたします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長（吉田勇人君） 前田議員御質問の正規職員数と会計年度任用職員数の推移についてお答えいたします。

はじめに、年度ごとの正規職員数と会計年度任用職員数もいずれも4月1日現在でお答えいたします。まず、令和2年度正規職員528人、会計年度任用職員283人、令和3年度正規職員527人、会計年度任用職員276人、令和4年度正規職員526人、会計年度任用職員276人、令和5年度正規職員523人、会計年度任用職員303人以上でございます。

次に、令和5年4月1日現在の会計年度任用職員の男女比率でございますけれども、男性が約15%、女性が約85%でございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 短い期間ではありますが、職員数は確実に減って、それを会計年度任用職員、いわゆる非常勤の職員がカバーしているというような状況になっているんじゃないかなと思いました。

それでは、スライドをお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○18番（前田正治君） これは正職員の年齢構成別のグラフであります。左が男性で右が女性です。30代が比較的少なく50代が多くなっております。30代が少ないのは、これは、合併当初10年間は新規採用者を退職者の3分の1に絞ってきたためであります。年齢による職員数の偏りが見えます。令和15年には50歳以上の常勤職員の割合が40%を超えると試算してあります。極端に少ない年代があると、将来知識と経験が要求される幹部人事に弱点が生まれる心配があります。定年が段階的に延長する中で、職員採用についてはどのような方針で臨むか、取り組むかお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 議員御質問の定年延長による職員採用の方針についてお答えいたします。

本市職員の年齢構成につきましては、現時点で50歳代、40歳代が多く、今、お話がありましたように30歳代以下が少ない状況で、年齢構成に偏りが生じております。割合を一例で申しますと、50歳以上の職員が約29%でございますけれども、本年度

から開始となりました公務員の定年を65歳まで段階的に引き上げる定年延長制度により、50歳以上の職員の割合は、先ほどお話しがありましたように、今後さらに上昇していく見込みであります。

この年齢構成の偏りが生じたままですと、専門的知見の世代間の継承や計画的な人事配置、また、人材育成などが困難となることから偏りの解消、いわゆる平準化が必要であると認識しております。この後、偏りの解消策の一つとしまして、職員数が少ない30歳代を主な対象とした民間企業等経験者枠の採用を、本年度、令和5年度入庁から実施してございまして、本年度3名を採用したところでございます。今後も引き続き、年齢構成の平準化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 総務省は定年延長に関する専門家会議で、行政サービスの質の確保のためには、定年引き上げ期間中においても、職種ごとに一定の新規採用者を継続的に確保することが必要と指摘をしております。そういったことを受けて、答弁にもつながってるのかなと考えたんですけど、改めてこういった指摘に対して市の対応をお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 議員の再質問にお答えいたします。

この定年の引き上げ期間中につきましては、制度上2年に1度しか退職者が生じないことから、従来の考え方とは異なる採用計画も含めた中長期的な観点からの展開が必要であると考えております。

本市の職員採用は、退職者数に応じた採用を基本としてまいりましたけれども、年度により退職者数が大きく変動するこの期間に同様の採用を行ないますと、採用者数も大きく変動することになります。先ほど申しました年齢構成の偏りの拡大などの弊害が懸念されるところでございます。従いまして、今後10年程度の定年引き上げ期間中につきましては、退職者数に関わらず、毎年度一定数以上の職員を継続して採用することで年齢構成の偏りを防ぎつつ、各分野において行政サービスが安定的に提供できる体制を構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 年齢構成の平準化、偏りをなくすということではありますが、年齢を限定した募集を実施するということになるんじゃないかなと感じるわけなんですけど、そうしますと適切な人材が確保できない、それこそ弊害が心配されます。平準化における採用につきましては、ある程度の年齢幅を考慮した募集になるのかどうか、その



辺お尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 再質問にお答えいたします。

年齢を特定して募集することではなく、いわゆる30代は30代、幅広く年齢を設定して募集したいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） それでは、次、質問しますけど、業務DX化の推進が、大幅な職員削減とセットになってはならないと考えます。DX化の中で、職員定員管理はどのように位置付けをして推進されるのかどうかお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 議員の再質問にお答えいたします。

自治体におけるDXは、既存の枠組みにとらわれることなく、定型事務処理のデジタル化を推進することで、職員でしかできない業務を集約することが大きな目的でございます。市民サービスの向上のほか、職場環境の改善、ワークライフバランスの向上にも寄与するものでございます。

限られた職員数で効率的に事務処理できる体制を構築していきます観点から、DXは推進していく必要がございますけれども、今後の定員管理につきましては、定年延長など各種制度の動向や部門ごとの行政事情などを見極め、事務事業を効果的かつ効率的に遂行できる体制となるよう、適切に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 職員定員管理基本方針では、長期育児休暇の代替え職員の正職員化を検討することが掲げてあります。早急な実現を求めます。一方で、全体的な職員数の削減も掲げてあります。職員定員管理が削減ありきで進めば、せっかく年齢構成の平準化に取り組んでも、合併当初の3分の1採用と同様な年齢の偏りが生じてくることにもなりかねません。私は、削減ありきではなくて、中長期的な見通しの下で定員管理をしっかりと進めるということ、いわゆる最優先にしなければならないと思いたいがかがでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁と重なる部分がございますけれども、職員採用につきましては、当然削減ありきではなく、今後の行政事情等、こちらあたりをきちんと見極めながら、市民福祉の向上のために事務事業を効果的、効率的に遂行できる体制、これを構築していきたい

と考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 決して削減ありきではないということで、よろしいですね。

次の質問ですけど、先日、行なわれました職員OBと交わした行政運営の応援協定は、これは熊本県内では初めてだそうです。実効性はどうかでしょうか。ありますでしょうかお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 議員御質問の職員OBとの行政運営の応援協定に係る実効性があるのかという御質問でございますけれども、御承知のとおり8月29日、本市職員退職者会と玉名市行政への応援に関する協定の調印式を執り行なったところでございます。これまでも退職者の皆様には、地域活動でありますとか、行政協力員など、様々な形で本市に対して御支援、御協力をいただいているところでございます。このたび、退職後も社会とのつながりを保ち、これまでの行政経験を市民福祉の向上と市の発展に役立てたいとそういった強い思いから、職員退職者会のほうからお話しをいただきまして協定の締結に至ったところでございます。

協定に実効性があるかということでございますけれども、基本的には各種事業計画等に基づいて職員が業務を遂行してまいります。しかしながら、様々なケースにおいて、例えば、短期的に人手が必要になった際に、一般公募による募集を行なったけども応募がないと、こういったそのような場合には、退職者会に相談することで、行政経験を有しておられる人材の確保が容易となる可能性もあることから、この協定については実効性があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） OBにおきましては、定年後、地域に帰って地域のいろんな役を引き受けたり、あるいはボランティアで作業に取り組んだりとか、そういったことをされている人もいっぱいおられます。このOBとの協定が実効あるものとするために、例えば、災害での応援とか、いろんないきなり手伝いができないようなそういった感じの応援を要請された場合についての事前の訓練、そういったことについてはどのように考えていらっしゃるかお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 議員の再質問にお答えいたします。

さきほども申し上げましたけども、市の業務につきましては、基本的には職員が事業計画等に基づいて遂行してまいりますけれども、このいわゆる協定に基づいた応援が必

要となる場合には、ケースに応じまして退職者会と内容についての協議をしていく必要がございます。その協議の中で、業務内容によって訓練でありますとか研修等が必要であるかどうか、そのあたりについて判断していくことになると考えております。そして、訓練でありますとか、研修が必要である場合には、当然その訓練や研修を行なった上で業務に当たっていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 災害はいきなり来ますから、常日頃からやっぱりそういったことに備えるというのが大事じゃないかなと思います。

次の質問ですけど、会計年度任用職員の勤勉手当支給と賃金改定についての対応はどのようにされますか。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 前田議員の会計年度任用職員の勤勉手当支給と賃金改定についてお答えいたします。

はじめに、会計年度任用職員の勤勉手当支給についてでございますけれども、令和2年度より会計年度任用職員制度が始まり、国の基準に基づいて報酬、期末手当及び費用弁償の支給をしてまいりました。そして今般、地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布されまして、令和6年4月1日より勤勉手当を支給することができるとなりました。現在、令和6年度の支給に向けまして、例規の整備及び人事給与システムの改修など、準備を進めているところでございます。

次に、賃金改定についてでございますけれども、令和5年8月人事院勧告によりまして、月例給平均改定率1.1%、ボーナス0.1月分、このように引き上げが発表されたところでございます。また、令和5年5月2日、総務省から常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与については、改定された常勤職員の給与の種類、その他の改定内容及び当該会計年度任用職員の任期、勤務形態等を考慮の上、改定の実施時期も含め、当該常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とする努力目標が通知されたところでございます。

本市におきましては、令和5年4月1日から任用の会計年度任用職員の任用通知書には、人事院勧告により報酬の改定、給与改定があった場合、改定後の金額は翌年度から適用しますと規定しておりますので、賃金改定については、通知書のとおり令和6年4月1日の賃金改定を予定しているところでございます。また、期末手当につきましては、任用通知書に人事院勧告により期末手当の支給率に改定があった場合、改定後の支給率は当該年度から適用しますと規定しておりますので、期末手当0.05月の引き上げを予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 私は、職員の賃金改定があった場合には、おっしゃったように会計年度任用職員も職員に準じる同様の形で引き上げんといかんと思います。それで、人事院勧告による給与引き上げで、職員だけがその年度の4月に遡って給与が上がるといのは、これは不公平だなと思います。総務省は、さきほどおっしゃったように、常勤職員の給与が改定された場合の会計年度任用職員の給与については、改定の実施時期、遡及適用などを含め、常勤職員に準じることが基本と、努力目標だということをおっしゃいましたが、それが基本ですよということを言っているわけです。会計年度任用職員も常勤職員と同じような取扱いをなさいと。令和4年度の職員給与は、人事院勧告に沿って4月に遡って上がりました。会計年度任用職員は、これは1年遅れで令和5年度からのさきほどあったように通知で上がっているわけです。人事院勧告があったら、次の年ですよみたいなことを、その年は上げませんよみたいなことを、通知をされているということですが、今年の人事院勧告に沿って、令和5年度の職員給与を引き上げる人事院勧告がありました。つい先だって。それで令和5年度の職員給与は、勧告どおり4月に遡って上げるということになるでしょう。ですから、会計年度任用職員も4月に遡って、私は実施すべきだと思います。今年の人事院勧告に従って、職員の給与が4月に遡って上げるならば、会計年度任用職員も4月に遡って行なうと、何遍でも言いますが、そういうふうに見えるように補正予算でも組んで実施すべきじゃないかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 議員の再質問にお答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたが、令和5年4月1日から任用の会計年度任用職員の任用通知書には、人事院勧告により報酬の改定、給与の改定があった場合、改定後の金額は翌年度から適用しますと規定しておりますこと、また、今回の総務省の通知も努力目標となっておりますので、今年度令和5年度での実施は考えておりません。しかしながら、本市にとりまして、会計年度任用職員さんの存在は必要不可欠でございますので、今後社会情勢の変化でありますとか、県内各市の状況を踏まえ、遡及についても引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 会計年度任用職員の勤勉手当の支給、遡及による給与の改定、賃金の改定ということも、最終的にはやはりおっしゃったように条例で制定せんといかんですね。早急な条例制定を求めます。

次に、生理休暇についてですけど、生理休暇は女性が健康に働き続けるために法律で定められた権利であります。ところが、会計年度任用職員のさきほど85%が女性であるということでありましたが、会計年度任用職員の生理休暇は、これは無給扱いになっております。ですから、安心して休暇が取れない状況であります。会計年度任用職員の生理休暇を有給化することについての見解を伺います。併せて、正職員と会計年度任用職員の生理休暇取得率も示していただきたいと思えます。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

まず、お断りですけれども、生理休暇の取得率につきましては、正職員、会計年度任用職員とも把握ができておりません。

次に、会計年度任用職員の生理休暇を含めます休暇制度につきましては、国で定めてある国家公務員の非常勤職員等の休暇の規定に準じて条例などを整備しております、会計年度任用職員の生理休暇については、玉名市においては国の基準同様、現時点では無給でございます。この生理休暇の有給化につきましては、今後、国の非常勤職員の休暇制度の改正があった場合、適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 生理休暇については把握していないということなんですけど、これは把握すれば何か問題があるんですか。私はやっぱり働き方改革を進める中でもきちんと把握をして、職員の会計年度任用職員まで含めた、会計年度任用職員は無給ですけど、全体的な職員のそういった心と体の健康と言いますか、しっかり目配りするのが部長の役割ではないかなと考えるところであります。

生理休暇は、女性が健康に働き続けるために労働基準法に定められた、これは権利であります。生理休暇の申し出があったら許可しなければならないと思えます。会計年度任用職員の生理休暇は無給であるために、実は正規職員も生理休暇が取りにくい環境にあるのではないかなと考えるところであります。人事院の規則では、非常勤職員は、これは無給と定めてあります。それは、会計年度任用職員に我慢を強いる問題ある規則だと、私言わざるを得ません。総務省ホームページを調べてみますと、会計年度任用職員も正職員と同じ有給にしている町村が令和4年4月で23.3%となっております。熊本では、唯一相良村が有給にしております。あそこの条例を調べました。早速なっていました。玉名市も無給から有給に直ちにすべきだと考えますがいかがでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 議員の再質問にお答えいたします。

この特別休暇であります生理休暇は、現在、議員おっしゃるとおり常勤職員は有給、

会計年度任用職員は無給となっております。そうしたことから正職員も休暇は取りにくい環境にあるのではないかとということでございますけれども、今のところそういった声は聞き及んではおりません。ただ、この会計年度任用職員の生理休暇につきましては、先ほど申しましたけれども、国の制度改正があった場合は速やかに改正してまいりたいと考えておりますし、また、玉名市としましては、今までも会計年度任用職員の制度が始まって以降、会計年度任用職員さんの処遇改善に努めてきておりますので、この生理休暇の有給化につきましては、今の社会情勢でありますとか、県内の各市の状況等も踏まえて、前向きに検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 前向きに検討するということでありますので、会計年度任用職員の処遇改善についてさらに、さらに力を入れて取り組んでいただくということを申し上げまして、次の質問に移ります。

[18番 前田正治君 登壇]

○18番（前田正治君） 旧玉名中央病院の跡地についてであります。現在、旧玉名中央病院の跡地は、玉名市玉東町病院設立組合の財産となっております。組合議会では、建物解体後議会の議決を経て、令和6年3月に跡地を玉名市へ譲渡する計画が説明されました。跡地はどうなるんだろうかと多くの方が心配をされております。地元からは、敷地に隣接する曙区公民館までの道路として及び公民館駐車場として継続して使用させてもらいたい要望が出ております。また、平成25年には現在地への病院建て替えの要望が出ておりました。周辺住民からの跡地の活用については、熱い関心と注目があります。跡地活用について玉名市の計画はどうなっているのか、周辺住民の意向を聞くなどの計画があるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

[建設部長 田代史典君 登壇]

○建設部長（田代史典君） 前田議員御質問の旧玉名中央病院の跡地活用についての計画はについてお答えいたします。

旧玉名中央病院の跡地は、現在、解体工事が発注され、令和6年度中に完了する予定であり、その後本市に譲渡される予定と伺っております。このため、本市では、旧玉名中央病院跡地を玉名市まちなか未来プロジェクトの主要な拠点として位置付け、庁内プロジェクトチームにおいて先進地視察研修やワークショップにより意見の集約などを行ないながら、跡地活用についても検討を行なっているところでございます。加えて、今後既存のまちづくり団体の意見収集を予定しており、本年度中にランドデザインの素案となるたたき台を作成する予定としております。また、来年度については、行政、学

識者、商工団体、金融、自治会、市民団体など、官民の様々な方が集まる会議の場、エリアプラットフォームを設置し、庁内プロジェクトチームと連携を図りランドデザインの策定を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） それでは、スライドをお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○18番（前田正治君） これがちょっと見づらいんですけど、跡地の図面です。中央病院、建物が道路の県道の右手のほうにあって、その左手のほうに駐車場に使っていた跡地があるということです。

もういっちょ写真をお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○18番（前田正治君） これが駐車場に使っていたところ。はい、次。

[拡大投影にて画像を示す]

○18番（前田正治君） これもそうですね。

[拡大投影にて画像を示す]

○18番（前田正治君） これは全体的なところを上から撮ったような、ホームページに出てたんですけど。

それで、県道を挟んで東側の土地は病院駐車場として使われてきました。写真でもあったように、見た感じはすぐにでも活用できる状態にあると思います。私は、第1保育所をここに移設したらどうかなというふうに考えます。隣には私立の保育所がありますが、保育所が隣同士であっても保護者には何ら違和感はないんじゃないかなと考えるところでは。まちの中心部でもありますから、公共施設が建つことは、現地での建て替えを要望していた住民にしてもまちの活性化に寄与すると歓迎されるかと思えます。

ランドデザインが、るる今設計づくりつつあるという答弁でありました。市長にお尋ねします。ランドデザインの最終的なできあがりというのはいつ頃になるのか、そして、市長はこの跡地活用についての市長としての考え方をお持ちなのかどうか、その点お伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

旧玉名中央病院跡地については、市における人の流れを活性化させる大変重要なエリアの一つとして考えているため、中心エリア一帯の活性化、地域コミュニティの再生、にぎわいの創出などを総合的に検討し、市民の皆様方の御意見も拝聴しながら、まちなか未来プロジェクトにおいて活用策を考えてまいります。また、財産譲渡については、病

院設立組合組合長として報告を受けている内容として、昨年度の玉名市玉東町病院設立組合議会の全員協議会において、跡地の財産譲渡は令和6年3月の予定で説明しておりましたが、現状としては、解体工事工程の精査を行ない、令和6年9月までに工事を終えて、その後市への財産譲渡の運びとなります。また、現在は、工事着工前の準備期間を利用して熊本県警察本部、また、有明広域行政事務組合消防本部及び熊本市消防局からの申し出による大規模な建物を使用した非常時訓練に協力しているところであります。

そしてまた、跡地を公共用事業に活用するかどうかということ、具体的に最終的にどのように描いているかということだと思いますけれども、今現状では、玉名市玉東町病院設立組合から本市に財産譲渡が行なわれていないところでありますけれども、跡地の公共利用や民間活用などの活用策について、さきほども申し上げましたとおり、まちなか未来プロジェクトにおいて検討を重ねてまいります。策定の時期は、さきほど部長からも答弁があったと思いますが、たたきは本年度中、そして来年度中に最終的な策定を行ないたいと考えております。また、財産譲渡については、地方自治法に基づき譲渡の手続きを行なうべきと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 跡地をどうするかということについて、やはり多くの市民が関心を寄せてます。それで実際は、今解体が遅れていて、令和6年9月が譲渡の時期と、ランドデザインが令和7年頃できあがるということなら、やっぱり令和8年度からは具体的に跡地についてのいろんな施策が進んでいけるような、次の次の予算措置になると思いますけど、そういったスケジュールということをしっかり描いて、跡地活用について取り組んでいただきたいということを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

11番 北本将幸君。

[11番 北本将幸君 登壇]

○11番（北本将幸君） 皆さんこんにちは。11番、創政未来の北本将幸です。

今週末の16日から菊池郡市、山鹿市において、第78回熊本県民体育祭が開催されます。県民体育祭は、コロナの影響もあり令和2年度、この玉名の地で開催予定であった玉名荒尾大会の中止から4年ぶりの開催となります。先週は結団式も無事執り行われ、蔵原市長、近松議長ともに激励に来ていただきました。各競技団体とも最終調整に入っ



ているのではないのでしょうか。私も玉名市の代表としてバドミントンに出場してまいります。各競技団体が幅広い年代において連携し、大会に臨んでいきます。もちろん結果も大事ですが、その過程において玉名市における各スポーツ種目の基盤がしっかりと築かれていくと感じています。小学校の部活動が地域移行され、現在は、中学校部活動の地域移行が検討されています。地域スポーツの受け皿を強化していくためにも、各競技団体の組織力強化にも取り組んでいく必要があります。今後も玉名市のスポーツ発展に私自身もしっかり貢献していきたいと思えます。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。まずはじめに、桃田運動公園市民プールについてお伺いいたします。平成元年にプールの供用が開始され、翌年に50メートルプールが増設され、夏における市民の憩いの場として長年運営されてきた市民プールですが、コロナ禍の影響もあり、ここ数年は使用されていない現状が続いています。また、運用開始から35年ほど経過していることもあり、かなり老朽化が進んでいる現状であります。現在は、市民プールの在り方検討委員会において今後の運用について議論がなされている状況だと思います。コロナが第5類に移行して、社会活動が再開され、本年度の再開を期待されましたが、今年度においても市民プールは老朽化などの理由で開設されず、閉鎖されたままとなりました。市民の方たちからもプールはどうなっているのかという声もお聞きします。

そこで、今後の桃田運動公園市民プールの現状についてお伺いします。1、市民プールの現状について。2、桃田運動公園市民プールの在り方検討委員会の検討結果について。まず、2点お伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

〔教育部長 藤森竜也君 登壇〕

○教育部長（藤森竜也君） 北本議員御質問の市民プールの現状と、市民プール在り方検討委員会の検討結果についてお答えいたします。

本市では、市町合併以前から住民サービスの一環として、桃田運動公園市民プールを整備し、プール愛好家だけでなく、地域住民の楽しみ場として、また、生涯学習の場として活用してまいりました。しかし、時の経過による施設の老朽化とともに、施設の維持管理に毎年多額の経費を要するようになりました。具体的には、平成19年から平成28年までに市民プールの管理棟関係で14回、ろ過器の関係で13回、トイレ、シャワー関係が12回、スライダー関係が10回、漏水関係が10回、放送設備関係が8回、その他16回修繕を行なっている状況です。

また、供用開始当時から市民プールで開催されておりました、中学校や小学校の記録会などは、大会自体がなくなり、また、企業が冠として開催されていた大会はかなり減少している状況でございます。

プールのハード面での現在の状況を申し上げますと、50メートルプールは漏水が続いており、25メートルプールは熊本地震で躯体が曲がっております。幼児用プール周辺のインターロッキングは凹凸が激しく、素足で歩けばけがをしかねない状態ですので、令和2年から使用を中止している状況でございます。

続いて、市民プール在り方検討委員会の検討結果についてお答えいたします。昨年度の検討委員会では、次の3点の対策案について提言をいただきました。

1つ目が、市民プールについては、令和5年度以降の施設開放を行わないこと。2つ目が、玉名市公共施設長期整備計画には、令和12年度の施設廃止とされているが、施設の安全面、老朽化に伴う修繕費用及び行政コストの面から、施設廃止時期の短縮、前倒しの廃止ということですが、これを検討すべきであること。3つ目が、市民プールの廃止後は、ほかの施設に転用することが可能である点から、転用を前提とした施設改修を検討すべきであること。以上、3点の対策案について提言されております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 今、答弁いただきました。

プールの現状としては、修繕の回数だけでも何十回という改修が行なわれていて、かなり老朽化も進んでいるのが現状であるということだったと思います。その現状も踏まえて、在り方検討委員会の答申では、もうプールとしての使用は今後しないという結論が答申でなされたということで、もともと予定では令和12年度廃止だったので、6年ぐらい前倒しで廃止ということになるんですけど、その答申を受けて利活用できるならしっかりしていただきたいという3点の答申があっているということだったと思います。

今、答弁いただいて、かなり老朽化も進んで、維持管理もかかって、使っていくのは難しいということだったと思いますけど、仮に再質問なんですけど、やっぱり今までプールとして使われてきた市民プールで利用できるならしたいという声もあると思いますけど、もし仮に再開するとしたらどれくらいの費用が見込まれるか分かればお答えをお願いします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

仮に、施設の利用を再開するには、幼児用プールと25メートルプール、ここだけの最低限の改修費用としまして、かつ、スライダーは除いても4,000万円程度の費用を要すると見込んでおります。

50メートルプールについては、さきほど答弁しましたとおり熊本地震以降にも改修しましたが、漏水が続いており、漏水箇所の確定もままならず、再開するには造り替える、新設するしかほかのないものと考えており、新設するには莫大な費用を要するも

のと思われます。また、スライダーを再開するに当たっても、躯体部分の老朽化が激しく新設する必要がありますので、1億円を超える費用が見込まれると試算しております。

施設を休園している現在でありましても光熱水費、除草代、警備費など合わせて100万円程度の費用が必要となっているところでありまして、開園しておりました平成26年度から令和元年度までの6年間の維持費については、平均で年間1,300万円程度の維持管理を支出していたところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） やっぱり再開するにはかなりの何億円単位のお金がかかるということで、再開はかなり難しいんじゃないかなと思って、その答申の判断に従って進めていくべきだと思います。やはり年々利用者も減少して行って、やっぱり全国的に見てもこの市営プールというのは利用者減少して、特に屋外プールはなかなか年間で2か月ぐらいしか使えなくて、その費用対効果の辺も考えて、維持が難しいということで結構閉鎖されているところが多いです。

また、近年では、今年もそうだったんですけど、地球温暖化で熱中症の危険性で、熱中症警戒アラートが出されて、なかなかプール使用もできないという制約もあって、特に屋外プールの置かれてる現状というのは厳しいんじゃないかなと思います。玉名市としては、令和5年度以降も、今年度以降も使わないという結論に至っているということだと思いますけど、やっぱり市民の中にはまだ使えるんじゃないかなと思ってる方もいると思うんです。しっかり今の現状、こういう方向性で行くというのを、しっかり市民の方に情報を公開していくということも必要だと思うんですけど、これ3点目の質問になるんですけど、市民プールの現状、今後のことについて、市民への情報公開とか意見聴取についてはどのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 北本議員の御質問にお答えいたします。

市民プールの休園につきましては、昨年度同様本年も市の広報紙及びホームページで市民プールの在り方検討会による現状の調査結果及び老朽化による安全面の確保を理由に休園する旨をお伝えしているところでございます。また、市民プールに関する市民へのアンケート調査などの意見聴取は行なっておりませんが、今後の市民プールの在り方については、庁内関係課と協議を進めております。今後協議を進める中で寄せられている要望等も含めて、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 現状としてプールとしては使わないというのをしっかり市民の

方に伝えていただいて、その在り方検討委員会の答申の3つ目であった、活用をできるところはしっかり考えていくというのが今の段階だと思うんですけど、プール跡地については、全国各地でも閉鎖していろんな自治体が利活用できないかということで取り組まれているんですけど、やっぱり市だけでこれをやっていくとなかなか難しい状況にあると思うので、やっぱり民間と連携して、民間事業者から広く意見とか提案を求めるようなサウンディング型の市場調査とかして、いろんな可能性を模索していくということが必要だと思うんですけど、今後の方針について、現時点ではどのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 北本議員の今後の方針についてお答えいたします。

さきほど答弁いたしましたとおり、検討委員会の提言に基づき、市民プールの転用につきましては、庁内関係課と協議を進めているところであり、市民の要望、ニーズにあった施設となるように、今、議員もおっしゃられましたけども、サウンディング等により民間業者からの意見を取り入れるなど、検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 関係各課で検討されている最中だと思いますけど、もしかしてサウンディング調査したらいろんな声が上がってくるという可能性も考えられると思うので、いろんな調査をしてもらって、もし利活用できるなら利活用できるに越したことはないと思うので、その辺の調査、話し合いというのもしっかり行なっていただきたいなと思います。このプール利活用については、プールそのまま使ってスケートボードができるようなスケートパーク施設にリニューアルとかしているところもありますし、本当全国各地いろんなところがあります。岡山県津山市もレジャープールを持っていたんですけど、やっぱり運営費用の面とか老朽化の部分があって、改修に多額な費用が見込まれるということで、プールの継続を断念されて閉鎖されました。結局、ここもPFI方式、民間との連携を用いて、結局プールを改修してバスケットコートをつくったりとか、ボルダリングができる施設をつくったりとか、ジムができる施設をつくったりとかリニューアルして取り組まれているところもあります。こういうしっかりリニューアルしてできればいいんですけど、今の地方自治においては厳しい財政運営が見込まれる中で、これを難しいところも出てくると思います。民間と連携しながら、市の活性化につなげていければ、それに越したことはないんですけど、その可能性かなりいろいろ考えないといけないと思うんですけど、しっかりもし新しく生まれ変わらせるときはしっかり考えながら進めていただきたいなと思います。

やっぱり公共施設がいろいろあると思うんですけど、昔はあって当たり前だった、プ

ールもあって当たり前というものだったと思うんですけど、やっぱりそれが人口減少進んで、利用状況や経営状態、費用対効果もしっかり公共施設でも見極めながらしていかないと、維持管理自体が難しくなってるという時代に突入していると思いますので、今後活用進めていく上でも、新たにもし公共施設を持つようなことがあれば、しっかり将来的な見通しを立てながら進めていく必要があるんじゃないかなと思います。

ちょっと再質問に移るんですけど、このプール廃止が進んでいて、プールが市民プールが閉鎖されるわけなんですけど、地域全体にとってもプールがあって水に親しめて、水泳ができるような環境があるに越したことはなくて、その環境が失われるということになるんですけど、実際水に触れ、水泳や水遊びを通じて水の危険性についても学んでいく必要があると思います。今年の夏も実際水難事故で命を落とすというニュースも結構耳にしました。市民の水泳や水遊びに親しむ環境が損なわれないように工夫していく必要があると思うんですけど、市民のプール利用の機会の確保については、どのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

市民のプール利用機会の確保につきましては、昨今猛暑により水温や気温が高くなり熱中症の可能性もありまして、市民のプールへのニーズが屋外から屋内プールへシフトしていることから、本市にごございます岱明のB&G海洋センタープール、また、温水プールで遊具を備えました横島のゆとり一むの利用を促したいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 今、答弁にあったように、市内にゆとり一むと岱明のB&Gプールという屋内のプールがまだあるので、この施設をしっかり活用してプールをできる機会というのを今後確保していく必要があると思いますけど、この貴重な2施設あるので、やっぱりこっちのほうを利用してくださいと利用を進めていって、活発に利用されることが増えていったらいいなと思うんですけど、この2か所はしっかり今後も整備していく必要があると思うんですけど、この辺のプールの整備についてはどのように考えられているのかお伺いします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 北本議員の御質問にお答えいたします。

確かに、この2つの施設の利用が進めば、施設の拡充や改修が必要ではないかということになるかと思いますが、B&Gとゆとり一む2か所のプールの利用が進めば、利用の人数がオーバーして利用できない方が発生する可能性もあるかと思いますが、今後状況を見た上で、必要に応じましてB&Gの補助金等もございまして、各種補助金等

を活用できるように検討しまして、拡充や改修も必要であれば検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） やっぱり2か所の屋内プールが市内にあるということは大変貴重なことだと思いますので、しっかり補助金とか活用できて整備できる環境を整えれば、しっかりよりよい施設になるように整備を進めていただきたいと思います。

今回、桃田市民プールについては、時代の変化とともに利用を終えるということになるんですけど、公営プールの環境が近年大きく変わってきていて、人口減少、社会環境の変化というのが大きく影響しているんじゃないかなと思います。全国的に見ても厳しい状況で、公営プールだけでなく、ほかの自治体では学校のプールすら廃止せざるを得ない現状もあります。その中でも試行錯誤しながら民間プールと連携したり、利用費を助成したりとか、いろんな手段を取りながら運営されています。だからやっぱり市民のしっかりプール、水泳、水に触れるという機会を保てるように今後もしていただきたいと思います。

実際、さっきも言ったんですけど、気候の変化も大きいものがあって、熱中症がかなり言われていて、今年私の子どもの小学校もプール開催予定だったんですけど、結局、熱中症アラートが全部出て1回も開催されないという現状があったんで、今後は学校プールの運営の在り方についてもしっかりと考えていく必要があるんじゃないかなと思います。

ちょっともう1点再質問なんですけど、プール跡地については、関係各課で今、利活用について検討されていて、今後はサウンディング調査も行なっていくということだったと思います。でも、最初の部長の答弁でもあったように、かなりプール老朽化が進んでいて、舗装もやり直さないといけないような、プールもちょっと斜めになっていて利用できないので、かなり老朽化が進んでいて、サウンディング調査しても利活用が見いだせない場合というのも絶対出てくる可能性的にはあると思うんですけど、そういった場合はプール自体を解体ということも出てくると思うんですけど、プールの解体については現時点ではどういう見解を持っておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

市民プールの解体につきましては、提言にもありますとおり、玉名市公共施設長期整備計画に令和12年度の施設廃止と示されておりますので、その時点での解体または現在、庁内関係課で検討会議を開催して、今後の転用等を協議しておりますので解体の時期等も含め検討してまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 現在検討中の段階なので断定はできないということだと思うんですけど、使わない施設をただ置いとくだけでも最初の部長の答弁でもあったように1,300万円ぐらいでしたか。

○教育部長（藤森竜也君） 100万円ぐらい。

○11番（北本将幸君） 100万円ぐらい維持管理かかっている、結局全然使わない施設をそのまま放置していくと防犯上の面からも危険が伴うということで、令和12年度までそのままということになると、今からまだ6年、7年ぐらいあるということなので、ある程度区切ってというか、しっかり検討してもらって、早めに結論を出すということも必要になると思うんですけど、跡地利活用の検討はどれぐらいで答えを出していきたいとか、その辺のスケジュールについては何か見解ありますか。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 北本議員の御質問にお答えいたします。

桃田運動公園市民プールにつきましては、補助金を利用して改修を行なっている部分がございますので、現在今すぐの用途廃止はできていない状況でございます。処分が可能となった後に用途廃止を行なうとすると令和10年度以降となりますので、それまでの間に転用計画を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 補助金使っているのではなかなか転用、すぐ解体ということは難しい答弁だったと思いますけど、やっぱり令和10年ということだったので、それまでしっかり検討しながら早めに利活用に進める部分がもしあれば進めていただきたいと思いますし、それが本当に無理そうであれば、本当に解体早めに行けるのであれば解体して、さらにその部分を桃田運動公園の後の質問にもするんですけど、整備にもつなげていけるんじゃないかなと思うので、しっかり話し合いは必要なんですけど、なるべく期間を区切って結論をしっかり出していけるようにしていただきたいなと思います。

今回1つ目の質問で、この桃田運動公園の市民プールについて質問させていただいたんですけど、やはり時代の変化とともに公営プールの運営状況が難しくなったということで、今回閉鎖にという結論に陥ったと思います。もともと令和12年度に廃止予定だったプールなんですけど、6年以上前倒しになって閉鎖されるということになりました。これも時代の変化だと思うんですけど、今後はこれで跡地利活用の検討が進めていかれるわけなんですけど、途中でも申したように、この市だけでは絶対難しい部分があると思うので、民間との連携も含めた上で、しっかり検討していただければいいなと思います。

次の質問にもいくんですけど、桃田運動公園、プールも跡地も含めて、しっかり整備してよりよい玉名市のスポーツの拠点だと思いますので、そこがよりよい拠点になっていくことを要望して次の質問に移ります。

[11番 北本将幸君 登壇]

○11番（北本将幸君） 次に、魅力ある公園整備について質問いたします。公園整備については、今まで何回か質問させていただきました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、人々の生活行動も大きく変わり、公園利用についても三密を回避することのできる屋外での活動として人気を集め、公園の価値が再認識され、多くの人々が利用するようになりました。公園は運動不足やストレス解消につながり、心理的、身体的な健康を向上させることができます。各地においても様々な特色ある公園があります。人気の公園は、休日になれば本当に多くの人たちで賑わっています。玉名市内にも公園がたくさんありますが、本当に市民ニーズに応えられる公園になっているのでしょうか。まだまだその特性を生かし切れていないような気がします。今後は市民ニーズに応えるためにも、公園を拠点としたまちづくりに取り組んでいく必要があります。市内にも市民の憩いの場となっている公園が多数ありますが、今回はその中でも施設面積も大きく、利用者も多い3つの公園について、まず、3点お伺いいたします。

1、10年ビジョンに掲げる桃田運動公園の整備について。2、蛇ヶ谷公園の整備について。3、岱明中央公園グラウンドの整備について。以上、3点お伺いします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 北本議員御質問の10年ビジョンに掲げる桃田運動公園の整備と併せまして、岱明中央公園グラウンドの整備につきましてもお答えいたします。

まず、10年ビジョンに掲げますスポーツの里への中で、施設の誘致や桃田運動公園の整備でスポーツ振興の環境を整備すると記載しておりますが、誘致においては実現こそできませんでしたが、ソフトバンクホークスのファーム球場や、昨年公募されましたヴォルターズアリーナの誘致活動を行なったことはございます。

桃田運動公園の整備におきましては、大きなものでサッカー場の建設計画がございましたが、議員も御承知のとおり、現在、玉杵名大橋下流の菊池川右岸に国土交通省における防災拠点設備として防災ステーションの整備を行なっていたところでございますが、その敷地内にサッカー、ラグビーなどが十分にできる面積を確保していただいておりますので、桃田運動公園の隣接地という計画場所については事実上置き換わったものと捉えております。

続いて、岱明中央公園グラウンドの整備についてお答えいたします。現在のところ新たに何かを整備することは考えておりません。既存の施設を維持するための砂の補充や



整地等を行なうこととしております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

[建設部長 田代史典君 登壇]

○建設部長（田代史典君） 北本議員御質問の蛇ヶ谷公園の整備についてお答えいたします。

現在、都市公園の施設につきましては、玉名市公園施設長寿命化計画に基づき、遊具の利用頻度や施設の必要性などを考慮し、計画的に更新を行なっているところでございます。本年度は玉名市公園施設長寿命化計画の見直し及び桃田運動公園の一部遊具の更新を予定しております。また、蛇ヶ谷公園の施設につきましては、見直し後の玉名市公園施設長寿命化計画に基づいて計画的に更新を行なってまいります。

議員御質問の再整備につきましては、公園入り口の拡幅や駐車場も含め、現在総合的に検討中であり、一部の方から用地の御協力もいただいております。併せて民間の創意工夫を活用するなど、良質な公共サービスの提供やコスト削減を目指した官民連携による整備、管理の導入について検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 答弁いただきました。

公園整備については、長寿命化計画などに沿って進められていると思います。現在、新しい計画も立てている段階だと思います。やっぱり公園は市民にとって身近な場所で遊んだりスポーツできたり、リフレッシュしたり、健康的な生活を保つために貴重な屋外空間であると思います。玉名市においても今一度誰もが安心して過ごせて、多くの人たちが利用したくなるような公園をつくっていく必要があるんじゃないかなと思います。やっぱりそれは少しでも実現していくために、しっかり整備していくというのが必要で、その整備することで、公園の付加価値というのを高めていく必要があるんじゃないかなと思います。

1点目の桃田の公園の整備については、最初の質問でもしたように市民プールの廃止も含めた上で、今後の整備を進めていただきたいなと思います。サッカー場については、防災ステーションのほうで確保できるので、今のところはそっちに置き換わったという答弁だったと思います。桃田の整備を進めていく上には、やっぱりいつも言われるんですけど、駐車場が不足しているということが以前からもずっと言われていると思います。この地域の普通に大きくない大会をちょっと開催しても、私自身も駐車場なくて困ったというのに何回も遭遇しているので、整備を進めていく上でこの駐車場の確保というのをしっかり考慮した上で進めていただきたいなと思います。

蛇ヶ谷公園についても部長から答弁あったように、進入口とか駐車場とか含めた上で、しっかり検討していくという答弁で、先に桃田のほうの遊具を整備した後に取り組んでいくという話だったと思います。蛇ヶ谷は隣接して野球場もあるので、その辺も含めた上で整備考えていったほうが将来的にもっと魅力ある整備ができていくんじゃないかなと思うのでよろしくをお願いします。

岱明については、現状維持管理していくというお話だったと思うんですけど、岱明のグラウンドも私結構使うんですけど、ランニングのコースがつくってあって、結構利用しやすい公園だと思うんで、土地的にも結構まだありますので、しっかりさらに整備していけば、あそこの魅力というのも増えていくと思いますので、もし必要な場合があったときはしっかり整備を進めていただきたいなと思います。

大きくこの3つの公園グラウンドについて質問したんですけど、1点再質問したいんですけど、以前はサッカー場も含めた上で、400メートルトラックの整備も複合的に利用できるような整備するということが検討されていたと思うんですけど、400メートルトラック含めた、多目的競技場については、現時点で市の見解としてはどのように考えられているかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

400メートルトラックの整備についてでございますが、場所についてまだどこという検討して決まっているものではございません。例えば、岱明の中央グラウンドを拡張してというお話も今までございますので、ただ、岱明の中央公園グラウンドは、現状300メートルトラックでございます、軟式野球とソフトボールコートを兼ねた多目的なグラウンドです。かつ少年野球や地域住民のソフトボール等に活用されております。400メートルトラックの整備しますと、トラックの縁石ですかね、こういったものも必要になりますので、多目的な利用が制限されてしまいますので、岱明での400メートルトラックというのは、整備は現在のところ考えていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） ここの400メートルトラックについては、いろいろ検討するあれがあると思うので、しっかり検討しながらつくるのであればしっかり検討して、つくりたいのであればつくりたいでいくというしっかり方向性を持って進めていただきたいなと思います。

もう1点再質問なんですけど、これも何回かしているんですけど、さっき建設部長の答弁でもちょっとあったんですけど、遊具を見直すという話があったんですけど、人気のある公園はやっぱり何回も言っているんですけど、大型遊具が設置してあって、こう

いった広いところに大型遊具がぼんとあるような公園が結構子連れの人たちに人気があるんですけど、大型遊具の設置については、現時点ではどういうふうに考えられているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 北本議員の再質問にお答えします。

蛇ヶ谷公園の再整備については、ただいま答弁しましたとおり、現在、総合的に検討中であり、その中で大型遊具の設置についても公園の利用状況や利用者の皆様の要望等を踏まえ検討を行なっております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 公園の魅力を上げていくと言うことで、大型遊具は必要だと思いますので、絶対蛇ヶ谷公園につくらないといけないというわけじゃないと思うので、しっかり公園整備できるところに玉名市として整備すると意志を持って進めていただきたいなと思います。そうしたら必ず市内の人たちがその公園を利用しに来ると思うので、市民の人たちの今、市外に行っている人たちが市内に来るといふ、公園が活性化することにつながっていくと思いますので、ぜひ、この大型遊具の設置については前向きに考えていただきたいなと思います。

魅力ある公園整備していくに当たっては、やっぱり市民の方たちがどういうのを望んでいるかというのをしっかり把握しながら進めていく必要があるんじゃないかなと思います。そのためには、子育て世代をはじめ、高齢の方から幅広い世代の方々のニーズを把握しながら、しっかり公園の持つ特性、地域の実情を考慮しながら、再整備を進めていくことが必要じゃないかなと思います。そのために市民の方と一緒に、この公園を整備していくというような取組が必要になってくると思うんですけど、最後の質問になるんですけど、この4点目の市民参画で行なっていく公園整備についてはどのように考えられているのか、最後お伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 北本議員御質問の市民参画で行なう公園整備についてお答えいたします。

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、都市公園の施設につきましては、玉名市公園施設長寿命化計画に基づき更新を行なっております。一方、市民の皆様が公園に求められるものは、多種多様化し、本市もそれに答えていくことが求められております。

今後、公園の再整備や新規遊具の設置等に際しては、公園利用者の皆様にアンケート調査などを実施し、市民の皆様の声聞きながらニーズに即した魅力ある公園整備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） ぜひ、ニーズに、しっかり調査してもらって、それに応える形でつくっていけば必ずいいものができると思います。

本当さっき質問した大型遊具の設置についても、ほかの自治体ではいろんな意見を聞きながらこういう遊具にしていこうということで作られているところは、やっぱり人気のある公園に結果的になっているので、しっかり調査しながら進めていっていただきたいなと思います。

今回は桃田の市民プールと公園整備について質問させていただきましたが、人口減少社会が進んでいく中、これまでの公共サービスを今までの形で行なっていくということが困難な時代が到来しています。当たり前にあったプールが当たり前でなくなってしまうという時代がきています。今後は様々な分野で公共施設が担ってきたものが持続していくこと自体が難しくなってくるケースがほかにも出てくると思います。それを解決していくためには、様々なアイデアを出しながら実行していくことが必要であり、その一つの手段となるのが官民連携になるのではないかなと思います。市長もよく官民連携は必要だと言われているので、民間の知恵、市内の知恵しっかり出しながら、そして市民ニーズもしっかり把握しながらいろんな事業を進めていっていただきたいなと思います。

このプール跡地を含め、桃田運動公園、蛇ヶ谷公園、市内の公園が魅力あるように今後も整備を進めていただきたいと要望いたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、北本将幸君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 1時41分 休憩

---

午後 1時55分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番 山下桂造君。

[6番 山下桂造君 登壇]

○6番（山下桂造君） こんにちは。6番、自友クラブ、山下桂造です。

通告に従って一般質問をします。最初に三ツ川産業団地実働に伴う工場排水と交通安全についてということで質問します。まず、工場排水についてお話をします。

三ツ川産業団地から排出される工場排水については、令和4年12月議会において前田議員より質問がされ、部長答弁にて三ツ川産業団地については、立地する各企業にお

いて合併浄化槽で処理後、調整池を通して河川へ放流することとなっております。いずれも水質汚濁防止法により、環境への影響がないように厳しい排水基準が設けられており、その基準を満たすことが必須となっているため、立地する企業の責任において規定を遵守していただきたいと考えております。また、令和5年6月の西川議員の一般質問でも回答は同じでした。この言葉を聞くことで、私は安心しておりました。しかし、安心できることではありませんでした。農業用水としての繁根木川の水という考えがなかったのです。工場排水は、農業用水として利用してはいけません。まず、排水汚濁防止法と水稲のための農業用水の基準、正式名称は農業（水稲）用水基準について、皆さんと知識の共有をしたいと思います。

最初のスライドをお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番（山下桂造君） この表は、縦に項目としてpHから銅まで、その横に水稲の正常な生育のために望ましい灌漑用水の指標、で、その隣に工場排水基準、そして熊本県上乗せ条例、人の健康に関するものというのを並べてつくりました。

次のスライドをお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番（山下桂造君） 水稲の正常な生育のために望ましい灌漑用水の指標の説明をします。

これは農林水産省のサイトに資料がありましたので、それを基につくりました。タイトルは、農業用水の要望水質（水稲）となっています。昭和45年に作られた基準です。先週農林水産省に伺いましたところ、今のタイトルは、農業（水稲）用水基準と名称が変更されています。ただスライドをつくった後だったので、ちょっと前の表示でいかせてもらいます。

次のスライドをお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番（山下桂造君） 一番最初に見てもらったのと同じですが、これ水稲の正常な生育のために望ましい灌漑用水の指標と書いてあります。望ましいと書いてありますけども、これ実は、汚染物質項目別に水稲に被害が発生しないための限界濃度を基準値としています。それぞれの毒性についても説明がされております。ですから1番上のpH、これ水稲の場合6.5から7.5の範囲にあればいいんですけど、工場排水基準では5.8から8.6と広がっております。

この項目について一つずつ説明します。pH、皆さん御存じのとおり酸性、アルカリ性の度合いを測るものですが、酸性が強いと根の発育が悪くなるそうです。アルカリ性が高いと鉄欠乏症による障害が発生します。

次、COD、化学的酸素要求量です。これは6 ppm以下となっております。ppmとは100万分の1のことで、別に換算しますと1リットルに6ミリグラム入っているとか、6ミリグラム必要だとかという意味になります。それに対して工場排水基準は160 ppm以下となっております。SS、浮遊物質は100 ppm以下、工場排水基準は200 ppm以下。失礼しました。化学的酸素要求量につきましては、これが高いと根腐れの発生が起こるそうです。

次のSS浮遊物質につきましては、土壌の隙間が埋まり通気性が悪くなって水稻の生育に障害を与えるということです。

次の溶存酸素、これが少なくなると根の発育が悪くなって、米の収量が減る。全窒素濃度、これは過剰に多くなると稲がやたらと大きく育つということで、また、米質の悪化などが見られるそうです。電気伝導度、これイオン関係ですけれども、これが増えると根からの吸収ができなくなる。ヒ素は葉が白くなるそうです。これよりも多ければ、0.05 ppmよりも大きければ。亜鉛の場合は、根の生育が阻害される。銅の場合は、根が萎縮して伸びないという形で、見ていて分かれるように、工場排水基準に対して、水稻が正常に育つための濃度というのはかなり低くなっています。この中で、ヒ素については、熊本県の上乗せ条例というのがありまして、ヒ素は水稻の生育のために望ましい灌漑用水の指標よりもさらに低く抑えられている。ただ、ほかのものにつきましては、これしかありません。化学的酸素要求量につきましては、24分の1ぐらい。全窒素濃度は、120分の1。銅については、150分の1以下にならないとだめだということです。

このように工業排水基準を満たしていても、農業水稻用水基準は満たしていないのです。この水が繁根木川の取水堰の上のほうに流されるということです。工業排水基準と比べて大きな差があります。また、稲がここに出ている数字は、稲が正常に育つための限界の値だということも留意しておいてください。

次のスライドをお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番（山下桂造君） 申し訳ありません。三ツ川工業団地と書いていました。ここは産業団地です。ここ石貫のある取水堰です。三ツ川産業団地の水は流れてきて、この取水堰から農業用に使われます。そのほか2段階、3段階、確か大きいもので3段階の堰があります。かなりの面積が繁根木川の水を使っているということです。私自身、このことに気がつかなかったので非常に恥ずかしく思っております。

次のスライドをお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番（山下桂造君） もう皆様御存じのように繁根木川は、水量は多くありません。工

場排水の濃度は、排水が川に入ったからといって大きく数値を下げることはありません。10倍に薄まるなんて絶対に考えられない状況です。繁根木川は農業用水として古くから利用されており、繁根木川流域のお米はおいしいお米と伺っています。スライドありがとうございました。

今回の工場排水と農業用水のことは、水土里ネット玉名平野（土地改良区）にも注意するように伝えております。企業立地について官民挙げて取り組んできて、企業が玉名に来てくれることは、私にとってとてもうれしいことです。しかしながら、農業用水として利用されていることを考えに入れずに計画が進んだのは間違いないと考えています。私自身、このことに対して無頓着だったということで、本当に大丈夫と信じておりました。稲作は玉名市の基幹産業です。これを守るために農業（水稻）用水基準を守ることが絶対に達成すべきことです。今後の取組についてこの農業用水の問題にしっかり取り組んでいただけるか伺います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 井上康博君。

[産業経済部長 井上康博君 登壇]

○産業経済部長（井上康博君） 山下議員の三ツ川産業団地稼働に伴う工業排水についてお答えいたします。

現在、県内はTSMCの進出で関連企業の立地またはその誘致が注目されており、本市におきましてもその好機を活かして関係機関と情報共有を図りながら積極的な企業誘致活動を行なっているところでございます。

そんな中、官民連携で進めております産業団地の整備は、新たな企業の誘致による雇用創出が図られることはもとより、地域経済の活性化には欠かせないものとして、本市といたしましても重要施策と位置付けて取り組んでいるところでございます。

議員お尋ねの産業団地に立地する企業の排水についてですが、工場の排水に関しましては、水質汚濁防止法や熊本県の上乗せ基準等により環境への影響がないよう、厳しい排水基準が設けられており、その基準を満たすことが必須であるため、立地する企業の責任において規定を遵守していただくこととなります。さらに立地する企業とは、市との立地協定の中で環境保全などに関する法令などを遵守するよう明文化しております。工業排水は各企業において浄化設備で処理された後、雨水などと合わせて調整池から流量調整して河川へ放出する形になっておりますので、河川放流時には排水基準をさらに下回るものと考えております。

今後は、市としましても立地する企業に対し、農業用水や河川環境に影響がないよう、十二分に配慮していただくよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 山下桂造君。

○6番（山下桂造君） 農業用水基準に配慮してもらおうように伝えていただくということがあります。これ自体法律ではありません。法律では、ただ、この法律自体もその工業排水の基準がつくる1年前に前もってつくられたものです。農業を守るためには、是が非でもこの数値は守っていただかないといけない。それを市としてやってもらうか、そこのところがどうなのか、本当工業団地が来ることは反対しているわけでも何でもありません。あくまでも残念ながら玉名市として農業用水についての認識がなかったというのは事実だと思います。そこを今後どうしていくかということなんですが、一つ大事なのは下水道をつくってくださいというのが本当のところなんです。下水道があれば何も問題はありません。TSMCは第2工場をつくります。もう新聞記事にあったように御存じだと思いますけども、菊陽町が国のほうに下水道をつくるということの援助を頼んでいます。玉名市もぜひ、それをすべきです。そうすると企業団地もまだ全部埋まってないと聞いていますし、前、聞いたことがあるんですけど、下水道がないと工場持って来れないんだという話も聞いています。まだ契約自体もまだ終わっているわけではないところもありますけれども、玉名市として工場としても農業排水基準しっかり守ると、それには下水道があるというのが1番なんです。下水道があれば何てことないわけですよ。ほかのお願いする必要もない。実際聞き取りのときに聞きました。「そうやってするときに工場排水の溜まった水を検査しますか」「しません」と言われました。どこもやってないから。ただ、大分私も資料を送ったので、多分に部長さんのお話も変わってきたんだと思うんですけども、これ本当に農業団体として、一応、伝えてはいますけれども、農業用水基準、これ稲が正常に育つか育たないかということなんです。企業は間違えることもありますし、何が起こるか分かりません。そのときに、何が流れてくるかということも分からない。下水道さえあればその心配もなくなるんです。今、ここで下水道をつくりますか、つくりませんかとかそういう聞き方しませんが、玉名の農業、一つ本当にいろんな人に話しましたが、本当に農業の用水がどうなのかというのは完全に欠落してたのは間違いないと思います。今後はこのようなことがないようにしてほしいというのが1番。後、下水道をつくってほしい。何度も言いますが、下水道をつくってつないでいただければ、何も問題はなくなるということです。

後、環境省のほうにも伺いました。環境省は、この工場排水基準は農業用水のことは全く考慮していませんと言われました。あくまでも大きな川に流すとか、薄まることを前提としています。だから、だからこそ玉名市として条例が作れるかどうかと思いますが、これにかなり厳しいんですね、もし銅が流れているんだったら150倍薄めなきゃいけません。150倍の水をどれだけ確保するというのはものすごく大変なことだと思う。

繁根木川流域の水はかなり農家で使われているんです。本当にこれ欠落、私も欠落し



ていました。もっと早く気づけばよかったと思います。しかし、これ本当農家を守るといふか、農業を守るといふのにすごく重要なことですから、ぜひとも下水道の設置をお願いしたいと思います。

さきほど言いましたように、TSMCはきちんと下水道をつくるということになってるんですけども、カンケンテクノができます。工場排水どうなっているか見てきました。大丈夫です。なぜ、大丈夫か分かりますか。カンケンテクノが排水する川、これは農業の排水路につながっています。さすが環境の会社だと思いました。農業用水に使われることはない水になります。ほかの地域は今まで工場も建ってますけど、農業用水がちゃんと確保された玉名市であったからでしょうけど、この繁根木川沿いというのは全然違うんですね、様子が。ですから、ぜひとも下水道の設置をお願いしたいと思います。なお、県のほうの保健所にも聞きました。県は農業用水の基準なんていうのは調べません。あくまでも工業排水基準だけです。県のほうからそんな指導はできません。法律にないからですね。だけど農業を守るといふことをしっかり考えた上で次の計画に移っていただきたいと思います。工業団地ができることはすごくありがたいし、やらなきゃいけないことです。農業も守らなきゃいけません。もう皆さんよくわかっていると思いますけど、多分、こういう話は本当していなかったというのが一番だと思います。どうかよろしくお願いいたします。

次の質問、再質問します。今度は交通安全について伺います。三ツ川工業団地は県道4号線沿いにつくられています。この県道は玉名と南関をつなぐ道路として交通量が多いところです。工業団地が稼働することによって、さらに交通量が増すことが予想されます。まず、現状を確認します。

スライドのほうちょっと1.4キロと書いてますが、あの区間歩道がありません。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番(山下桂造君) 県は歩道を、南側の方はつくってしまったんですけども、その北側もありますが、あの1.4キロだけはつくらないということを決めました。なぜか、小学校が合併したからということでした。私が住民から聞いた話ですけども、その間がすごく危険だなと思ってから今回一般質問します。

この道路は、玉名と南関を結ぶためにすごく交通量が多い、そして実は、この区間にも新しい家がいっぱい建って小さい子どもさんたちがいます。それで、ここにぜひとも歩道をつけてほしいということで、玉名市として、ここは県道ですから、熊本県に強力に歩道の設置を求めていただきたいということです。

県としては、これは私が考えたんですけども、この区間には対岸に車があまり通らない道があるので、そこを通ってもらいたいというのものもあるかもしれませんし、この間は橋がいっぱい架かっています。だから確かにそういう対処もあるかと思えますけれど

も、さきほども言った菊陽町のほうですが、工場立地により交通量が増すことで、緊急の交通安全対策が実施されようとしていると、玉名市の工場立地規模は小さいとはいえ、同様のことを私は考えるのですが、市としてどのような対策がとられるでしょうか。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番(山下桂造君) 後ちょっと見てほしいんです。これ新幹線の下ファミリーマートのところ。次、お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番(山下桂造君) これは北のほうから見ました。エネオスの看板がありますが、あそこから北のほうに歩道があります。次、お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番(山下桂造君) これが歩道のない区間です。次、お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番(山下桂造君) これも歩道のない区間です。次、お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番(山下桂造君) これ、ファミリーマートの前の交差点なんですが、ちょっと色が薄くなっているんですけども、端のほうはかなり広い待機場所がつくられるようになっています。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番(山下桂造君) ここですね、ちょっと薄くなっていますが、1メートル以上の広さで、ここはちゃんと待避できて、こっち側は道路じゃないよということですので、待避できるようになっているところなんです。実際、1年前もお願いしたんですけど、ここは県道と市道の交差点なんで、県がやるんだと話聞いています。次のスライドお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番(山下桂造君) ここはうどん屋さん前です。このところが縁石があって、当然のことですが、この場所も待機できる場所はないんですね、私も自転車でよく行くんですけども、縁石の端にくっついとったって、大きなトラックが来たら巻き込まれる可能性があります。こんな話があるということを知っておいてください。

県道、ここまでのところで一旦答弁をお願いします。

○議長(近松恵美子さん) 建設部長 田代史典君。

○建設部長(田代史典君) 山下議員再質問の三ツ川産業団地ができることによる交通対策についてお答えいたします。

県道4号玉名八女線は、本市の新玉名駅前の交差点から、福岡県八女市を結ぶ主要地方道となっております。この道路の歩道整備については、管理者の県で実施されており、

起点の新玉名駅交差点から石貫コンビニエンスストア前の交差点までは整備が完了し、近年つながりました。市としましては、残りの未整備区間の事業化もお願いしたく、これまで本市と和水町でつくる道路開発期成会で毎年要望を行なっているところです。加えて、地元からも令和4年に未整備区間の一部について要望書が本市に提出されており、進達書を添えて要望を行なっております。また、石貫コンビニエンスストア前の交差点につきましては、通学路交通安全プログラムに伴い、学校、道路管理者、警察、住民等が参加する合同点検を実施するとともに要望を行なっております。このように本市、地元、教育関係の三者からそれぞれの立場で要望を行なっておりますが、今後、新たに三ツ川産業団地の企業進出に伴い、車両の通行がさらに多くなることが予想されることから、県での会議や意見交換会など、様々な機会をとらえ粘り強く要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 山下桂造君。

○6番（山下桂造君） 答弁いただきました。どうか、よろしく申し上げます。

次のスライドをお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番（山下桂造君） 今度はまた、昔県道だったところですが、上の病院マーク、地域医療センターです。あそこから新しい208号線の交差点まで、ここも歩道がありません。地域の人が歩道をつくってほしいという願いはいっぱいあるみたいですが、ここについてどのようなことを今、考えておられるか答弁をお願いします。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 山下議員の再質問にお答えいたします。

本道路は、県道4号玉名八女線の区域変更に伴い、令和3年3月に熊本県より移管された1級市道でございます。議員御指摘のとおり、玉名バイパスから旧玉名地域保健医療センター付近の交差点までは、現在歩道がない状況でございます。また、今後新たに三ツ川産業団地の企業進出に伴い、車両の通行がさらに多くなることが予想されるため、歩道整備について検討していかなければならないと考えております。

しかしながら、本道路は国の河川敷の一部を占有していることから、河川管理者である国土交通省と拡幅が可能かどうかなど、入念な協議が必要となります。また、堤防に隣接する民地には、家屋などの建物があるため、相当な整備費用と年数がかかるものと想定されています。

市としましては、今後様々な諸問題をはじめ、費用対効果なども考慮しながら歩道整備について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 山下桂造君。

○6番（山下桂造君） 答弁いただきました。本当にいろんなところも大変だと思うんですけれども、ぜひともよろしく願いいたします。

では、次の質問に入ります。

[6番 山下桂造君 登壇]

○6番（山下桂造君） 小中学校のプールの暑さ対策について伺います。

玉名町小学校では、夏休み中にプールを使用できるようになっていましたが、熱中症アラートが発令されることにより使用できないということがあったと聞いております。熱中症警戒アラートが出ててもプールを使用することができる体制をつくることはできないでしょうか。また、各小中学校では、7月には体育でのプールの授業が実施されたと考えます。プールサイドはかなり暑くなっているだろうと考えており、できればプール全体に屋根をつけるなど工夫が考えられますが、予算の関係で難しいとしたら、その代替案を考えることはできませんでしょうか。具体的な代替案を示してください。以上、質問します。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 山下議員御質問の小中学校のプールの暑さ対策についてお答えいたします。

児童生徒のプールでの活動は、主に体育における水泳の授業になります。水泳の授業についてもほかの活動と同様に、暑さ指数、WBGTや熱中症警戒アラート等を判断基準として、安全に活動できることを第一に考えた上で、各学校で行なうかどうかの判断をしております。また、先月30日には、教育委員会から全ての学校に児童生徒及び職員の安全確保のための熱中症対策を行なうよう再度周知したばかりでございます。

実際に各学校では、水泳の授業を通常どおり実施する場合は、プールサイドに水をまいて日よけのテントを設置したり、または準備運動を室内で行なった後プールに入るなどの暑さ対策を各学校で工夫されていると聞いております。そういった工夫をされているため、プールでの暑さ対策として、プール全体を覆う屋根を設置することは、使用期間の約2か月と短いこともあって、現状では考えておりませんが、来年度に向けまして、寒冷紗などを使ってプールの全体、もしくは一部を覆うこと等も検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 山下桂造君。

○6番（山下桂造君） 答弁いただきました。

寒冷紗とかで覆っていただきたいというのも確かに思っていたところではあります。

ただ、さきほど北本議員のほうで質問がありまして、北本議員のほうからも市民プールのことができないということとか、プールをどこかのプール、B&Gとか使ってとかいう形で学校の授業できないかとかというような話がありまして、そこでちょっと考えたのが、ちょっと議論の中で出てきたんですけれども、学校のプール、このような状況にありますので、学校のプールをB&Gとか横島のプール、そちらのほうに代替して行って、例えば、B&Gさきほど聞いて初めて知ったんですが、温水プールではないと言うことであるならば、そこにちょっと温水プールの施設をつくって、それから体育の授業、通年通してやるということすると、プールが少なくとも大丈夫じゃないかなと考えました。全国的に北本議員も言われてましたけども、全国的にそういう取組はされていますので、それも確かに一つの方法であり、かなり費用対効果は高まるものと考えております。今後のことではありますけれども、いろいろ予算の件とか大変ではあります、学校のプールという在り方自体も考えていいのかと考えます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、山下桂造君の質問は終わりました。

これで本日の日程は終了いたしました。

明日12日は定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時27分 散会

第 3 号

9月12日 (火)

## 令和5年第3回玉名市議会定例会会議録（第3号）

### 議事日程（第3号）

令和5年9月12日（火曜日）午前10時00分開議

#### 開議宣告

#### 日程第1 一般質問

- 1 9番 吉田 真樹子 議員（創政未来）
- 2 8番 坂本 公司 議員（第二新生クラブ）
- 3 4番 瀬崎 剛 議員（創政未来）
- 4 1番 大野 豊重 議員（自友クラブ）
- 5 5番 田浦 敏晴 議員（第二新生クラブ）

#### 散会宣告

\*\*\*\*\*

### 本日の会議に付した事件

#### 開議宣告

#### 日程第1 一般質問

- 1 9番 吉田 真樹子 議員（創政未来）
  - 1 職員のプライバシーを守る取組について
    - (1) 市民とのトラブル事例とその解決策について
    - (2) トラブルが起こらないための対策は
  - 2 男女共同参画の取組について
    - (1) これまでの取組について
    - (2) 男女共同参画計画について
    - (3) 地域リーダー育成事業の取組について
    - (4) パートナリシップ制度導入について
- 2 8番 坂本 公司 議員（第二新生クラブ）
  - 1 鍋松原海岸について
  - 2 本市の婚活支援について
- 3 4番 瀬崎 剛 議員（創政未来）
  - 1 築山小学校施設について
    - (1) 校舎について
    - (2) 体育館・プールについて
  - 2 不登校の問題について
    - (1) 不登校の現状について
    - (2) 児童・生徒・保護者の相談体制について

(3) タマにゃん教室について

(4) フリースクールについて

4 1番 大野 豊重 議員 (自友クラブ)

1 中学校部活動の週末の地域移行について

(1) 地域移行検討委員会の動きについて

(2) 運営主体について

(3) 指導者の配置について

(4) 山積する課題への対応について

2 安定した介護サービスの提供について

(1) 本市の介護サービスの現況は

(2) 必要な介護サービスの提供を安定させるには

(3) 今後の施策はどのように進めていくのか

5 5番 田浦 敏晴 議員 (第二新生クラブ)

1 猛暑による農畜産物や水産物への影響と対策について

2 マイナンバーカードの普及及び活用について

(1) マイナンバーカードの普及率はどのように推移してきたか

(2) マイナンバーカードの活用について

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

出席議員 (20名)

1番	大野 豊重 君	2番	中村 慎吾 君
3番	浜田 繁次郎 君	4番	瀬崎 剛 君
5番	田浦 敏晴 君	6番	山下 桂造 君
7番	立川 信之 君	8番	坂本 公 司 君
9番	吉田 真樹子 さん	10番	一瀬 重隆 君
11番	北本 将幸 君	12番	多田隈 啓二 君
14番	徳村 登志郎 君	15番	西川 裕文 君
16番	江田 計司 君	17番	近松 恵美子 さん
18番	前田 正治 君	19番	作本 幸男 君
20番	森川 和博 君	21番	中尾 嘉男 君

\*\*\*\*\*

欠席議員 (1名)

13番 松本 憲二 君

\*\*\*\*\*



欠 員（1名）

+++++

事務局職員出席者

事務局長	糸 永 安 利 君	事務局次長	松 野 和 博 君
係 長	小 畠 栄 作 君	書 記	古 閑 俊 彦 君
書 記	徳 永 優 貴 君		

+++++

説明のため出席した者

市 長	藏 原 隆 浩 君	副 市 長	村 上 隆 之 君
総 務 部 長	吉 田 勇 人 君	企画経営部長	宮 本 圭 一 郎 君
市民生活部長	松 田 智 文 君	産業経済部長	井 上 康 博 君
建 設 部 長	田 代 史 典 君	健康福祉部長	瀬 崎 し の ぶ さ ん
企 業 局 長	荒 木 勇 君	教 育 長	福 島 和 義 君
教 育 部 長	藤 森 竜 也 君		

午前10時00分 開議

\*\*\*\*\*

○議長（近松恵美子さん） ただいまから、本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 一般質問

○議長（近松恵美子さん） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

9番 吉田真樹子さん。

[9番 吉田真樹子さん 登壇]

○9番（吉田真樹子さん） 皆さん、おはようございます。9番、創政未来、吉田真樹子です。では、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

1、職員のプライバシーを守る取組について。

市役所では、市民のプライバシー保護にはとても配慮されておりますが、職員に対してもプライバシー保護を考えるべきではないかという趣旨の下、質問をさせていただきます。

客の立場を利用し過剰なクレームを入れたり、普通では考えられない言動をとることをカスタマーハラスメント、略してカスハラと言うそうです。近年、このカスハラは非常に問題視をされております。某飲食チェーン店では、客の嫌がらせから名札の表記をフルネームからイニシャルに変更、お客様もちろん大事ですが、過去に従業員の名前を覚えられ、SNSでの検索やつきまといがあったそうです。会社として従業員が安心して働ける環境づくりのため変更をされたそうです。コンビニやレストラン、看護師などの接客業では、フルネームをお客さん、患者さんに知られてしまうことが多く、名札のフルネーム表記を見直す動きは企業の中でも広がっております。

また、バスやタクシーの運転手が、お客様から過度なクレームや暴行を受ける場面をニュースで見ることがありますが、運転手の氏名掲示が乗客のカスハラにつながる懸念は以前から指摘されていたそうです。そのような中、運転手のプライバシーに配慮し、安心して働ける職場の整備のため、先月、8月1日、国土交通省は、バス・タクシーの運転手を対象とした車内での氏名掲示義務を廃止いたしました。

肥後伊倉駅でお客待ちのタクシーの運転手に声をかけてみましたが、まだ氏名掲示がされておりましたので、あれっと思いお尋ねしました。運転手さんは、「全国的に廃止になりました。写真と会社名だけになっていますよ」と言われました。

自治体においてもこのカスハラを含め、職員を個人情報保護の観点から守る対策として、佐賀市では、今年4月に全職員の名札をフルネームから名字のみに変えられております。また、山口県下松市も同様の取組をされております。本市でもカスハラによっ

て職員を精神的に脅かすことがあっていると思いますが、どのようなことがあってどのように解決をされているのかお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長（吉田勇人君） おはようございます。

吉田議員御質問の職員のプライバシーを守る取組についての、市民とのトラブル事例とその解決策についてお答えいたします。

昨今の厳しい時代変化の中で、市政に対する市民ニーズはますます多様化しております。質の高いサービスが求められている状況でございます。そのような中で、私も職員は市民の皆様に対し、正確な情報を提供し、適正で迅速な事務処理を公平に行なうことはもとより、心のこもったきめ細やかな対応を心がけているところでございます。

そうした中でもトラブルと申しましょうか、実際に問題が生じるケースがあることも認識しております。そういった問題が生じるケースとしましては、初期の説明段階などでの職員と市民の考え方の認識の相違が最も多いものと考えております。そのほか、制度そのものに納得されない場合や、一方的な不当要求的なものなど様々な場合がございます。

そういった問題が生じた場合ですけれども、その状況に応じた対応が必要でありますことから、問題が生じた原因は何なのか、市民の方が何を求めていらっしゃるのか、これらを十分に見極め、その担当職員だけではなく、上司を含めた組織的な対応により問題解決に努めているところでございます。

また、先ほどありました一方的な不当要求的なケースにつきましては、相手方の要求や発言内容などをきちんと記録し、必要に応じ、警察や顧問弁護士などに相談するなど、組織として毅然とした対応を行なっているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 毎日勤務されている職員は、市民が大きな声を出されている場面に遭遇することは多いそうですが、たまに来る私も数年前、1階の税務課の待合室付近で、市民が怒鳴られているときにたまたま出くわしたときがありました。つい先日はくらしサポート課の窓口で、3階に聞こえるほどの声をあげられておりました。現在はSNSの普及で個人情報をすぐに検索することもできます。佐賀市では、名前を覚えられた職員が、「どこどこに行っていたよね」とSNSからメッセージを受け取った事例があったそうです。

本市の職員の話ですが、職場での仕事内容がデリケートであり、特殊な内容を取り扱う部署の方は、逆恨みされないかなど怖さと隣り合わせで仕事をしているという話を聞

いたことがあります。

ではお尋ねいたします。本市では、冒頭にお伝えしたカスハラに関して、実態把握は組織としてきちんとされていますでしょうか。現に窓口でカスハラが発生しても、担当者が1人で抱えたままにはなっていませんか。トラブルが起らないように具体的に職員を守るような事前対策は取られているのかをお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 議員の御質問にお答えします。

トラブルが起らないための対策についてお答えいたします。

問題が生じないための対策といたしましては、何よりも問題の原因となり得る窓口でありますとか、電話対応等における心のこもったきめ細やかな対応であると考えております。これまでも職員に対しましては、接遇研修を実施することで、市民目線で心のこもったきめ細やかな対応を心がけてまいりました。

しかしながら、実際に問題が生じているケースもございますので、引き続き接遇研修などを実施することで、親切丁寧でわかりやすい説明能力の向上も含めて、今後も職員の接遇向上に努めてまいりたいと考えております。また、議員が言われたいろいろなケースでございますけれども、それぞれの部署におきまして、記録をきちんと取って、職員間でも情報共有をするようにしております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 佐賀市では、2020年の議会で、職員のプライバシーを守ったほうがいいとの声があがったそうです。私は、職員の名札を名字のみに変えたほうがよいのではと思っております。本市でも佐賀市、山口県の下松市のように名字のみにするという考えはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 議員の再質問にお答えいたします。

本市におきましては、名札に関する経緯につきまして、玉名市職員記章及び名札着用規定がございまして、職員は、その品位を保ち、かつ、市民サービスの円滑を図るため、職員記章及び名札を着用するものとするという趣旨の記載がございまして。

今、議員おっしゃったように、職員の名札を名字のみにする考えはないのかについてでございますけれども、先ほどの規定の中には、名札に氏名を記載しなければならないといった明確な文面はございませんけれども、本市の考え方としましては、職員は、身分を明かし、責任を持って業務を遂行することが重要であると考えておりますので、今のところ名札を名字のみにすることは考えておりません。

議員御心配のSNS等により個人のプライバシーが侵害されるのではないかとこの

とにつきましては、職員がSNS等で自らの情報を発信されている場合を除き、氏名のみで職員の個人情報流出することはないものと考えておりますけれども、議員おっしゃるように、職員のプライバシーを守ることも重要であると考えておりますので、いわゆる職員のプライバシー保護の観点から、今後様々な視点で検討はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） また、このようなことがニュースであってございました。午後1時過ぎに区役所職員がアイスを食べていたことで、仕事中にコンビニ前でアイスを食べっていると、告げ口電話が入ったそうです。職員はさぼっていたのではなく、午後1時からの遅い休憩に入っていたそうです。ネット上では、定年まで安定が保障されているという意味で、公務員は羨ましがられる職業という声が上がってございました。公務員はカスハラの対象になりやすいため、何らかの歯止めが必要だと専門家は言われておりました。

再質問になります。今後職員がカスハラも含めて安心して仕事ができるために、何らかの対策を考えられているのであればお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 議員の再質問にお答えいたします。

このカスタマーハラスメントにつきましては、一部の方の不当な要求に応じてしまうことで、いわゆる市民間における公平性を害し、公務員としてのサービスの基準にも違反する可能性があるとともに、今おっしゃられているように、対応する職員のメンタル不調の原因にもなり得るものと認識しております。

公務員は、公共の利益を実現するための全体の奉仕者でありますので、何がカスタマーハラスメントで何がそうでないのか、判断しづらい部分もございますけれども、悪質なクレームや不当要求は、職員個人の接遇の善し悪しだけでは防止することができないため、直接対応しております職員個人だけではなく、周りにいる職員のサポート体制などそれぞれの役割を明確化するとともに、最終的には警察等への通報のタイミングなど、組織的な対応がスムーズにできる体制づくりが必要だと考えております。

現在も職員を対象にハードクレームに対する研修なども実施しておりますけれども、今後も引き続き研修を開催しまして、悪質なクレームや不当要求に対して、組織で対応する体制整備を図り、日頃から風通しの良い職場、いわゆる心理的安全性の高い職場づくりを目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 店員さんの名札問題につきまして、TBSの安住紳一郎アナウンサーはこうコメントをされておりました。「そういう時代なのかなという感じもいたしますが、ただ一方で人間は、自分の名前を他人に呼ばれたとき、ものすごく幸せに感じるこのようです。その人に幸せを感じさせたくないというときは、おいと、ちょっとそこに人とか呼んでいけば、当然その人は幸せな感じはしないですよ、だから名前で呼ぶということは大事なことだと思うんですが、難しい時代になりましたね」と言われ、「時代のせいにははいけませんね。どうぞ私の個人情報検索してください」と締められておりました。最後に、アピールと話題に持っていかれるさすがの話術、また、安住さんの発言に対しては、ネットで、「名札って安全材料なはずのものなのに残念な時代ですね」というコメントも寄せられていたそうです。

話を戻します。市民のプライバシーを守るのは、個人情報保護法の基本方針に沿って取り組まれたことですか。ぜひ一番身近な市民である職員と会計年度任用職員、約800人のプライバシーを守ってください。全ての職員が、玉名市役所で働かせていただけてありがたいと思われるような、幸福度の高い職場に導いてください。幸福度が高いと自ずと市民へ幸福を提供できるはずですよ。

国土交通省が廃止されましたバス・タクシーの車内での氏名掲示は、国の動きをお伝えさせていただきました。また、名字のみにされている自治体も既にあります。今後個人情報に関しての世の中の考えがゆるくなることはありませんし、SNS環境も現在よりもますます多様化となり、気を配らなくてはいけない時代になることは私でも感じます。今後、市長が感じられるところがありましたら、意見を直接担当課へお示しいただけるとありがたいです。

最後にお尋ねいたします。今回お伝えしたことを市長はどのように感じられたのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 再質問にお答えします。感想を述べてくれということでしょうか。

議員がおっしゃられるとおり、何もフルネームを記名する必要はないのではないかなという反面、これまで総務部長も答弁したとおり、しっかりと職員たるものその身分を明確に示しながら、市民の皆様方と懇切丁寧に、誠実に対応する、そういった姿勢が求められるのだらうと思います。部長が話をしましたとおり、しっかりと研修を行ないながら、それから様々な、これはクレームであることと、適切な要望であることと、なかなかわかりづらい部分もあるなかではありますけれども、例えば、明らかなハードクレームであるならば、しっかりと組織で対応していくとか、そういったことは常々研修でも行なっておりますし、これからはしっかりとそれぞれの対応ができる

ような形を、これが全てがクレームというような受け止め方の中でまた対応すると、非常にこれは問題になってくると思いますので、難しい問題ではありますけれども、日々研鑽を積みながら、職員と一緒に市民の皆様に対しての対応をしていくこと、そして、それを庁議であったり、日頃から部長を通して、また職員に直接声をかけていくということが必要になると改めて感じさせていただきました。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） ありがとうございます。

私も全然こういうことが、名札が名字だけになっているというようなことは知らなかったんですけど、職員と話している中で、こういうことを思うということと、こういうことが実際、名札は名字のみになっているということを知りまして、今回こういう質問をさせていただきました。ぜひ一番職員の皆さんが気持ちよく仕事ができる環境をぜひつくっていただきたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

では、次の質問に移ります。

[9番 吉田真樹子さん 登壇]

○9番（吉田真樹子さん） 2、男女共同参画の取組について。

平成17年12月に玉名市男女共同参画推進条例が設けられました。総則の第1章にある基本理念、実現すべき姿が積極的に進められているのかをお尋ねいたします。

平成20年からスタートされた第1次男女共同参画計画から5年置きに見直され、今年3月に第4次の計画が始まりました。第3次では、実効性の高い施策を展開すると計画の冒頭に記載がありました。

令和元年からコロナ禍となり、思うような活動はできなかったと思います。計画の大きな目標として、「人が共に尊敬しあい、自分らしく生きられる社会の現実」とありましたが、どのような施策で進められてこられたのか、これまでの取組をお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 吉田議員御質問の男女共同参画に係るこれまでの取組についてお答えいたします。

本市では、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらずなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して、今、議員おっしゃられたように、平成17年12月に玉名市男女共同参画推進条例を施行し、この条例に基づき平成20年に第1次となる玉名市男女共同参画計画を策定し、改定を行ないながら、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策を推進してまいりました。

第3次計画におきましては、重点目標のトップに、あらゆる分野における女性の活躍推進を掲げ、女性の参画拡大を図る中で、特に市の施策でありますとか方針の決定過程における女性の参画を促進するために、玉名市女性人材リスト、こちらを整備しまして、市の各種委員会などへの女性委員の登用を推進してまいりました。

また、啓発事業としまして、各種講座や講演会の開催、男女共同参画推進強化月間などの啓発展示を、庁舎ロビーでありますとか市内の各図書館などで実施し、また、市内商業施設にて街頭啓発活動も行ないました。この間、人口減少や少子高齢化等の社会経済情勢の変化をはじめ、性的少数者の方への偏見や差別など、新たな課題が生じ、男女共同参画を取り巻く状況は大きく変化してきております。

さらにSDGsの理念誰一人取り残さないを踏まえ、ジェンダー平等な社会の実現を推進していくことがますます重要となっており、こうした状況の変化や新たな課題に対応するため、今年令和5年3月に第4次玉名市男女共同参画計画、副題として「すまいるハーモニーたまな」を策定いたしました。

本計画では、全ての人がお互いを尊重し、支え合い、自分らしく生きられる社会の実現を基本目標に掲げ、あらゆる分野における女性の参画拡大、男女共同参画社会実現のための意識改革、環境整備、男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現、推進体制の整備強化の4つを重点目標として施策を進めております。

この男女共同参画社会の実現は、地域、事業者、関係団体、そして市民の皆様お一人お一人のその大切さや必要性を理解し、取組を進めていくことが重要であるため、市としましても今後も市民の皆様と共に男女共同参画社会づくりを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 確かに行政の取組だけでは厳しいことは実感しております。私が所属しております熊本女性議員の会では、昨年、県民交流館パレアにて、女性ゼロ議会をなくし、女性の政治参画を進めるため全5回の政治塾が開催されました。公開講座では、熊大の副学長が、「いま政治に求められるもの」という内容でお話をされ、第1回は、地域における男女共同参画の必要性というテーマで、パレアの女性館長にお話をいただき、第2回は、地域で活躍するリーダーと交流しようというテーマで、元人吉市議で、3年前の人吉豪雨災害にキッチンカーで温かいお弁当を無料配布されておりましたひまわり亭の代表、私が前、こちらの絵本を読んだことがありますけど、この主人公になられている方です。その代表より、海外に気づく女性視点の大事さ、ネットワーク、フットワーク、チームワークの3つのワークなどパワフルなお話を聞かせていただきました。



第3回は、私の体験談ということで、現職女性議員3人が、なぜ立候補をし、何を乗り越えて挑戦したか、今、何を考えて仕事をしているのかという内容で、私も現職の1人として話をさせていただきました。

第4回は、選挙に向けた具体的なことを知ろうというテーマで、選挙のルールやかかる費用などについても伝授がありました。26名の熊本女性議員の会の会員で手分けして準備して取組、16名の塾生が卒塾され、4人の女性議員がここから誕生されました。研究調査し、段取り、準備、構成の全てが大成功の結果でした。4月の統一選挙では、全国的にも女性議員が増員したとの報道もありましたが、県下でも県議は1人から5人、嘉島町では64年ぶりに女性議員誕生と熊日新聞にも掲載されておりました。

男女共同参画の取組では、先ほども言われました4つの重点目標から、具体的な75項目の取組まで見ても、知る、学ぶということが一番必要なことだと考えます。ぜひ、学びの会を開催されるときは、私は動員が得意ですので、そして、今現在中学生の子どもがいる現役の保護者でありますから、30代からの若いこれからのお父さん、お母さんとの関わりもありますので、お声かけください。動員の応援はできると思います。

では次に、男女共同参画計画についてお尋ねいたします。

第3次計画作成時の女性職員の管理職登用のスタートは7.7%でしたが、最終5.9%、目標は15%でした。目標にこだわったが残念ながら到達しなかったのか。目標達成をしなかった理由をお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 議員御質問の男女共同参画計画について、女性管理職の登用についてでございますけれども、まず、この職員の昇任、昇格につきましては、性別に関係なく、意欲と能力のある職員を登用していくことを基本としております。その上で年齢や必要な職員の経験年数、また人事評価の結果など様々な条件を考慮して判断しているところでございます。

目標に及ばなかった理由といたしましては、管理職に昇格できる職員や一定年齢層の女性職員が少ないこと、介護や子育てなどの理由から昇格を望まない職員など様々な要因がございました。今後女性の管理職を登用するためには、課長補佐や係長などの管理職候補層の職務を増やすことが必要でございます。そのためには、採用から配置、育成、昇任までの長いプロセスにおいて、積極的な取組が求められているところでございます。今後も引き続き、キャリア意識の醸成を図るための研修を実施していきたいと考えております。

また、多様な業務への配置を推進して、職員が経験を積む機会を増やします。さらには、仕事と家庭生活の両立がしやすくなるよう、働き方という観点からも組織としての課題を洗い出し、勤務環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 一度掲げた15%という目標の下方修正はできないのでしょうか。半分もできていなく、明らかに厳しい目標は見直したほうが良いと考えます。既に3月にこのように冊子もできておりますが、掲げた目標なので5年後に同じ質問があっても同じ答弁をしなくていいように、職員の研修内容は、先にこの政治塾の話をしてしまいましたが、結果を出せるようなスタイルではなく、伝わる研修を準備していただきたいです。

続きまして再質問です。女性消防隊員数の目標達成についてお伺いします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 議員の再質問にお答えいたします。

玉名市消防団女性消防隊の人数は、現在、定数16人に対し現在員は12人となっております。先ほどの第4次玉名市男女共同参画計画におきまして、女性消防団員の令和9年度の目標値は16人としているところでございます。

今までの実績としましては、令和3年度が12人、令和4年度が14人、令和5年度が今のところ12人と推移しているところでございます。ここ数年はコロナ禍の影響もありまして、消防団活動と同様に女性消防隊の活動もかなり制限されてまいりましたけれども、今年度からは積極的に活動し、隊員数の増加に向けて多方面にアピールを図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 民間企業や民間団体など、全てとは言いませんが、目標にはこだわって行動されていると感じております。女性は結婚、出産、育児・子育て、介護と年齢によっても役割が変わり、プラス仕事に消防団となると大変ももちろんあると思います。しかし、されている方の声はこんなふうです。母親の友人からの誘いでした。最初は無理だと思っていたけど、家族の協力があつて入隊を決めました。お世話になっている地元への恩返しと思って頑張れと夫が背中を押してくれ、積極的に家事、育児に参加してくれました。また、消防隊というと男性が消火活動をしているイメージが強く、女性が二の足を踏むようですが、実は、消防隊には女性に適しているものがたくさんあるんです。火災予防運動の広報で、駅前では火災予防を呼びかけたり、地域の方々に心肺蘇生法の指導を行ったりしています。また、区民祭のパレードでは、プラカードを掲げて先頭を切ることで、女性にできることはたくさんあるんですよと伝えられておりました。最後に、みんなの協力に支えられて毎日が充実していると締められておりました。このような実際のお役に立っているという満足の声、充実しているというような声な

どをお伝えして募集をされていますでしょうか。民間は立てた目標を達成するために体験談を伝えることまでやっております。

ここからは本市の女性消防隊員の名前の声をお伝えします。

まず、隊員の1人に入隊した理由を聞きました。当時除隊者が数名あり、どうしても入隊してくれないかと懇願されたことがきっかけだったそうです。そして、1人では心細かったため友人を誘って入隊したそうです。彼女の今の気持ちを聞いてみました。先ほども部長が言われましたが、「コロナ禍で活動はあまりなかったけど、楽しいので辞める気はないです」と言われておりました。そして、女性隊長にもお尋ねをしてみました。隊長は、入隊して22年、まだまだやる気がみなぎる貴重な話を聞かせていただきました。

「私は、これまでの22年間に数回の出産をしました。結婚したから、子どもが生まれたからってできないことは決してありません。そして、私は操法大会に出たいのです。出るためには6人一組ですし、大会前には練習も必要となります。一致団結してやってみたいのです」と言われました。

ここまで聞いていても思いと熱意が伝わりましたが、隊長は続けてこう言われました。先日、山鹿の操法大会に行き、出場されているチームの様子を一緒に見ていると、「これをみんなでやりたいんだ」と言ったら、「やりましょうよ」と言ってくれ、とてもうれしかったし、やっとここまで来られたと思いましたと、熱くはち切れんばかりの思いを聞かせていただきました。本当感動したんですよ。新たに取り組むにも人数が必要と言われておりました。募集のことを尋ねると、広報に募集を載せてほしいと言ったことはあるんですけどと言われていたので、ぜひ広報たまな、公式LINE、ホームページと積極的な応援をお願いいたします。

本市の女性消防隊員を22年務められ、しっかりと目標を持たれ、変わらずの意欲と向上心を持たれた隊長がいて、そこを楽しいと言ってくれる隊員がいる、もっともっとそういうところもアピールと発信をしていただきたいと思います。部長、発信していただけますでしょうか。よろしく申し上げます。

では次の質問に移ります。

計画の施策の基本方向にあります男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進の取組についてです。県の事業に地域リーダー育成事業があります。本市からの予算は本年度4万円でした。この事業を担当課ではどう捉えておられるのかをお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 議員御質問の男女共同参画社会づくり、地域リーダー育成事業についてお答えいたします。

この地域リーダー育成事業は、今、御説明ございましたけれども、熊本県が実施して

いる事業でございまして、男女共同参画社会を基本とした豊かな地域社会づくりを推進するため、県内及び県外における専門的研修を実施し、男女共同参画社会づくりを力強く進めることのできる地域リーダーを育成する目的のもと実施されております。

募集対象としましては、熊本県内在住の18歳以上で、これまでに当事業への参加経験がなく、全ての研修過程に意欲を持って参加できる方となっております。また、研修過程としまして、事前研修、県外研修、自主研修、また最後の事後研修と8月から12月中旬まで実施されている状況でございます。本事業の実施に当たりましては、本市の関わりとしましては、市民、職員向けの募集を募り、県へ参加者を推薦しているところでございます。

参考までに、これまで本市より参加された方を申し上げますと、合併後の数字ですけれども、平成18年度から令和元年度までに23人の方が参加されております。令和2年度また4年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によって実施はされておられません。また、過去にこの研修に参加された方の中には、地域においてそれぞれ活躍をなさっている方もいらっしゃいます。本市としましては、今後この地域リーダー育成事業に参加された方々が、職場や地域などにおいて男女共同参画社会づくりの牽引役となっただけのもの期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 県の事業なので県にお尋ねしてみました。まず、この事業にどのくらいの自治体からの参加があるのか。そしてまた、どこの自治体が積極的にこの事業を取り入れられているのかが知りたかったからです。45市町村のコロナ前の5年のデータをいただきました。面白いことがわかりました。

先ほど部長も言われた内容は一般研修生、市民の方と市町村の職員が対象となっております。45市町村中、取り組まれていない自治体は25もありました。その中で、本市ではしっかりと前向きに取り組んでもらってございました。しかし、一番熱心な自治体はお隣の荒尾市でした。過去5年間で本市が合計参加者6人のとき、荒尾市の参加者は14人でした。次に合志市、宇城市、菊池市、長洲町は9人の参加と多かったのです。長洲町が町であって市と同じ人数の参加の理由は、長洲町長の前職が熊本市役所職員で、最後は男女共同参画推進室にいらっしゃったそうです。就任から男性の育休の推進、昨年4月からは、長洲町男性の育児休業取得促進奨励金事業などにも積極的に取り組まれ、男女共同参画事業にとっても力を入れられているそうです。荒尾市では、毎年職員から1名、一般から2名と目標3人を定めてあるそうです。平成28年の職員さんかゼロのときを除き、毎年3人の目標達成されておりました。

ではお尋ねいたします。地域リーダー育成事業の研修生の募集は、公式ラインでの周

知のほかどのような手段を取られていらっしゃるでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 議員の再質問にお答えいたします。

周知方法としましては、今おっしゃられたLINEのほかに、ホームページでありますとかフェイスブックなど、これらに掲載し募集を行なっているところでございます。また、この募集期間中に開催されておりますイベントや講座などにおいても周知を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 男女共同参画審議会がございました。年に3回ほどの会議が行なわれていたと聞きました。委員の方々はそれなりの経験がおありで、幅広いお付き合いがある方々だと思いますが、審議員の方にお声かけをお願いするということはどうでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 議員の再質問にお答えいたします。

この男女共同参画審議会の中でも事業の周知は行なっておりまして、また、当然委員さんにもこの地域リーダー育成事業のお話をさせていただいて、実際に研修に参加された委員の方もいらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 本市で長年活躍されている方がこの事業に過去何人も参加されていたことがわかりました。固有名詞は言えないのですが、本市でも各自治体でも活躍されている方で、この地域リーダー育成事業への参加者が本当に多いのです。この事業は県からの補助があつて学ぶことができる貴重な機会です。それが年に一度、荒尾と同じように目標を持って声かけをすれば、3人学ばせてもらえます。玉名の未来の活躍者のスカウトとして取り組む役割が担当課にはあると考えます。

女性消防隊員の募集のときにもお伝えしましたが、民間では根気強く声かけをやっていきます。今回はだめでも来年は参加できるかもしれない。また、だめでも3年後にはいいかもしれない。4年後には参加してくれて、玉名市で活躍される人材となられるかもしれない可能性を持って、担当課はしっかり取り組んでいただきたいと思います。人材の育成、これは玉名の未来を良くするための大事な取組だと考えます。

平成26年に大津町から参加された方の声です。地域リーダー育成事業の研修会に行った人は、その後地域での活動の場があればいいのですがと、私と一緒にいった方たちも研修の成果を地域で発揮するような機会が少ないという話を聞きました。荒尾市では、

地域リーダー育成事業の研修会に参加されたグループの会があります。毎年5月には総会をされており、そこには担当課も出席されるそうです。また先日は市の方針説明を市長がされたそうです。玉名でも研修に参加した方が、その後研修の成果を十二分に生かした活動ができるような、行政からのバックアップが必要ではないかと思います。研修後、生かす場の取組も考え必要があることをお伝えいたしまして、最後の質問に移ります。

パートナーシップ制度の導入についてお尋ねいたします。

パートナーシップ制度とは、同性同士の婚姻が法的に認められていない日本で、自治体が独自にLGBTQカップルに対して、結婚に相当する関係とする証明を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度です。県内では熊本市、菊池地域では、大津町、菊池市、菊陽町に続いて今年4月に合志市が導入されました。

昨年の12月の質問では、国の法整備に注視して、市民、事業者への啓発活動、職員研修を実施し、理解促進を図るとの答弁でした。あれから9か月が経ちましたが、本市での進捗状況をお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 議員のパートナーシップ制度導入についてお答えいたします。

昨年12月議会での答弁では、今おっしゃられたように、パートナーシップ制度は、当該自治体でのみ有効な証明書を発行する限定制度であること、また、性的マイノリティに関する人権問題解消への重要施策であることは承知しているものの、国が法律で定めるポイントは違い、法的効力がないことなどから、どこに住んでいても同じ条件で生活できる、統一した制度運用が望ましいと考えることを答弁いたしました。また、国の法整備を注視し、市民や事業者等への啓発活動、職員研修の実施により、さらなる理解促進を図っていくという旨を申し上げました。

御承知のとおり、本年6月に性的指向及びジェンダーアイデンティティ、この多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の公布、施行によりまして、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としまして、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、国民の理解の増進に関する施策の策定、及び実施の努力というものが、地方公共団体の役割として示されたところでございます。ここには心身の発達に応じた教育及び学習の進行、知識の確実な普及、相談体制の整備、そのほかの必要な施策が含まれており、これらの実施には、性的指向またはジェンダーアイデンティティに関わらず、全ての国民が安心して生活することができるよう、留意する必要があることも示されております。

国におきましても国民の理解の増進を最優先と位置づけられており、パートナーシップに関する法整備については、今後議論が深まっていくものと認識しております。これ

らを踏まえ、今年度の研修等の開催予定でございますが、コロナ禍で開催できておりませんでした男女共同参画フォーラムを4年ぶりに開催いたします。また、伊倉ふれあいセンターでは、来年3月に性的マイノリティに関するビデオ上映会を開催予定でございます。

また、熊本県人権センターの人権啓発ウェブ講座を活用し、性的指向、性自認、性的マイノリティに関する内容で、今年度後半に職員の人権啓発研修の機会とする予定としております。まずは本市でできることとしまして、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及のため、引き続き理解促進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 4年ぶりのフォーラムは楽しみにしておきます。導入された自治体の経緯と状況をお伝えしておきます。熊本市での導入の流れは、平成29年に性的マイノリティ支援団体により、市長へパートナーシップ宣誓制度の要請があり、翌年の平成30年に議会へ同様の陳情がある。平成31年4月に導入となり、先月の8月までで19組のパートナーが誕生しているそうです。2023年1月の時点で255の自治体が導入済みだそうです。

熊本市での導入目的は、性的マイノリティの方々への偏見、無理解を回避するために、それらの環境整備のために導入を決定したそうです。パートナーシップ宣誓をされた方々のメリットとしましては、熊本市の市営住宅に家族同様の扱いとして入居を認める。お祝いとして記念樹を贈呈している。民間では携帯電話の家族割が可能になる。また、保険会社によっては、家族として保険金の受け取りが可能になっている企業もあるそうです。大津町では、当事者の思いを受け止めて、認め合えるまちであるためにも導入は不可欠、そこから職員や町民への理解が深まるようにしたいと言われておりました。

最後に、私の大好きな詩人のメッセージを聞いてください。「自分に夢がないと人に夢を与えることはできません。自分に力がないと人に力を与えることはできません。自分に幸せがないと人に幸せを与えることはできません。まず自分をつくることです。大きな強い明るい人間にさせることです。そこから本当の人生の出発が始まります。」これは25年前に出会った詩ですが、私は夢を力を、そして幸せを与えられる人間になりたいと思ってきました。多くの方々にこの詩がいわんとしていることを感じてほしいと思い読ませていただきました。

今回この原稿を準備するに当たっても先輩議員に数回目を通してもらってアドバイスをいただきました。職員からもアドバイスと注意点の指摘もいただきました。おかげさまでこのような感じに原稿が仕上がりました。

きのう北本議員の質問の中に、官民連携とありました。玉名の未来を本気で考えるなら、行政と民間、そして職員と議員が共に学び合い、指摘し合い、常に活性化と充実と発展を心がけ、力を合わせて行動する、協力して働くという協働の必要性に今回も改めて気づかせていただきました。今回は、職員のプライバシーを守る取組についてと、男女共同参画の取組についての質問をさせていただきました。個人情報保護、女性活躍の推進、多様性、きのうプールの質問では、温暖化も含め、本当にめまぐるしく変わる時代にあります。パートナーシップ制度の導入で大津町が認め合える町であるためにと、菊池地域のスタートを切られたように、ぜひ多様性を受け入れ、パートナーシップ制度の導入で県北のスタートを切ってもらえることも期待いたしまして、以上で私の質問を終わらせていただきます。

そして今回、この認知症応援団という旗ができていますけど、私、前回12月の質問で、レインボーフラッグといいまして、今日バッジ付けていますけど、この旗があるんです市長、前回も言いましたけれどもそんな高いものじゃないと思います。ちょっと調べるまでには至らなかったんですけど、旗も準備していただけて、あれは何かなというところで、これはこういうものだと言われるような、分かることからしていただけたらありがたいと思います。ではよろしくお願いします。

以上で終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で吉田真樹子さんの質問を終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

8番 坂本公司君。

[8番 坂本公司君 登壇]

○8番（坂本公司君） 皆さん、こんにちは。今日は議長と青と白であわせてきました。

まずは、岱明町にある鍋松原海岸についてです。ちょうど1年前にもこの件に関して質問いたしました。海水浴場ではなくなり、今年4月から新しい指定管理となり、どういった動きになっているのか答弁をよろしくお願いします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 井上康博君。

[産業経済部長 井上康博君 登壇]

○産業経済部長（井上康博君） 坂本議員御質問の鍋松原海岸についてお答えいたします。

県北地域唯一の人工ビーチと雄大な景色がある鍋松原海岸の特色を最大限に活用できるよう、観光物産課を主管課として、一体的な管理運営を進めております。現在は、令



和5年度から潮湯についての新たな指定管理者の下、潮湯の管理運営はもとより、鍋松原海岸の愛称を「しおまちパーク」と名付け、地元をはじめ多くの方々に愛される場所となるよう発信し、市内外から多くの来訪があっており、その方々によるSNSなどの情報拡散がさらなる誘客につながっていると思われます。

そのほかに、自主事業として、地域交流イベントやビーチスポーツ大会を開催するなど多くの参加者でにぎわっております。また、市の取組として、例年の海岸の清掃、除草、流木の撤去、砂の清掃作業等に加え、今年度の周辺整備として、大規模な松の剪定や伐採、旧グラウンドゴルフ場の整地や駐車場の排水整備等を行っております。

そのほか、スポーツツーリズム推進事業として、松原海岸活性化のための誘致事業として、9月30日にはウォーターサバイバルゲーム大会、10月1日にはビーチサッカー大会を開催します。これらのイベント開催については、市主催及び指定管理者主催のイベントを交互に協賛することで、さらなる松原海岸の活性化促進とにぎわいの創出につながるよう努めております。今後も海岸エリア全体を活用し、多くの人が集い、誘客につながる鍋松原海岸となるよう関係者などと調整を図り、継続的な整備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 坂本公司君。

○8番（坂本公司君） 答弁いただきました。

ビーチサッカーやウォーターサバイバルなど行なわれるということで、楽しみにしたいと思います。

次に、松原海岸は昨年より、もちろんコロナ時期も封鎖してありましたが、昨年より海水浴場ではなくなりました。ですが先ほど答弁いただいたように、海ではなく砂浜のできるイベントを多数開催していただくということでしたが、先日、松原海岸にたまたま行ったのですが、今までは気づかなかった遊泳禁止の看板がありました。私が勘違いしていただけなのか、昨年のときは海水浴場ではなくなったけれども、泳いではよいと思っておりまして、実は何人かの方に「泳いでいいの」と聞かれたときに、「いいですよ」とお答えしていたものですから、今一度確認させていただきたいと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 井上康博君。

○産業経済部長（井上康博君） 坂本議員御質問の遊泳禁止となっていることについてお答えいたします。

鍋松原海岸は、県北唯一の海水浴場として開設しておりましたが、近年の温暖化による気象上昇やライフスタイルの変化による影響と潮の干満差の激しさから、十分な遊泳時間の確保が見込めないなどの要因から、利用者は年々減少してきました。加えて令和

2年度以降は、新型コロナウイルスの影響を鑑み、監視員の配置を行わず、海水浴場としては開設しないことから、当面の間、遊泳禁止としております。ただし、砂浜での砂遊びや水遊びなど、海岸利用の制限や規制するものではないです。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 坂本公司君。

○8番（坂本公司君） 答弁いただきました。

遊泳は禁止だけでも、砂浜での砂遊びや多少の水遊びは、自己責任のもとにということですね。皆さんも十分気をつけて遊ばれてください。そして次に、誰から聞かれてもこのようにお答えしていきたいと思っております。

そして、お子様などが海ならず水辺で遊ばれるときには、ライフジャケットの着用をお願いしたいと思います。安いものですと3,000円もしないぐらいですので、ぜひとも着用をお願いしたいと思います。

では次に、先日睦合古閑にあります岱明苑主催による住みよか岱明をつくる会に参加していたところ、鍋校区の区長さんが、磯の里がなくなったけん買い物ができんようになったと嘆いていらっしゃいました。確かに岱明町の中では、ほかの校区に比べるとコンビニなども少ないですので、お買い物には困られていると思っておりますが、磯の里のようなお買い物ができる施設について答弁よろしくお願ひします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 井上康博君。

○産業経済部長（井上康博君） 坂本議員御質問の鍋松原海岸での買い物ができる施設についてお答えいたします。

鍋松原海岸に設置されていた玉名市岱明磯の里は、海岸一帯の活性化整備や玉名市公共施設適正化配置計画及び玉名市公共施設等総合管理計画等による調整協議を図り、令和5年4月から物産販売を行なっておりません。現在は倉庫として活用しておりますが、季節的な行事やイベント開催などはその活用を柔軟に対応してまいります。

買い物ができる施設の設置については、今後潮湯内に販売拠点を移して運営する予定であります。今後も効率かつ効果的な運営体制の構築と併せ、地元の方々が来訪された方々にとって、利便性が高く、魅力ある施設になるよう、関係者などと十分な協議を行ないながら整備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 坂本公司君。

○8番（坂本公司君） 答弁いただきました。

できれば海水浴場ではないとはいえ、イベントだけではなく、近所の方も寄られることもあると思っておりますので、他市のような道の駅までとは言いませんが、立派な施設をつくっていただきたいと思っております。バーベキューなどされる方もちょっとそういう海産物

などがあれば買って行かれることもあると思いますので、よろしくお願ひします。

次に移ります。

[8番 坂本公司君 登壇]

○8番(坂本公司君) 次は、婚活支援についてです。

少子化問題、人口減少、この問題のもととなるものは何かと考へたときに、やはり若い方に結婚をしていただき、子どもを生んでいただくということが一番の解決方法だと思ひます。

まず、本市での活動についてよろしくお願ひします。

○議長(近松恵美子さん) 企画経営部長 宮本圭一郎君。

[企画経営部長 宮本圭一郎君 登壇]

○企画経営部長(宮本圭一郎君) 坂本議員御質問の本市の婚活支援についてお答えします。

今日、晩婚化や未婚者の増加はどこの自治体も抱えている問題であり、結婚活動支援につきましても、市単独で行なうよりも広域で実施したほうがより効果が認められることから、平成22年度から有明広域行政事務組合へ婚活事業を委託しており、荒尾玉名地域結婚サポートセンターが開設されています。事業内容につきましては、会員の結婚相談サポートや婚活イベント、お見合い、会員を増やすためのPR活動など多岐にわたっております。

次に、事業実績について御説明いたしますと、サポートセンターの登録会員総数は、令和5年3月31日現在で、男性1,387名、女性1,537名で、これまでの成婚者数は425名に達しております。このうち玉名市民の会員は、男性568名、女性会員314名で、124名の方が成婚されています。

続きまして、令和4年度の実施状況を御説明いたしますと、婚活イベントが7回開催され、サポートセンターで参加した男性72名、女性71名の中から29組のカップルが成立いたしました。今年度も引き続き対面とオンラインの両面による婚活事業を計画しており、若い世代の入会にも力を入れていく計画となっており、広域での婚活事業を推進していく予定でございます。

以上でございます。

○議長(近松恵美子さん) 坂本公司君。

○8番(坂本公司君) 答弁いただきました。

昨年度も29組のカップルが成立されているということですが、私の予想より多くて驚きました。この中で何組が御結婚されるかまでは、お付き合いの期間など様々ですのでわからないと思ひますが、できれば御結婚されて玉名に暮らしていただけたらと思ひます。

では次に、結婚後についてです。まずは、現在では多くの方が悩まれている不妊治療についてです。皆様も御存じかと思いますが、結構な割合で、1人目はすぐにできたんだけど2人目が不妊治療されているという方もおられると聞いております。そんな不妊治療と妊娠や出産の補助などについて答弁をお願いします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 瀬崎しのぶさん。

○健康福祉部長（瀬崎しのぶさん） 坂本議員の再質問にお答えいたします。

まず、妊娠や出産時の本市の主な支援の内容の一つとして、一般不妊治療費助成事業がございます。一般不妊治療のうち、人工授精に要する費用に対して、夫婦1組につき年間5万円を上限として助成するもので、令和2年10月から行なっているところでございます。また、核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中、孤立感や不安感を抱く妊婦、子育て家庭が増えている現状でございます。全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産、子育てができる環境整備の構築に向け、昨年度より出産子育て応援事業を新設したところでございます。この事業は、妊娠期から出産、子育てまで一貫して身近に相談に応じ、様々なニーズに則した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実しており、また、妊娠届出及び出生届出後に各5万円を給付する経済的支援を一体として実施するものでございます。今後も母子保健の向上、子育て支援の充実に取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 坂本公司君。

○8番（坂本公司君） 答弁いただきました。

不妊治療は年間5万円まで、そして妊娠されたら5万円、出産されたら5万円。それで、私の子どもが生まれたときにはなかった制度ですので羨ましい限りです。

では、出産後のいわゆる子育て支援について、これは皆さんも御存じかと思いきいけれども、改めて答弁をお願いします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 瀬崎しのぶさん。

○健康福祉部長（瀬崎しのぶさん） 坂本議員御質問の子育て支援の現状についてお答えいたします。

玉名市では、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする、第2期玉名市子ども・子育て支援事業計画を策定し、全ての子どもたちの笑顔を求めて、副題として、安心して子育てができる町を基本理念に、本市で生まれ育つ子どもたちが、笑顔で健やかに育つことができるよう、各種施策の充実を図っております。その中の主な子育て支援としては、次世代の社会を担う子ども一人一人の育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了前までの児童を養育している方を対象とした児童手当の支給を行っております。

また、病気やケガで医療機関等にかかった場合の費用を助成する子ども医療費助成事業を実施しております。子ども医療費助成事業では、保険診療に係る一部負担金の全額を助成し、医療機関などの窓口で支払わなくてよい現物給付方式により、子育て家庭の利便性の確保にも取り組んでおります。併せて、本年度からは助成対象年齢を中学3年生までから高校3年生までに拡大し、子育て支援の充実を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 坂本公司君。

○8番（坂本公司君） 答弁いただきました。児童手当、そして医療費の無償化は、令和5年度から高校生まで拡充したということでした。いろいろな手当があるので安心してお子さんを生んでいただきたいと思います。

では、これから少し長くなりますけれども、私の提案は、1年に一度しかこの場には立ちませんので、少し長くなりますがお許しください。

まずは昨今の未婚率です。写真のほうをお願いしてよろしいでしょうか。

これ2015年の時点ですけれども、生涯未婚というのが、女性が14%、男性にいたっては23%ということは、男性が4人に1人が生涯独身ということになります。そこで、まずここにお集まりの皆さんが、多分私が知っている限りは、皆さん一度結婚された方がばかりと見受けられますが、取りあえずここで男性陣の方に、心の中でお答えいただければと思いますけど、なぜ今の奥様に結婚していただけたのか考えたことはありますか。まさか結婚してあげたなどと思っていらっしゃる方はおられないと思います。私も含め皆さんは、今の奥様に結婚していただいたのです。ありがたい話です。

では、なぜ結婚していただけたのか。例えば優しいからとか、楽しいからとか、包容力があるからとか、顔が良いからという方もおられるかもしれませんが、多分違います。正解は、お金があったからです。お金があったから結婚していただけたのです。という男性陣からだけではなく、皆さんの奥様方からも批判されますので、取りあえず謝罪をしたいと思いますけど、しかしながら、今の若者たちにアンケートを取ると、結婚しない理由はお金のことだらけなんですね。これを御覧ください。

結婚資金が足りないからとか、結婚後の生活資金が足りないからとか、これは結婚しない理由とかしたくない理由ですね。あとは趣味や娯楽を楽しみたいからというもの、たくさんのお金があればできることなんだと思うんですけれども、結婚する前には、やっぱりこういうのが不安だということで、結婚に尻込んでいるという状況ということです。

お金と婚活の話をしてみますと、婚活といえば、最近は簡単に言えば出会いサイトです。

今はマッチングアプリという便利なものもありますが、それは会う前までの話で、結婚に至る前は必ず何度かお会いしなければいけません。ということは必ずお金が必要ということなのです。

二十数年前、まだ私が若い頃は、2人で居酒屋さんとかに行っても多分4,000円とかで済んだような気がします。昨今の物価高騰の煽りもあり、大体今、1人4,000円ぐらい、今この20年ほどで金額が倍になっております。そして数年に一度ネットなどで、テレビなどで議論になりますね、女性にお金を出させない問題というのがあります。これが良いとか悪いとかという話ではないんですが、例えば、これ男性が全て支払うとなると、例えば、夜お酒を飲むお店などに行き、帰りの例えば代行代まで男性が全て支払えば、1回のデートで2人分で2万円支払うことになります。昔は本当この半分だったと思うんですけども、これでは男性が結婚の前に婚活に尻込みするのも当然のような気がします。しかも国内で騒がれております、この30年間のあいだで所得が一切上がらない、もしくは前より下がっているという話があります。

私が中学生ぐらいだったと思うんですけども、家族というか大人に、大人になったら幾ら給料があればいいのかと、ざっくりした質問をしたところ、月収が年齢ぐらいだろうと言われた記憶があります。皆様も耳にしたことはないでしょうか。例えば、20歳なら月収20万円、40歳なら40万円ということです。今、年齢分の給料をもらっている人はほとんどいないのではないかと思いますし、そこにきてこの物価高騰では、結婚や子育てどころか外に出ることさえおっくうになるのは当然だと思います。

では以前、今、結婚している皆さんが、若い人もそんなにお金があったのかというと、もちろんバブル期というのがあります。その頃は皆さんお金を結構持っていたらしく聞かれていますけれども、なぜ過去には結婚する人が多かったのか、一つは仲人さんの存在が多かったと思います。写真をお願いします。

昔はお見合い結婚というのがあります。皆さんのお母様とかお婆様なんかのことだと、うちの婆ちゃんから聞いたのは、結婚式が3回目に会ったときだったみたいですね。まず最初に会って、次のときには結納、3回目に会ったのが結婚式だったとか、そこにはお見合い、そして仲人さんの存在があったということになります。仲人さんがおられたから離婚も少なかったみたいな話を聞いておりますし、仲人のプロという方もおられたような気がします。うちの父親も実は一度私が小学生の頃にお見合いすることになって、鍋あたりの白髭のお爺さんに連れられて一度行ったんですけど、その方はそういう仲人ばかりされているみたいですね、話を聞いておりました。

そして、この前もある議員をなさっていた方にもお話したら、何組も仲人をしたとか、今では結婚式に行っても仲人さんを見かけることは全くありませんし、そういった意味では結婚の要因の1つに仲人さんとか世話人さんの存在は大きいような気がします。

それと私が考えるポイントというか要因ですね、もう一つが、当時の風潮だと思えます。男は30歳までに結婚せんといかんとか、女性は25歳までにせんといかんよみたいな、30年ほど前には当然のようにあった言葉であったと思います。

1991年、平成3年です。フジテレビで放送された「ヴァンサンカン・結婚」というドラマがあったんですけども、安田成美さんとか菊池桃子さんなどが出演されている、当時トレンドドラマなんですけど、このヴァンサンカンというのは、フランス語で25という意味がありまして、もしかしたら皆さん、焼き肉のたれを思われた方もおられると思いますが、あれは25種類のスパイスが入っているということで、最後の晚餐というのをかけた晚餐館というネーミングになっているそうです。

この約30年ぐらい前のドラマで、女性とクリスマスケーキは同じだというような場面がありまして、どういうことかと言いますと、どちらも25を過ぎたら需要がなくなるという、そういうせりふが平成になってからもドラマで使われていたということです。もちろん今、こういうことを本気で言ったら大変なことになります。

ということで私が考える結婚の3つの大きなポイントというのは、お金、仲人さん、そしてこの風潮ですね。ではこれを行政としてどうサポートできるかと考えたときに、玉名市のホームページの一番最初に大きく、男性は30歳までに結婚と、女性は25歳までに結婚すべきだと、こんなことを書けば、市長が毎日謝罪会見をしなければならなくなるので、もちろんはなから書けないと思っております。このお金と仲人、この2つは何とかなるのではないかと考えたときに、私は長年ずっと飲食店をしておりますので、例えば、居酒屋さんやレストランとか食事のできるお店に対する補助を、未婚の男女の会食に補助を出すというのはどうでしょうかということです。飲食店のオーナーというのはやはりいろんな情報を持っていらっしゃると思います。誰かが誰かと付き合っているとか、誰かの妹さんが独身だとか、お金は玉名市からで、仲人は、世話人さん、そういう飲食店のオーナーさんたちということでどうでしょうかということです。

実際、私は議員になる前に、ツタヤの前でやったお店でこれをやっておりました。彼女が欲しいとか彼氏が欲しいとかいう若者たちを引き寄せて会わせておりました。もちろん当時から玉名市の少子化問題に取り組むという意味は全くなく、ただ売上のためにやっておりましたが、今となってみれば少しは貢献できていたのかもしれない。

数か月前には吉田議員も婚活パーティーをなさっていましたし、数年前には一瀬議員も小田小学校で開催されて、ちょっと寄らせてもらったんですけども、実際数組の夫婦が誕生したと聞いております。それこそ若かりし頃は、浜田議員に何組か紹介していただいて、本当にありがとうございました。

しかし、私が、これが一番大事なことだと思っております。がしかし、先ほどの私の提案は、プライバシーの問題とか、じゃあ未婚とかどうやって確かめるんだと、いろん

な問題がありましたので、不都合があるのはわかっておりますので答弁は求めませんが、大事なことは結婚以前にあることだけは把握していただきたいと思ってこの質問をさせていただきます。

市長にこれだという意見があるのかお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 答えは求めませんということでしたので、はっきりしたお答えは差し控えさせていただきますけれども、婚活事業というものは今や非常にその支援というものは重要だと思っております。それが金銭的なものかということとはちょっと置いときまして、やはり私が思うに、戦後貧しい時代には子だくさんで、成熟した今の高度経済成長を経て今にあるこの時代には、非常に少子化であるということは、イコール金銭的な問題ではないのではないかと思える場面もあります。そういった中で、やはり人生観であるとか、価値観が多様化してきて、結婚に対しての意識が変わってきたということが一番の要因だろうと思っております。

そういった中で、全国共通の課題でありますけれども、未婚化、晩婚化、これを解消していくためには、やはり単市だけでということもなかなか難しい部分もあるかと思えます。玉名市内の男女で完結するというのもなかなか考えにくい部分でもありますので、ですのでそういったスケールメリットを活用しながら、2市4町で組織しております有明広域行政事務組合のほうで、そういった活動をしっかりと行なっていただいているということで認識しております。今後も広域圏内でしっかりと連携強化を図って、出会いから結婚に関する様々な情報を発信して、成婚者の増加に向けて婚活事業をこれからも2市4町、広域組織として進めていくこと。

それから、民間企業でもそういった婚活イベントをそろそろやっていますし、個人個人でも、議員さん方もおせっ会という会をつくって、婚活をやっていただいたり、そういったものに対してもしっかりとアンテナを張り巡らせながら、応援をしていくことは非常に重要なことだと思っています。

そして、それが成婚して、妊娠、出産、そして、また子育てということで、安心して子育てができる町にやはりしていきたいと思っておりますので、出産、子育て応援事業、伴走型の相談支援、こういったものをしっかりとやりながら、まずは成婚していただけるための活動というものも、今後も力を入れていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 坂本公司君。

○8番（坂本公司君） 確かに平和な国というか、出生率が下がるというデータも出ておりますし、やはり、私もそう思っていたんですね、アフリカとか、いわゆる貧しい子どもだというのがいっぱいいて、痩せていてお腹だけ膨れていて、この子たちの食べるも



のがありませんというようなテレビ、子どもの頃は、だったら生まなきゃいいのにて思っていたんですけど、やはりそういう危険にさらされたりすると、やはり子孫を残そうという意思が高まるそうですね。

市長も先ほどおっしゃいましたけれども、それと結婚の重要性というか、昔は家事は女性がして男が外に出るということを、男性もやはりコンビニやファミレスで御飯はすぐ食べられますし、洗濯機なんかも入れてスイッチさえ押せば乾燥もしてくれるので、そういったこともありますけれども、結婚をしていただきたいなと思います。

ちょっとまた話はそれますが、私が言いたいのは、やはり最初が大事なことなんですね。例えば、サッカーのワールドカップで自分が、皆さんが1点を取りたいと思ったときどうされますか。まずはその日までにコンディションを整え、相手チームのフォーメーションを探り、どの場面ではどのようなパスを出して、そしてシュートを決めるというのでは大事ですよ。まずはサッカーを始めることであり、ボールを蹴ることだと思っんですね。

これが結婚するために必要なことはと聞かれたときに、いつプロポーズをしようとか、彼女の誕生日なのか、クリスマスなのか、高給レストランがいいか、指輪はティファニーでいいかではなく、まず出会うことだと思いますので、そちらのほうを考えていかなければならないと思います。そして、もちろん最初にお聞きした不妊治療や子育て支援など、結婚後の支援などはとても大事なことだと思いますので、それも強化していただき、人口減少問題、少子化問題、少しでも解決していければと思います。

最後に、結婚はやはり良いものだと思います。もちろんいろんな御事情で結婚とか御出産とかできられない方もおられると思いますが、先ほどのお金だけの問題じゃない、もちろんそうだと思いますので、多分私の結婚する前にはそれはすごく不安でしたし、では今の若い方がお金のないもの同士が結婚して本当にいいのかと不安になられると思いますので、やはりそこは愛情で助け合いながら、そしてお子さんを育てていく中で自分も成長していくと、それが人生の一つではないかなと思いますし、そしてさっきの世話人とかの話になりますけれども、今ここに私たち議員を含め、市長や副市長たちも含め、多少強引というか、何、はあ、とか言われるかもしれませんが、少しは若い人たちを引き合わせたりとか、紹介していったりすることも、そのときは何だと思われることもあるかもしれませんが、将来的には感謝されることもあるんじゃないかなと思います。

私も最近ちょっとゴルフをさせていただいているんですけど、楽しくやっております。しかし、やはり20数年前、ある方から強引に、準備しとけと言われて、もちろんしたかったのもあるんです。ただ、やはりどうやって踏み出していいかというのをその方から誘っていただきました。冬の寒い日に初めて行ったものですから、真っすぐ飛

ばず、右へ左へ飛ばしてたら、「走れ、走れ」と言われ、一週間38度の熱が下がらなかったのもう二度とゴルフはするものかと思いましたが、やはりあのとき強引に誘っていただいた田浦議員には感謝しております。

というわけで質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で坂本公司君の質問は終わりました。

続いて、4番 瀬崎 剛君。

[4番 瀬崎 剛君 登壇]

○4番（瀬崎 剛君） こんにちは。4番、創政未来、瀬崎剛でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

先日、私が高校を出て3年間東京でお世話になったクリーニング店の社長さんのところに訪問させていただきました。そこは私たちみたいな後継者を受け入れて、技術を教えていくということ、クリーニング学校に行きながらですけど、そういうことでお世話になったところでした。その頃見た一番始めの先輩から、なんさま社長さんも年なので、今回絶対お前も来いということだったので行かせていただきました。楽しく過ごせたんですけど、私が高校を出て行ったときに小学生だった子どもたちが、そこは6人兄弟だった。3人がそこで勤めておりまして、一番上の長男が社長をやっておりまして。こんな大変な時代にクリーニング屋さんで、今、パートさん含め、ほとんどがパートさんなんですけど所属100名いますということで、常時40人ぐらいということなんですけど、ようそが人たちが集まるねて、これだけ人雇って大変なのに、「給料は高く払え」と言ったら、いやいや全然パートさんなので、最低賃金より少しよかだけなんですけど、その代わり待遇はできるだけ皆さんに良くなるようにと思って、子どもたちをどうしても連れてこなるときは、事務室で事務員さんが見ております。あと急に子どもたちが病気で来られなくてもそこは全然かまいませんよということで対応しているので、喜んできてもらっていますということでした。こんな時代にもそんなやり方次第で頑張っている方がいらっしゃいましたので、私たちも工夫を凝らしながら、この困難な時代を生き抜いていかなければいけないなと感じたところでありました。

それでは、通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

1番、築山小学校施設について。

(1) 校舎について。令和3年12月議会において田浦議員が質問されましたが、あれから2年ほど経ちますが、未だに本校舎に入れぬ学年、プレハブ校舎の解消はできておりません。授業参観で中に入れぬ保護者の方が、暑い中外にいたり、何より子どもたちが暑いと言っていると聞きます。これは少しエアコンの設定温度を下げればいいのかもかもしれませんが、本校舎と同じ決まった温度に設定されているのではないかと思います。この異常気象の中、この高温は毎年恐らく続くと思います。そこは臨機応変に温

度設定を気づかってあげることが必要なだろうと思います。

さて、急激に住宅建設が進み、それに伴い児童数も増え、現在玉名町小を超えて玉名市で一番児童数の多い小学校です。昔と違うのは、支援学級に対する気配り、明確化で、支援学級のクラスの増加も校舎に入りきれない一因かもしれません。このような状態をいつまで続けていかれるのかお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 瀬崎議員御質問の築山小学校の校舎についてお答えいたします。

築山小学校につきましては、平成27年度から教室不足のため、一部教室についてプレハブの校舎、具体的には3年生の3クラスをプレハブで利用している状況でございます。築山小学校は、老朽化しております特別教室等と体育館について改築工事を予定しており、令和6年度から基本設計などを行なう予定でございます。児童数の推移や教室の使用状況等を総合的に判断しまして、この特別教室改修時に先ほど言われましたプレハブ校舎の解消は図ってまいりたいと考えております。

○議長（近松恵美子さん） 瀬崎 剛君。

○4番（瀬崎 剛君） 答弁いただきました。

特別教室等の改修工事を予定しております。令和6年度から基本設計をということでございましたが、それは運動場から見て後ろのほうに見える小さい校舎ということで間違いなかったですか。はい、わかりました。それでは、あとで少し私の私見を述べたいと思います。

それでは、（2）番の体育館・プールについて。

次に、体育館とプールについてお聞きします。体育館・プールについても古く、体育館につきましては、バドミントンコート3個分、コートの間隔も狭く673名が使うと思えないほどの規模の体育館です。コロナの影響で全校集会もモニターなどを使い教室でやられたとは思いますが。しかしそれも終わり、普段の光景が戻る中、全員で集まったり、体育の授業をしていく中で、637名が使用することに関しては、サイズもあっていないと言わざるを得ません。この状況について、プールと併せてどのようにお考えでしょうか、お答えください。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 瀬崎議員御質問の築山小学校の体育館・プールについてお答えいたします。

築山小学校の体育館につきましては、先ほど申しました特別教室棟と共に改築を予定しております。令和6年度に基本設計等を行ない、体育館の面積につきましては、建設

当時の児童数と現在での児童数ではかなりの差がございまして、議員御指摘のとおり、面積不足であることは否めません。改築の際に過不足なく適切な面積となるよう計画したいと考えております。

また、プールにつきましては、現在築山小学校だけでなく、玉名市の小中学校全体のプールの在り方を関係各課と協議を行なっており、その結果により、築山小学校のプールについても必要な対策を行なっていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 瀬崎 剛君。

○4番（瀬崎 剛君） 答弁いただきました。

プールにつきましては、他の学校と同様に、これは前にも聞いた話ですけど、B&Gや横島ゆとり一むも含めてプールを使うことを検討されるということだと思うので、そこは児童数の多い築山小学校の移動をしての授業は大変だと思いますが、それはそれで尊重して見守りたいと思っております。

あと体育館の建設場所はまだ決まっていないということですか。ただ、築山小学校の今ある校舎の配置図から考えると、知っている方は思い出していただけると分かるかなと思うんですけど、裏側のほうに体育館がありますけど、その横に駐車場がありまして、その先にプレハブ校舎があるんですけど、その手前に小運動場が確かあったと思うので、恐らくそのまま何かを建てるということとなるとその辺なのかなと思いますけれども、仮にそのあたりに体育館が建ったとして、今度は前の道路のほうから見てほしいんですけども、一番手前に昭和58年に建てられたとすると築40年の校舎、その校舎に継ぎ足した形で、昭和61年に建設の築37年の校舎、その後ろの列、2列目になりますけど、平成元年に建てられた33年の校舎があります。仮に特別教室棟を基本設計を行ない、恐らく令和10年度に使用ができるようになるのかなと思いますけれども、そうしたときにその校舎たちは築45年、築41年、築38年となると思われます。今後どうするかを考える時期を迎える、そのような校舎たちがでてくる時期にもなっています。

そうすると裏のほうに特別教室棟と体育館が建っているということであれば、校舎を考えたときに選択肢はかなり限られてくるのかなと思います。後ろのその残った体育館横の駐車場から、もし体育館を建てているのであれば体育館の今建っているところの跡地にかけてということとかになると、ちょっと狭いのかなあとと思いますし、じゃあ思い切って現在の下のほうの運動場があるところに校舎を全部移すのか、はたまた、あるいは田浦議員が前回の質問で言われていたと思いますけれども、全く新しい場所に学校自体を別の場所に移していくという方法で建てるのかということになってくるのかなと思います。

ただ、今の場所に小学校がある、そう思って家を建てておられる方も実際かなりの数

でいらっしやると思います。自宅からの登校時間とか、安全な場所、登校道路等も含めて、考えられて建てられる方も多いのかなと思いますので、それを考えるとちょっとそれも全部移すということは、反対ではないですけど心配なところはあります。これどうしても学校の校舎等、資金がかなりかかってきますので、そう簡単に解決できる問題ではないのだと思いますけれども、少し先のことを考えて、今の裏の空いている場所に3階建ての校舎、あるいは真ん中を廊下を通して両脇に教室ができるような感じの校舎、これは幅という点で、今建っている校舎のようにギリギリひよっとしたらなるかもしれないし、幅が足りないのかもしれないので、そこはちょっと私では専門家じゃないのでわかりませんが、令和4年6月議会で徳村議員が質問されていました文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携、協力して、学校配置者である市町村等がエコスクールとして整備する学校を、エコスクールプラスとして認定する取組ですということでありました。

当時の部長の答弁では、現在はハードルが上がってしまってなかなか厳しいですよということを言われていたと思います。実際、平成29年度から249校が認定されていましたが、令和4年度は12件、令和5年度は13件となっていました。これも国からの高い条件があるからだとは思いますが。今年、広報たまなでSDGsについて載っていたと思うんですけども、これは大変だとは思いますが、トライしてみる価値はあるのかなと思っております。そしたら本当にそれで建ったスクールであれば、SDGs、エコの象徴という形にもなっていくと思いますし、そのような捉えも必要ではないかなと思っております。

あと、多分一番心配といいますか、児童数がどのような形で推移していくのかなというのが、やっぱりなかなか予測も難しいのかなと思いますけれども、これ令和4年5月の資料ですが、町小、築山の人数が載っています。昭和53年、町小1,284人、築山小学校404人、平成17年851人、築山小学校が607人、令和3年、町小658人、築山小学校673人、令和9年の予測は、町小の613に対して築山小がちょっと減って609人となっております。

しかしながら、これは1年以上前の資料でありますので、恐らく昨年から今年の住宅建設、築山地区に建っておりますけど、恐らく建てられるときは子育て中の方が多いと思われると思います。そういう点から見ても、恐らくこの609人ということは、それは増えてくるんだろうなと思います。子どもがいる方がUターンされて、兄弟がいれば恐らくその家庭では、10年から15年ぐらい子どもたちが、小学生がいるかなと思うんですけど、そのあとは子どもが、小学生対象はいなくなります。それは他の地域でも同じことなんですけれども、しかし、子どもがいる家庭は、都会と違い子どもたちの人数は多くなる可能性もあります。やっぱり都会は子育て環境といいますか、住環境がどうしても

厳しいので、そんなに3人、4人とはなかなかいけないんですけれども、町小近くの狭いところでも家が解ければすぐ家がまた建っております。子どもたちが通っております。築山小学校はまだ土地があります。大きな病院はありませんが、内科・皮膚科・歯科があり、スーパーやドラッグストアも数店舗、そういうこともあり生活する上には困りません。何よりも飲食店さんの進出もありますね。大手のリサーチ力は本当あなどれないと思います。そこに住環境を見いだしているんだと思うんですけれども、それに副市長が常々言われております、玉名市の人口6万人は維持していきたいということを言われていたと思います。これは本当に頑張っていたきたいなと思っていることでもありますし、それによって本当に玉名のこれからの未来が変わってくるのかなと思っていますので、そういうところも考えると、もしそれが維持できれば、築山小学校の児童数というのはある程度維持できるのかなと、これは全体が増えてもらうのが一番よろしいんですけれども、先日、町小に丸つけボランティアで2年生と5年生の教室に行ってきたんですけれども、階段はどうしても上がらないといけませんけれども、やっぱり一つの校舎で完結できて、本当にいいなあと、これは多分学校運営していく中でもかなりやりやすいのかなと、校舎的には思いました。

築山小学校も育成会があったと思います。運営する学校の利用のしやすさ、その辺も聞いていただき、保護者の方、地域の方も代表だけ、少人数の代表だけじゃなくて、いろんな意見の方もいると思いますけど、その辺の意見も集約してお話を聞いていただきながら思っております。すると、もし本当に特別教室棟と体育館だけ建てるということになったときに、もしそうなったときに、その特別棟に何を入れられるかわかりません。プレハブ棟の校舎の子どもたちを入れられるのか、はたまた学年で入れられなければ支援学級のほうをそちらにずらすとか、もしあるのかもしれませんが、支援学級をそこから持っていくというのはあんまりよろしくないかなと思っています、その子どもたちはやっぱりそこで勉強は受けていると思うんですけれども、体育の授業だったり給食棟だったり、普通の通常学級に行かれている子どもさんたちもいると聞いておりますので、その辺は、よかったら同じ棟の中で生活のできているほうがスムーズにいくかなと思いますので、その辺は気をつけていただきたいなと思います。

これは再質問でお願いしていませんでしたので、私の私見となりますけれどもよろしくお願いたします。

○議長（近松恵美子さん） これで1番はいいですか。

では、瀬崎剛君の一般質問の途中ですけれども、議事の都合により午後1時まで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

---

午後 1時00分 開議

○副議長（西川裕文君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

地方自治法第106条第1項の規定に基づき、副議長の私が議長の職務を執らせていただきますので、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

では、4番、瀬崎 剛君。

[4番 瀬崎 剛君 登壇]

○4番（瀬崎 剛君） それでは次の質問にまいります。

2、不登校問題について。

NHKによると、全国で30日以上欠席した不登校の小中学生の人数は、令和3年度24万4,940人と過去最多となった。コロナの影響もあり前年度から4万9,000人近く、率にして25%増えた。このうち小学生8万1,498人、中学生が16万3,442人でした。不登校の小中学生の増加は9年連続で、10年前と比較すると小学生が3.6倍、中学生は1.7倍に増え、特に中学生は20人に1人が不登校となっております。文部科学省は、コロナ禍での生活環境の変化や学校生活での様々な制限が交友関係などに影響し、登校する意欲が湧きにくくなったのではないかと分析しています。不登校の要因はいろいろあると考えられますが、玉名市においての不登校の現状はどうなっていますか、お聞きいたします。

○副議長（西川裕文君） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 瀬崎議員御質問の不登校の現状についてお答えいたします。

不登校には不登校傾向と不登校がございまして、それぞれの定義について申し上げますと、病気や経済的な理由を除き、不登校傾向は1年間に10日以上30日未満欠席をした児童生徒のことで、不登校は1年間に30日以上欠席した児童生徒のことになります。

本市における本年8月末現在の不登校傾向の児童生徒数は、小学校で19名、中学校13名、合わせまして32名、不登校の児童生徒数は、小学校15名、中学校32名、合わせて47名ございます。不登校の主な理由は、集団生活にうまく適応できない、昼夜逆転し朝から起きられない、生活の乱れ、友人関係がうまく築けない、友人とのトラブル、学業不振、新路面の不安などがあげられております。

不登校の対策については、各小中学校で児童生徒に対する定期的なアンケートを行なひまして、個々の児童生徒の状況を把握し、早期発見、早期対応に努めているところでございます。

そのほかにも教育総務課内に元教職員の教育相談員を2名配置いたしまして、学校からの要請により児童生徒や保護者、教職員との面談など個々の状況に沿った迅速かつ適

切な対応を行なっております。さらに、学校に足が向かなかつたり教室に入れなかつたりする生徒を対象に、中学校6校への適応指導教室を設置し、学校以外に児童生徒が通える居場所として、教育支援センター、タマにゃん教室の設置などの対応も行なっております。不登校対策をより効果のあるものとするための基盤として、これまでも担任など個々の教師のみの対応ではなく、学校全体での組織的な対応を行なっております。さらには必要に応じ学校以外の専門機関との積極的な連携を図ってまいりました。今後とも継続して不登校対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（西川裕文君） 瀬崎 剛君。

○4番（瀬崎 剛君） 答弁いただきました。

やはり本市においても児童生徒の不登校が相当数ありました。定期的なアンケートを行ない、個々の児童生徒の状況を把握し、早期発見、早期対応に努めているとのことですが、数年前知り合いから、いじめとは言われませんでした。友だちとのトラブルで子どもが学校に行けなくなりましたということをお聞きしました。そのとき先生や相談員の先生、恐らくこれは先生のOBの方のことだとは思いますが専門家ではないので全然だめでした。恐らくということをおっしゃっていました、その方はですね。恐らく先生方も一生懸命対応されたのも当然のことだと思いますので、そうなんですけれども、やはりそうやって解決に至らなければ厳しい言葉を受けてしまうということになっております。

それでは、そのような問題が起こったとき、児童生徒、保護者の相談体制はどのようになっていますか、お聞かせください。

○副議長（西川裕文君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 瀬崎議員御質問の相談体制についてお答えいたします。

本市の不登校にかかる相談体制としましては、まず中学校6校に適応指導教室を設置の上、それぞれの学校に1名、玉名中学校だけは2名、適応指導教室指導員という教員免許を持っている者を配置し、生徒や保護者が教育相談を受けやすい体制を整えております。また、先ほども答弁でも申しました、教育総務課に教育相談員を2名配置しております。毎月定例の教育相談を第3日曜日に玉名市文化センターで実施するほか、随時教育相談を受け付けるなど、児童生徒や保護者の悩みなどに対応しております。そのほか、教育相談員は、学校を直接訪問、巡回し、必要な児童生徒の情報を共有するなど、各学校との連携を図り、依頼があれば家庭訪問も行なっております。

各学校では不登校児童生徒の未然防止と解消に向けて、校内における相談態勢も整えておりますが、それを支援する役割を担っているのが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーでございます。本市では、県のスクールカウンセラー活用事業を



利用して、4人のスクールカウンセラーの派遣を受けております。対象となるのは5つの中学校と4つの小学校の9校でございます。

不登校の児童生徒数、スクールカウンセラーのニーズは学校によって差がありますので、1人のスクールカウンセラーで複数の学校を担当いただいて、令和5年の本年の計画では、多い学校で延べ年間46回、171時間、少ないところで年間9回、54時間を派遣していただき、希望する生徒、保護者のカウンセリングに当たってもらう予定でございます。

また、この対象となる9つの学校以外の12校、1つの中学校、11の小学校に対しましては、玉名教育事務所に配置されておりますスクールカウンセラーを派遣していただいております。本市から玉名教育事務所のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに、本年度8月末現在で支援申請を行なった対象の児童生徒数は、スクールカウンセラーが52名、スクールソーシャルワーカーで136名となります。学校の教育相談体制の中で、心理の専門家であるスクールカウンセラー、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーと連携し、家庭、学校、地域への働きかけなどにより、児童生徒の悩みや抱えている課題の解決に向けて、有効な支援になっているものと考えております。

以上でございます。

○副議長（西川裕文君） 瀬崎 剛君。

○4番（瀬崎 剛君） 答弁いただきました。

中学校に適応指導教室を設置し、適応指導教室指導員を配置されているとのことですが、先ほどの方が言われている「だめでした」と言われたところですが、心理のプロではないということでは言われていました。それを補うのがスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといわれる臨床心理士の方や福祉士の資格を持たれた方ということですね。スクールカウンセラーさんが常駐していないというのは、ちょっと不安なところもあるんですけども、相談したいときに相談できないとか、やっぱり、切羽詰まったときに、そのときに相談したいというときにいないと、なかなか次に行くてならない方もいらっしゃると思います。そういうことは心配なんですけれども、恐らくこれは県からの派遣ということだったと思うので、そこはしょうがないのかなとは思いますが、それでも本年8月までにカウンセラーを申請された児童生徒さんが52名、スクールソーシャルワーカーさんを申請した児童生徒さんが136名と、相談件数も多く、十分活用されているのかなとも思います。

しかし、さっきも言いましたけれども、本当に追い詰められた方ってなかなか自分から発信することが難しくなってくると思いますので、早期発見ということで、子どもたちの小さな変化にも見逃さないようお願いしたいと思います。

それでは、次の質問にいきます。

○4番（瀬崎 剛君） 3番、タマにゃん教室について。

先ほど話に出てきたタマにゃん教室では、実際にどのような活動をされているのか教えていただきたいと思います。

○副議長（西川裕文君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 瀬崎議員御質問のタマにゃん教室についてお答えいたします。

本市では、玉名市立の小中学校に在籍する不登校児童生徒の教育支援を行なうため、毎週火曜日と木曜日の午前10時からお昼までの2時間、指導員に2人を配置し、タマにゃん教室を実施しております。この利用、入室に対しましては、玉名市に配置している教育相談員にまずは相談申込書を提出いただき、教育相談を受けてもらいます。教育相談を受けた保護者は、入室の申込書に校長の意見書を添えて、学校を通じて教育委員会に提出していただきます。教育委員会は審査の上、入室を適当と見たときは校長を通じて入室通知書を保護者にお渡しする流れで、タマにゃん教室の利用は始まります。

このタマにゃん教室では、主に指導員による学習支援を行なっておりまして、例えば、漢字の書き取り、計算ドリルや問題集を解いたり、そのほか、定期テスト前にはテスト勉強をするなど、指導員のサポートを受けながら学習をしております。そのほかにも月に1回程度体験学習として、クラフトペーパーでのかご作りとか、12月には簡単なクリスマスケーキ作りなどを楽しんでおります。

また、タブレットを使用して、体育大会のダンスの練習をタマにゃん教室内でもごございました。このほかにも岡山大学との協定により、オンラインで音楽を通しての体験学習等も実施しております。このように様々な学習を通して、学業の遅れや社会的自立に向けた支援を行なっております。

現在、先月8月末時点で、小学生4人、中学生6人、計10人が在籍しておりますが、時々には学校に通いながらタマにゃん教室を併用して利用している児童生徒もごございます。また、完全に学校に通えるようになり、タマにゃん教室を退室した児童生徒も過去にはおりますので、今後も引き続き相談業務の充実を図りながら、タマにゃん教室の拡充にも力を入れ、不登校児童生徒の教育支援を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（西川裕文君） 瀬崎 剛君。

○4番（瀬崎 剛君） 週2で学習支援を中心に、月に1回程度体験学習を行なうということ、しかし、不登校傾向が32名、不登校47名からすると、10名在籍ということでは、やはり不登校になった子どもたちが自ら通所するということは、なかなかハードルが高いことのようにやっばりうかがえますね。しかしながら、学校に行けなくなったということで、かなりいろんな多岐にわたる理由があると思うんですけども、学習に

限れば塾であったり、こういったところの学習支援とかでいいのかなと思いますけれども、中には人間関係がうまくいかなかったとかそういうこともあると思いますので、その辺は本当、子どもたちが引きこもりにならなくていいように、社会に適応していけますように、これからその辺も含めて本当にサポートをお願いしたいと思います。

私も小学校6年生のときだったと思うんですけど、仲よくしていた友だち2人からちょっとのけ者とといいますか、言葉で言うといじめみたいなことを受けまして、それに1人が加勢して3名からいじめを受けたという経験があります。これ多分2か月近く続いたかなと思うんですけども、ただ昔の良かったところは、みんなが傍観者になったり、そちらの方に寄ってみんなで誰かをということがなくて、私はそういうことはありましたが、学級委員だった子どもがそれを見て、「僕が先生に言ってあげようか」とかいう声をかけてくれました。先生に実際そのときも言ってもらってはいないんですけども、昔そういうこともやってもらいましたし、たまたまその子のところのお母さんを私、知っていたので、お家も知っていたので、我慢できなくなってそこに行って、「誰々ちゃんが僕ばいじめらす」とだけ言って帰りました。もうそれ以上の言葉は正直伝えられませんでした。そのおばちゃんから詳しく聞かれることもなく、私はそれだけ発して帰ったんですね。そしたらそのときおばちゃんが、子どもとその友だちそこに一緒にいたので、「謝ってこい」て、「謝ってこんならもう家に入れんぞ」て、「仲よくなってもえんだったら家に帰ってくんよ」ということで、子どもさんたちを送り出しました。うちにその子たち来て、事情を話して謝って、「今から遊ぼう」と言ってくれて、正直遊びました。大人になってからでも会ったことがあります。飲みに行ったりとか、こっちから直接電話して行こうとかかいうことはないんですけど、そうやってくれたことによって会ったときに普通に話すことは正直できております。しかしながら、それがもっと深くなれば、本当にその子たちに会うことも嫌だろうし、下手すればその学年、学校、同窓会があったときに行こうとは思わなくなっていたかもしれません。おかげさまで私は同窓会あっても普通に行けていますのでいいんですけども、そういうことも本当に発展することも事案もありますので、本当子どもたちのことに目を配っていただいて、これからの指導をお願いしたいと思います。

それではすみません、次の4番のフリースクールについてということですが、先日、文教厚生委員会の視察で、京都府の亀岡市のフリースクールに視察に行っていました。「学びの森」では学力的なものがメインで、確か月2万5,000円だったかなと思います。「ちとせ」というところでは、育ちとつながりの家ということで、発達障がいのある子どもたち、それから学習塾がZoomでオンラインスクールを始めたということも言われていました。これは多分学習的なものだけだとは思いますが、亀岡市では、亀岡市学びの機会サポート事業ということで、子育て支援、たまたま

視察に行く前の日に友だちのところに行ったら、そこに姪御さんが帰ってこられて、お産で帰ってこられて、3人目を生むということで、たまたまそこに行くんだと言ったら、最近はず育て支援すごく力を入れておられますよということをお聞きしてからそこに行ったんですけれども、学びの機会サポート事業ということで、月額1万円の補助をされております。学校に行きにくい児童生徒の学びの機会を確保するとともに、社会的自立を支援するため、学校長が教育委員会と連携の上、指導要領上、出席扱いとすると決めたフリースクールを利用することに当たり、保護者が負担する授業料を補助しますということで1万円ということでした。

それからこの間、本庁の4階で8月2日に行なわれた議員研修では、熊本市のオルタナティブスクール、WING SCHOOL校長の田上善浩さん、通称善さんと言われていましたが、お話を聞くことができました。これは教育委員会のほうからの、総務課からも2人来られていたと思うんですけれども、これはぜひ聞かれていない方は、ユーチューブチャンネルとかでNHKの放送分や、それ以外の善チャンネルということで、学校に関しての放送を配信されております。ぜひ見ていただきたいなと思います。しかしながら、そこで聞いたのが一番、やっぱりカメラもまわっていないというのもあるんですけれど、本音をいろいろしゃべっていただいて、一番良かったかなと思っているんですけれども、それを見て聞いた上、それも生きる力を育むということでは、これも一つの教育だよねということを感じることでした。WING SCHOOLは1日2,000円掛ける出席日数ということで、4万円ほどかかっている子どもたちがいるということ。学校の授業料と比べてどうしても高くなってしまいます。公的な税金が入っているわけではないので、どうしてもどこのフリースクールの方も通所するためには費用も高くなっております。

そのフリースクールに使われている方の補助、サポートなど、この辺はお考えがあるのかどうかお聞かせください。

○副議長（西川裕文君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 瀬崎議員御質問のフリースクールについてお答えいたします。

本市の小中学生が利用するフリースクールの利用料について、玉名市が補助金等を助成する制度や事業者に対しての補助金等も現状ではございません。教育委員会としましては、あくまでも公の教育の場である学校に登校することを前提としておりますので、不登校の児童生徒への対策としては、タマにゃん教室や適応指導教室を設置し、指導員が教育支援を行なっております。加えまして教育相談員も配置しておりますので、学校、保護者、指導員と連携し、不登校児童生徒のサポートを行なうなどの体制整備を今後もさらに図ってきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（西川裕文君） 瀬崎 剛君。

○4番（瀬崎 剛君） 答弁いただきました。

言っておられるのは、税金の使い方としては本当にまっとうなことを言われていると思います。しかしながら、これだけ不登校の子どもたちが増えて、登校できない理由も多岐にわたっているという中で、本当に救えない子どもたちが出てくるのではないかと心配もあります。実際47名の不登校のうち10名しかタマにゃん教室に通えていないという事実、これに目を向ける必要があると思います。

あくまで言われたように公の教育ということは、現状の学校に通うということがメインになってくるので、これは間違いないと思っております。しかしながらどうしてもそこにいけない子ども、あるいは人間関係などで悩んでそこに行けない子ども、それを全てサポートしようと思えば、それだけではどうしても賄いきれないものが出てくるかもしれません。そのときはぜひその辺まで柔軟に考えていただければなと思っております。

これは東京都のホームページなんですけれども、令和5年4月26日に更新されているんです。東京都教育委員会は、東京都公立小・中学校、義務教育学校、中等教育学校中等教育学校前期課程、特別支援学校小学部・中学部に在籍し、フリースクール等民間団体・民間施設に通う不登校児童・生徒及びその保護者の支援ニーズやフリースクール等での活動内容の調査研究を行なうことになり、調査研究協力者を募集することになりました。この調査に御協力いただいた方には、調査協力金をお支払いします。と、これ調査協力金と書いてありますが、実質的には頼っている子ども、保護者からすれば、支援をいただいているという気持ちにはなるし、実際金銭的にもですね。ことが書かれておりました。

目的としまして、都内公立小・中学校等に在籍する不登校児童・生徒のうち、フリースクール等に通う不登校児童・生徒及び保護者の支援ニーズや進路、フリースクール等での活動内容や分類、調査協力金の支給による効果等を把握し、東京都教育委員会の今後の施策立案に生かすために実施します。ということです。確かこれ2万円となっているから、去年かなんかは1万円になっていたと思うんですけど、そうやって調査という名前ではやられていますけれども、実際に児童生徒1人につき1か月当たり2万円、年間最大24万円をお支払いしますということになっております。普通に補助と言えないのがなかなかあれなのかもしれませんが、実際にはサポートしているということにつながると思います。

あと滋賀県草津市では、不登校の家庭に月4万円補助、札幌市ではフリースクールに年間最大320万円の補助金を出しているということもあります。正直でも数は確かに全国的に見ても多くありません。少ないです。しかしながら、そうやってやっぱりそこ

にサポートが必要、そういうところが必要と思っているから、調査研究という形で税金を投入されているんだと思うんです。だから、当然ながら今、通常の学校、これがメインなのは先ほども言ったように間違いないと思います。それでもというところでは、そういうところまで含めて考える必要が今後出てくるということがあるのかなと思っていますので、その辺は視野を広く持っていていただけたらなと思っています。

当然ながら、逆に言うならばそれはフリースクール乱立だとか、そういうことはしっかりしないといけないと思いますけど、実際にそこでやられていることを把握しながらということで、サポートも考えていってもいいのかなとは思っています。あるいは、逆にタマにゃん教室等をそういった形の方に持っていくとか、いろいろ考え方はあると思いますので、ぜひともその辺は柔軟にお願いいたします。

それでは、最後にこれ教育長にお願いしたいんですけども、この不登校問題について児童生徒の対応について、総括といいますか、御意見のほうをお聞かせください。

よろしくをお願いします。

○副議長（西川裕文君） 教育長 福島和義君。

○教育長（福島和義君） 瀬崎議員の御質問の不登校児童生徒への対応についてお答えいたします。

不登校の対策につきましては、まず重要なことは、不登校の未然防止にあると考えております。そのため熊本県の小中学校では、全ての児童生徒に自己有用感や自己肯定感を感じられる居場所づくりを推進するとともに、不登校の未然防止に向けて「愛の1・2・3運動+1（プラスワン）」に取り組んでいるところであります。この取組を具体的に申し上げますと、まず、それぞれの学校では、児童生徒が欠席をした1日目に電話連絡を行ない、欠席2日目に家庭訪問を実施をし、その後3日目には校内委員会等を開いて、学校全体としての取るべき方策についての検討をしていくことを基本として、不登校児童生徒に対応しております。

また、当該校では、申すまでも家庭訪問等も可能な限り丁寧に行なっているものと思います。

次に、校内委員会の検討を受け、スクールカウンセラーや、あるいはスクールソーシャルワーカーなどの専門機関及び市役所内の関係各課との連携、さらには、その他各種関係機関との積極的な連携を図っているところです。このような組織的な対応が、不登校の未然防止対策として大きな成果を発揮しているものと分析しております。

さらに、不登校、あるいは不登校傾向の児童生徒以外で、登校しても教室に入れない児童生徒について、学校は保健室や相談室、あるいは適応指導教室などで対応しております。教育委員会といたしましては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、そして玉名市の教育相談員への相談申請などで情報を共有しております、それ

それぞれの学校の状況については、いつでも把握できる体制を整えているところです。

瀬崎議員おっしゃいましたフリースクールにつきましては、子どもの居場所の一つとして考えております。一方、本市の適応指導教室やタマにゃん教室、玉名市教育相談員制度におきましても学校、保護者、教育委員会が連携をして、不登校児童生徒の居場所づくりの強化を図りながら、今後も児童生徒の自立支援に向けた支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（西川裕文君） 瀬崎 剛君。

○4番（瀬崎 剛君） 答弁いただきました。

未然に防ぐことを第一に、もし何かあれば全力で子どもたちを守っていただけるということで理解したいと思えます。ぜひともデリケートな問題が非常に多く含まれているところがあると思えますけれども、未来の子どもたちのために、子どもたちが健全に成長できますよう、そのような教育現場を目指していただきたいとお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○副議長（西川裕文君） 以上で、瀬崎剛君の質問を終わりました。

続きまして、一般質問を行ないます。

1番 大野豊重君。

[1番 大野豊重君 登壇]

○1番（大野豊重君） こんにちは、1番、自友クラブ、大野豊重です。

昨年のちょうどこの9月議会のときに、私は前月の8月に全国高等学校PTA連合会の全国大会に出席するという話を昨年度もさせていただいて、昨年度は東京大学と京都大学の教授討論会の話させていただきました。今年は8月末に宮城県仙台市のほうで、宮城大会として私も出席してまいりました。その際に、仙台市のほうも当然東日本大震災の際に津波に遭われて、荒浜小学校が今、記念遺構として残っておりますけれども、そここのところも見てまいりましたが、すさまじい自然の力というのを感じさせていただきました。

今回の記念講演としては、ちょうど今年の夏の甲子園で準優勝をした仙台育英高校の須江監督の基調講演だったんですね。本人は、須江監督は、実際甲子園にも行っているんですけども、実際野球選手としては全然活躍していらっしやらないんですね。どちらかといえばアシストメンバーということで、記録係だったりとか、そういったところでやってこられた方で、その方の基調講演のテーマとしては、「失敗から学ぶ伝わる言葉」ということでした。その講演の中身では、活動理念はこうですよ、スローガンはこうですよだとか、育成したい人物像であったり挫折との向き合い方、そういったところ

の話をして、私が一番印象に残ったのは、人生を1度変えるという内容でした。その1度の度というのは、回数ではなくて角度の度ですね。1度変えることによって端的に見れば何も変化はないんですけども、これが10年、20年、30年いったときには、それは大きな差となることですから、そこを今できることを小さな変化を継続してやっていきましょうというような話でした。そういったところを子どもたち、学生たちに伝えながら指導をされているということで、非常に伸び伸びした練習環境の中で、仙台育英高校の選手たちは活動しているんだろうなということを改めて感じさせていただきました。

その話の中でも私も共感したことがあるんですが、現代の若者というのは、非常にネット環境も発達していて、選択肢がとても多い、そういった中では、やはり多種多様な人生観がこれからは必要だということで、そういったところの多種多様な生を学ぶためには、やはり部活動はとても有意義な場所であるということもおっしゃっておられましたし、私も共感したところでした。

その部活動についてなんですけれども、そもそも学習指導要領に示されている一般的な部活動というのは、実は教育課程においては教育課程外とされていて、学校が部活動を設置したり運営することは、法律上は義務化されていないことなんです。しかし、学習指導要領にはこういうふうにも書いてあります。「生きる力を育む観点から、教育活動の一環として、教育課程との関連が図られるよう」と示されています。またそれらは地域との連携も工夫して行なうようにしなさいともあります。文部科学省は2023年度から、公立中学校での休日部活動の地域移行をスタートすると発表して、その移行期間としては2023年度、今年から令和7年度の2025年までの3年間で改革推進を進めなさいと定められております。ここの玉名市においても昨年度から検討委員会が設置され、スタートしました。私もこの質問については、昨年6月議会でも行ないましたし、日に日にやはり中学生を持つお子さんの家庭から、いろいろ問い合わせもあがってきております。

まずは、この中学校部活動の週末の地域移行について、通告に従いまして一般質問をしていきたいと思っております。

まず、この地域移行検討委員会なんですけど、ちょうど昨年の6月の一般質問で、検討委員会のメンバーはどういう構成になっていますかという話で、9人中4名が行政外の外部委員ということで、どちらかというと行政中心の検討委員会だったと思っております。その中でもう少し行政外の委員を増やしたほうがいいんじゃないかという思いもありました。今年のちょうど6月議会、ちょっと前議会で検討委員会の人数に関する条例改正が可決されて、これが10名から20名以内になったと思っております。じゃあこの行政外の検討委員の構成はどうなったのか、まずはお尋ねいたします。



○副議長（西川裕文君） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 大野議員御質問の中学校部活動の地域移行検討委員会の人数構成についてお答えいたします。

昨年度の検討委員会の委員の人数は、議員先ほどおっしゃられたとおり、9名のうち行政関係者以外の外部委員が4名、行政関係者が5人だということは間違いありません。本年度の検討委員会につきましては、各中学校の代表、また各種団体等の直接部活動の指導に携わる指導者を委員に加えるため、本年6月議会で定数を10人以内から20人以内と改めまして、現在18人の委員に委嘱しているところであり、そのうち私たちのような行政関係者はゼロ、いない状況でございます。直接携わる委員が増えたことで、より具体的で幅広い御意見を伺いながら、地域移行に向けての準備を今、進めているところでございます。

以上でございます。

○副議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 今現在については、6月の条例改正によって人数が増えて、かつ、行政関係者は今、ゼロで、どちらかといえば事務局側として携わっているということで、今その18名に関しては全て外部委員ということで、非常に地域からの要望が生かされる検討委員会になってくるのではないかなと思っております。

併せまして、これも昨年6月に聞いたんですが、小学校のときはコーディネーターの設置をされていて、昨年質問のときに、コーディネーターの設置はする考えはあるかという問いに対しては、コーディネーターの設置はしないという答弁でした。しかしながら、今現在は2名が配置されていて、おかげで地域移行に向けての実践的な取組がされていて、試行錯誤して進められていることが私も肌で感じております。おかげで実証事業というものもありまして、それも国からの予算を取ってきたということも聞いております。これは今議会において上程されている補正予算の一部だとは思っております。

次に、再質問になるんですけども、スポーツ庁からの今申し上げた実証事業というのが、ここに一部オレンジのところと緑のところとで1つ、2つということであるんですけども、上のほうの実証事業が、運動部活の地域移行に関する実証事業ということで、全国の自治体では数百も申請されて今スタートしております。熊本県下においては12市町村で取得されています。当然この玉名市もこれを取っておられますし、その下の合同部活動の推進に関する実証事業については、これは実は全国では21市町村でしか取られていない。かつ、熊本県下では玉名市のみの実証事業ということになっておりますけれども、今議会に上程されている補正予算の内容と、この実証事業というものはどういふもので、今後どう進められていくのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○副議長（西川裕文君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 大野議員の御質問にお答えいたします。

本市では、スポーツ庁の補助事業であります地域スポーツクラブ活動体制整備事業の中のメニューであります、2つの実証事業、今おっしゃられました、運動部活動の地域移行等に向けた実証事業と、合同部活動の推進に関する実証事業というこの2つを行なっております。

まず、運動部活動の地域移行等に向けた実証事業については、休日の運動部活動を地域のスポーツ推進体制等の下でコーディネーターを配置し、運営団体、実施主体等の体制整備、指導者の確保等に関する実証事業を実施するものであり、先ほど議員がおっしゃられたとおり、全国で348の自治体、県下で12市町村、本市での予算規模は920万円程度でございます。

一方、合同部活動の推進に関する実証事業については、休日の運動部活動を合同で行ない、これも同じく地域移行スポーツ推進体制等の下で、運営団体、実施主体等の体制整備等を行なうものでございまして、全国で21、県下では本市のみで、本市での予算規模は180万円程度を予定しております。

以上でございます。

○副議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 今、答弁あったように、運営団体だとか、実施主体等の体制整備ということで、この実証実験の補助金というものがあまして、再質問になりますけれども、この実証実験を進めていく中で、既に中学校の保護者向けに説明会をやられているかとお伺いしております。その説明会の内容はどのようなものだったのか。また、この中学校向けに説明会をされた中で、地域部活の玉名モデルというものも説明されています。資料はこちらのほうですね、今、拡大投影もあります。

[拡大投影にて画像を示す]

○1番（大野豊重君） この拡大投影に出されているこの玉名モデルというものが、ぱっと見たところ、大きく分けると拠点校方式と合同部活動方式、これが玉名モデルと呼ばれるものとして、今、検討委員会ではコーディネーターを中心に進められているものだと思います。その説明会に参加された保護者の意識は果たしてどうだったのか、これまでの取組だとか、今後の流れというものをしっかり理解されているのか、そして、主な要望はどのようなものが多かったのか、そして、意識改革を今後していかなければいけないんですけれども、当然昨年からアンケートなども取っておられますけれども、これらの意識改革についてはどういう進め方をされていくのか、また、保護者はどういう今、意識を持たれているのか、併せて答弁いただければと思います。

○副議長（西川裕文君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 大野議員の御質問にお答えいたします。

まず保護者の説明会からお話いたします。保護者の説明会は、9月からの地域移行を考えております12の部活動の保護者を主な対象としまして、本市の地域を菊池川の右岸、左岸に分けてまして2回、8月1日に横島町公民館、8月17日に岱明防災コミュニティセンターで実施し、合わせて80人の参加がありました。

この説明会で保護者に提示しました玉名モデルとは、これまで学校部活動が果たしてきた役割、意義を継承しつつ、市の主導により休日の部活動の主体を学校から地域へと移行するもので、1つの学校を拠点として、ほかのどの学校からも参加できる形で実施する拠点校方式と、単独校では運営が困難な部を複数の学校が合同で実施する合同部活動のこの2つの活動形態を合わせて実施するものでございます。

説明に参加された保護者の意識はどうだったのかという御質問につきましては、まず、保護者への情報提供について、これまでの経緯を申し上げます。

昨年の12月に休日の中学校部活動の地域移行についてという保護者向けの文書を学校を通じて発出しております。さらに、本年7月には、休日の部活動が今後地域部活動に移行されますという表題で、啓発のチラシを配布しております。いずれも紙、文字による情報提供でございます。また、昨年度実施しました保護者アンケートにおいては、部活動の地域移行の趣旨には賛成意見が多かったものの、具体的にどのような形で進められるのかについては、御理解いただけるとは言い難い状況でございまして、やはり、チラシなどによる文字による情報提供だけではいたしかたないものかと思っております。

そこで、今回具体的な玉名モデルなどの情報を初めて提示できる場として、説明会を企画開催し、参加された保護者の方々には、様々な疑問についても話を聞くことができ、一定の御理解が得られたものと捉えております。さらに、各部活動に対しての個別の説明会も順次始めております。

続きまして、この保護者説明会での保護者の様子はどうだったのかという御質問にお答えいたします。

今回の説明会が保護者にとっては初めての対面での情報提供の場ございましたので、要望というよりも不安や心配からの質問のほうが多くを占めております。質問の中心の1つは、部活動による大会への参加に関することです。今後地域部活動へ移行した場合、中体連やほかの大会への参加が認められるのかどうかという点が、多くの保護者に関心が高いことがわかりました。

2点目は、部員数に関するものです。現在人数が足りているのに、拠点校として他校の生徒を受け入れると、出場できない、いわゆるレギュラーから補欠にまわるような生徒が増えるのではないか。また、現在は足りているのにあえて合同にする必要があるのかといったお尋ねがございました。

3点目は、指導者に関することです。平日の指導者は教職員、これと休日の指導者や大会の引率者が別の人になってしまうことへの不安を感じておられる意見もございました。

4点目は、保護者会や部活動の経費に関することです。地域部活動に移行した場合は、新たに保護者会の立ち上げが必要になるのか。また、部費などの活動に必要な経費はどうするのか。さらに、実証事業が終わったあとの財源についてはどうなるのかといった質問が出されております。

4点目で、保護者や生徒の現在の認識はどうかという点についてお答えいたします。

まずは、説明会を通して、地域部活動について概要を理解してもらったという段階だと今は考えております。やはり書面だけではなくて、直接顔を合わせて説明することで、また意見を交流しあうことが納得につながると実感したところでございます。今後体制が整った種目、地域からスタートすることになりますが、そこがモデル的な役割を果たしまして理解の促進につながる一方で、やってみて新たに出てくる課題も当然あるだろうと思います。課題は改善への道筋と捉え、一つ一つ丁寧に柔軟に対応していくことが重要だと考えております。

保護者には様々な受け止めがあり、保護者の意識の改革というものは簡単ではないと思います。持続可能な部活動の在り方を目指す市の姿勢を理解していただくとともに、玉名モデルのメリットに目を向けていただくよう、引き続き啓発に取り組みたいと思います。併せまして、経費の受益者負担や送迎をはじめとした保護者の負担に関しても理解を得ていく必要があると考えております。

以上でございます。

○副議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 今、部長から答弁がありましたように、昨年からアンケートを取られていたということと、文章による週末の地域移行を文字列で出されていて、そこに対しての賛成については多かったということで、しかしながら、具体的な中身についてはとても不安があるということで、それを今ここに示しているとおおり、この玉名モデルを使って具体的に説明会を行なわれたということで、非常に着々と進んでいるという感じは受けております。

ただその中でも説明会の中で、要望より不安点が多かったということも聞いておりますし、その中の代表的なものとしては、週末の大会参加はどうなるのか、それから部員の不足時の対応、それから指導者に関すること、そして経費に関すること、これらを今後またさらに実証事業に費用を使いながら進められて改善されていくものだと受け止めております。

まず、運営主体についてなんですが、当然この地域移行を進めていく中で、行政側で

あるコーディネーターだとか、この検討委員会中心に大枠は決めて行かれると思うんですが、実業務として運営主体をしていくことは困難だと聞いております。なので、この運営主体がNPO法人いだてん玉名スポーツクラブとお伺いしております。じゃあなぜ運営主体をいだてん玉名スポーツクラブにされたのか、その選定理由は何かあるのか、それから、運営主体の財源はどう確保できているのか、特に事務費関係、当然ここがさっき保護者説明会でも不安に出ていたところの経費についてのところに当たってくるんですが、当然会費制などでやらなくてはいけないと思っておりますので、当然保護者からの会費によって成り立つものなのか、そして、今回の実証実験の補助金で賄えるものなのか、それとも玉名市からの何か支援があるのか、そして、市として運営主体はどのような連携を図られていくのか、これらについてお伺いしたいと思います。

○副議長（西川裕文君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 大野議員の御質問にお答えいたします。

今年度の2つの実証事業につきましては、いずれも総合型スポーツクラブいだてん玉名へ委託して事業を実施する予定でございます。事業者の選定理由としましては、スポーツ庁の地域スポーツクラブ活動体制整備事業に関する資料の体制例で、総合型地域スポーツクラブによる地域クラブ活動を示してあることと、本市における総合型スポーツクラブは、いだてん玉名1団体のみ存在でございますので、市のスポーツ協会に所属し、スポーツバイキング等スポーツの振興に積極的に活動されていることが選定理由でございます。また、令和4年12月に改訂しました本市のスポーツ推進計画では、休日の部活動の地域移行に伴い、関係機関と連携して総合型スポーツクラブからの指導者の人材支援等ができるように、取組を推進すると示している点も選定理由となります。

続きまして、運営主体の財源等につきましてはですけれども、今年度の2つの実証事業については、国・県の地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金を活用して行なう事業であり、運動部活動の地域移行に向けた実証事業の事業費は、先ほども申しましたが約920万円、合同部活動の推進に関する実証事業の事業費は約180万円であり、2つの総事業に占める国・県の補助割合は約7割でございます。

また、来年度以降の件でございますけれども、来年度以降についても申し上げますと、令和6年度のスポーツ庁の概算要望額が、今年度予算24億円の約1.7倍、42億円を要求されておりますので、国におけます今年度予算以上の確保は可能と期待しております。令和6年度も事業継続のための予算要求を行ない、一定割合の受益者負担や、本市においても当然一般財源の支出も検討しつつ、将来に向けて持続可能な仕組みの構築を目指してまいります。

最後に、いだてん玉名運営主体とどのような連携を行なっていくのかという御質問でございますが、今年度の2つの実証事業については、行政として総括コーディネーター

と運動部活動のコーディネーターのお二人を雇用しており、今後運営主体となるいだてん玉名との連携においては、コーディネーターを中心に体制の整備、練習会場の確保、指導者の確保等に関することについて、連携を深めて事業を実施していく予定でございます。また、このコーディネーターの事務補助として、今議会の補正予算案に会計年度任用職員の報酬を計上しております、運営主体の補助的業務も併せて行なっていただくことも想定しております。

以上のように運営主体と行政が相互に協力しながら、無理のない形で地域移行ができるよう、本年度はもとより次年度以降も連携に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 今、答弁ありましたけれども、総合型地域スポーツクラブというのは、私も十数年前から携わっているんですけども、本来中学校地区単位であるべき姿が全国的には非常に多いということですが、このいだてん玉名に関しては、玉名市で1つということで、対象が玉名市全体を指しているというクラブということをお聞きしております。この本クラブというものは、県や市、スポーツ協会とも非常に関係が深いものだと感じておりますし、また、スポーツ庁のスポーツガバナンス行動の登録認証制度、これも公的に認められているスポーツ団体であるということも、その選定理由の1つなのかなと感じております。

ここから要望になるんですが、今、お聞きしました答弁から、今回の地域移行のスポーツ庁からの実証実験の予算づけでは、920万円で180万円ということで、それぞれ国・県のほうから合わせて7割の補助、そして自主財源、市の補助金になると思うんですが、これが3割と思うんですが、ただ、このスポーツ庁から出されている実証実験というものは、ほぼほぼ事務費がない状況、例えば借金だったり場所代だったりだとか、ほぼほぼそういうもので消えていくために、運用する用途がほぼほぼ定められておりますので、となると、やはりそれを運営をしていく運営主体であるいだてん玉名がそれに対して対応できるのか、それがちょっと気になる場所です。このやはり事務経費というものをしっかり見ていただきたいと思っております。その分、先ほどの答弁の中でもコーディネーターの補助役割として、事務的ところで会計年度任用職員として採用されるということもお聞きしております。

ただ、1つ怖いのが、先ほど答弁にもあったんですが、このスポーツ庁からの予算づけも今年度の1.7倍の42億円と予算要求、あくまでも予算要求、実は令和5年度の予算に関しても昨年度の今頃の予算要求にしてはものすごく大きかったんですね。でも実際蓋を開けてみるとものすごく減額されていたということを知っておりますので、今回これが1.7倍国のほうで予算要求をされているんですけども、これが果たして

来年満額通るかどうかというのは蓋を開けないとわからないことですので、そういったところも併せて、やはり足らなければ足らないで、それは市の一般財源、自主財源として、やはりこの運営主体に対して向こう3年間、最低3年間はこの移行が完全に終了するまでは、補助的な役割を担っていただきたい、それはやはり安定的に、持続的に運営ができるように捻出をしていただきたいと思っております。

次の質問になるんですが。

○副議長（西川裕文君） 大野豊重君の一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

午後 2時01分 休憩

午後 2時15分 開議

○副議長（西川裕文君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

1番 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 3番の指導者の配置について質問していきたいと思うんですが、先ほどの答弁の中でも、保護者説明会の中でも一番多く不安の材料として出ていたとされる、指導者の確保について質問となります。

指導者をどう確保して配置していくのか、これが一番のネックになってくるかと思うんですが、まず、地域の指導者確保について、様々な課題もあるかと思えます。まずは人材の確保、その後の、それから謝金などの財源だったりとか保険関係、そして指導者資格だとか指導者教育をどう図っていくのか、そして、先ほどの答弁にもあったとおり、いってん玉名のほうからも指導者の派遣を行なっていくという内容でしたが、それ以外にも当然玉名市スポーツ協会というのもありますし、ここらがどういうふうの実現性を持ってやっていかれるのか。これまで市スポーツ協会を中心として、総合型地域スポーツクラブが創設されてきたわけなんですけど、じゃあこれまでに指導者派遣などの連携はできていたのかというのも疑問視としてありますので、ここら指導者の配置について、どういうお考えがあるのか答弁をお伺いしたいと思います。

○副議長（西川裕文君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 大野議員御質問の、まずは地域の指導者の確保についてお答えいたします。

指導者の候補は、中学校の部活動の外部指導者として現在活躍いただいている方を中心に選出し、今後指導者の候補となる方々への指導者説明会を先月8月23日に実施いたしましたして、12名参加いただいております。当日参加できなかった方々には、個別に地域部活動の目指すものや運営方法について説明し、理解を求めています。

この方々への今後の謝金の支払いについてでございますが、スポーツ庁の実証事例で、

業務委託を予定している玉名総合型地域スポーツクラブいだてん玉名から支払われることとなります。また、指導者研修会についてもいだてん玉名と連携し、外部からの講師も招聘し、質の高い研修会を開催したいと思っております。

続きまして、スポーツ協会との連携についてお答えいたします。

現在、玉名市スポーツ協会には36の団体が加盟しておりまして、学校部活動に係る種目団体からの指導者派遣は、指導者不足の解消につながると大いに期待するところで、今年度も部活動地域移行計画委員会にスポーツ協会から委員として参画いただいております。また、地域部活動の指導者がみつからなかった卓球については、10月から毎週土曜日、勤労者体育館や岱明B&G体育館において、卓球協会から指導者を派遣することになっております。今後もスポーツ協会の協力と理解を得ながら、指導者派遣をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 今の答弁では、外部指導者を中心にとありましたけれども、それは何人かいらっしゃって、それはただ今現在のということですから、今後中学校の部活動の推進を進めていくためには、もっともっと多くの外部指導員の確保が必要になってくると考えております。そこをスポーツ協会からもお願いして派遣をしていただくということで、ただ、答弁の最後にありました卓球のほうでは、卓球協会のほうから指導者を派遣していただけるようになったということで、少しずつですが形になっていっているものなんだなというところがわかりました。かつ、玉名市スポーツ協会との連携はといったところについては、玉名市スポーツ協会も検討委員会の構成メンバーの中に入れていらっしゃるといって、今後の話もスムーズに通っていくであろうと期待しております。

当然その指導者の配置についてなんですけど、外部指導者以外にも当然ながら主力としてなってくるのは、平日も指導されている教職員の方々だと思うんですね。この教職員についても兼職兼業で、週末を外部指導員として扱うということで、ただ、この教職員の兼職兼業について、いくつか疑問点が出てきます。その内訳としては、まずは教職員の気持ちはどう把握して進めていくのか、そして、兼職兼業をやりたくないという先生方に対しての保護者からの非難というのも考えられますから、そこに対しての向き合い方もどうしていくのか、そして、説明会の中でもあったと思うんですけど、兼職兼業していくと、基本的にはそこの中学校で平日指導していて、じゃあ週末はとなると、今度は居住地と勤務校とのエリアの差が出てくると思うんですね。例えば、玉名から荒尾に通っている先生、荒尾に住んでいる先生が玉名に通っている。ここで、玉名市だけでその枠組みを決めてしまうと、非常に面倒なことが起きてくるものかと思えます



ので、やはりここは広域的な連携が必要になってくるかと思っておりますので、それらも併せて答弁をいただきたいと思っております。

それから、条例や規則、そしてまた関係法令との整備についても必要だと思うんですけども、現状はどうなっていて、どういう改正だとか対応が必要になってくるのか、そこのところをひとつ質問したいと思っております。

○副議長（西川裕文君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 大野議員の御質問にお答えいたします。

まず、兼職兼業をするかどうか、教職員の意向につきましては、昨年度教職員を対象としたアンケートをしております、その結果に加えまして、本年度地域移行コーディネーターが中学校の校長先生や部活動の顧問、部活動の指導員、また外部指導者と直接面談しまして、気持ちや考え等を聞いております。兼職兼業の許可を得て休日も指導をしたいという先生方も一定数おられることはお聞きしております。

また、兼職兼業の許可を得て指導する教職員と指導をしない教職員の両方が存在するときに、指導しない教職員に保護者からの非難など、不利益が生じることがないように対策を講じる必要がございます。中学校部活動の休日の地域移行目的の大きな目的の一つに、教職員の働き方改革がございますので、教職員がこれまで献身的に部活動を支えてきた功績とともに、地域移行の趣旨や専門性の高い地域の指導者に指導してもらえると、メリットの部分を理解していただくよう、保護者に対して説明を続けていくしかないのではないかと考えております。

さらに、教職員が兼職兼業の許可を得て指導をする場合、原則住んでおられる地域が基本になろうかと思っておりますけれども、法令上可能かどうかも含めまして、また、指導者確保の面や指導者本人の意向も踏まえた上で、広域連携の必要性は柔軟に検討していく必要があると思っております。

続きまして、条例や規則と関係法令の整備についてお答えいたします。

教職員の兼職兼業について、条例や規則等の整備が必要ではないかとの御質問についてでございますけれども、これにつきましては、既に教育公務員特例法第17条に、兼職及び他の事業等の従事の規定がございますが、玉名市教育委員会としましては、より明確にするために、玉名市小中学校管理規則に兼職等の承認等の申請を条文を一部加えまして、規則の一部改正の準備を既に進めているところです。準備が整いましたら教育委員会の会議に諮りまして、承認された後に公布する予定でございます。

ただし、教職員の働き方改革である勤務時間の削減が、今回の部活動の地域移行のねらいの一つであるため、兼職兼業を認めることで、教職員の時間外勤務が増加することがないように、ガイドライン等を整備し、勤務時間の管理についても図っていく必要があると考えております。

以上でございます。

○副議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 兼職兼業については、関係法令のところについては既にあるんですが、その管理規則を一部改正を進めるということで、これはさらに明確化するためと受け止めております。やはり一番気になるのが、兼職兼業をしないを選択される教職員の先生方に対しての保護者からの声というようなところなんですけれども、非常に取り扱いとその対応というのは難しいもので、これをこうすればこうなるという答えというのは何ひとつないかと思imasuので、やはりそれを抑えていくという言葉はちょっと適切じゃないかもしれないんですが、そこを要は一番は保護者がやはり理解をしていただくと、今回なぜ休日の部活動を週末を移行していくのか、そこのところの本来の目的、そこのところを保護者説明会によって意識改革とか理解をやはり求めていくしかないものだと、まずはそこからかなと思っておりますし、また、説明会は、説明会の中身もやはりただ単純に広域的に説明会をするのではなくて、今度は部活動単位できめ細かく説明会をしていかれると思imasuので、そこのところはよろしくお願ひしたいと思imasu。

ただ、この教職員の働き方改革の一つでもあって、そもそも教職員というのは時間外労働が多いものなんだと思imasuんですけれども、兼職兼業の許可を出すときに、校長だとかそういったところが判断をしていくことになろうかと思imasuんですが、そもそも時間外が多い場合には許可を出さないことが適当とされると、ガイドラインのほうでもうたわれておりますので、ここのところ、今回の地域移行だけではいっしょくたに教職員の働き方改革にはつながりませんので、そのほかの教職員の働き方改革と併せて進めていけば結果が出ていくものだと考えておimasuので、ぜひ強力に進めていっていただきたいと思imasu。

最後の質問に移るんですが、山積する課題や内容についてということなんですけれども、ここの質問、本当ごくごく一部の質問になると思imasu。本来は各この山積する課題というのは、数がありすぎて、時間の関係もありますので大きく2つ絞って質問をしたいと思imasu。

まず1つ目なんですけど、週末を地域移行することで、ほかのクラブチームとか任意団体との扱いはどうかということになります。これは昨年の6月でも私、一般質問をしたんですけれども、ここについては、あくまでも社会体育化することで、ほかの任意団体やクラブチームと同じような扱いになってしまうということでした。しかしながら、やっぱりここは中学校部活動の延長線上として、週末もぜひ預かってほしいという希望がありますので、そこについての答弁をお願ひしたいと思imasu。

最後に、支援や補助金などの扱いについてなんですけれども、既存の部活動の種目に関しては、週末の地域移行に関して、恐らく実証事業なんかのそういったところの謝金

だとか、場所代とかの支援対象と伺っておりますけれども、既存種目以外はどのような扱いになるのか、見解を伺わせていただきたいと思います。

例えば、中学校には部活動としてはないけれども、クラブチームでやっている種目とか、複数の競技を集めて、今度は体力トレーニング教室を週末だけやりますよというプログラムが、今後出てくる可能性も考えられます。そういったものが出てくることによって、受け皿の窓口を非常に広げることができると思いますので、ぜひともそういったところも支援の対象にしてほしいという思いがありますけれども、この2点について答弁をお願いいたします。

○副議長（西川裕文君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 議員の御質問にお答えいたします。

まずは、ほかのクラブチームや任意団体との扱いの差についてでございますけれども、中学校の部活動を休日に地域移行する場合、学校施設を利用するときは、中学校部活動の延長として、施設利用料は減免の対象と考えておりますが、社会体育施設を利用する際は、ほかのクラブチームや任意団体と同じ扱いで利用料が発生するものと想定しております。ただし、今年度におきましては、実証事業の予算に組み込んでおりますので、利用者側からは実質無料という形になっております。この実証事業は3か年継続するものと仮定して思っておりますけれども、その後、事業終了後の施設利用料については、今後検討委員会内でも協議してまいりたいと思います。

続きまして、ほかの競技種目とか等の扱いでございますけれども、国・県の地域スポーツクラブ活動体制整備事業では、既存の部活動の地域移行がメインとなっておりますけれども、現在の中学校にない競技種目であったり、議員がおっしゃられるような体力トレーニング教室なども補助対象になっております。ですが、現在では、まずは既存の部活動からはじめ、一定の整備ができ次第、軌道に乗り次第、新しい競技種目にも着手していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 答弁の中身では、ほかのクラブチーム、任意団体との差別化のところでは、その中学校でやる分については、当然中学校部活動の延長線として扱うという答弁で、それ以外の社会体育施設については、他のところと一緒に、任意団体と同じ扱いになるんだけれども、ただ3年間実証事業の力を借りて、実質無料化でやっていくということでした。ただ、こここのところもまた引き続き検討委員会で協議をされていくという答弁でしたので、これについては協力金、子どもたちのために良い結論を出していただくように、検討委員会のほうで進めていただきたいと思います。思っております。

また、既存の部活動を中心に、まずは軌道に乗るまでやっていくということでしたの

で、ここのところある程度の軌道に乗りましたら、新しい種目の受け入れもしていきながら、子どもたちの活動のエリアをさらに広げて行っていただきたいと思います。これ以外にも答弁いただかないんですけども、中体連へのクラブチームの大会参加について、市町村からもやはりここは競技団体のほうへ進言していくべきだろうし、教育行政として監督指導を社会体育化することで、どこまで介入できるのかという問題もありますし、一番大きなところとして、先ほど指導者の配置といったところもお伺いしたんですが、やはり一番保護者として気になるのは、負担増、この負担増については、やはり受益者負担でやっていくということが基本ですから、どうしても避けられないと思うんですけども、ここのところを、また今後さらに検討委員会で進めていながら、良い結果になるように進めて行っていただければと思います。

それでは、次の質問にまいります。

[1番 大野豊重君 登壇]

○1番(大野豊重君) 2025年問題は、介護サービス給付費の支払いの影響が大きくなります。併せて介護従事者も慢性的に不足していると感じており、利用者がサービスを安定して受けることが難しい、もしくは難しくなると予測されております。玉名市ではこのような状況をどのように把握し、どのような対策を講じているのか、担い手を育成し、安定的な環境を整えることが必要だと感じております。

この介護に関する質問なんですが、介護保険料だとか給付費の問題、そして認定制度、予防事業、そして支援制度とか様々な切り口はあるんですけども、今回は安定した介護サービスの提供についてということで、介護をする人材のほうについて中心に質問を行なっていきたいと思っております。

1世帯当たり高齢者を支える人員は年々減少してきております。約80年前の1965年では、1人の高齢者を働き手世代は9人で支えておりました。これが約20年前、2008年では3分の1、つまり3人で1人の高齢者を支えることになり、これから30年後の2050年には、1人で1人の高齢者を支えていくことになります。2025年問題というものがありますけれども、これは2003年、20年前に厚生労働省のほうから出された対策の仕組みということで、地域包括ケアシステムを中心にやってみようというものでした。これについて、玉名市においても第8期玉名市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画というものが、令和3、4、5で第8期が組まれておりますけれども、この計画策定の背景として、2025年問題を中心に考えられております。当然これが何なのかというのは皆さんも御存じのとおり、団塊の世代の全てが75歳を迎えるということで、私の父母もその年代になっております。じゃあどうなっていくのかといったところで、高齢者を取り巻く環境が大きく変容するという認識もありますし、その対策として、自助・共助、これは互助も含まれますけれども、そして公助、この地域

全体で支え合う地域包括ケアシステムに力を入れていくとされております。

国では、介護職員処遇改善交付金や介護職員処遇改善加算金などが支援されてきました。しかしながら、仕事内容に対する処遇としては、まだまだ十分な水準とは言えておりません。ですから、介護職の人手不足というものが言われています。これらはあくまでも全国での平均値だったりだとか、都市圏での話であって、都市圏では何万人、何十万人足りないという話をされておりますけれども、ではこの玉名市においては、この介護サービスの状況はどうなっているのか、まずは本市の状況についてお伺いいたします。

まずは、高齢者の人口割合と介護認定者数とか、介護サービス給付費の推移は、これまでの推移と、あと今後の見込みはどうなっていくものか、そして介護サービスに従事する職員の状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

○副議長（西川裕文君） 健康福祉部長 瀬崎しのぶさん。

[健康福祉部長 瀬崎しのぶさん 登壇]

○健康福祉部長（瀬崎しのぶさん） 大野議員御質問の本市の介護サービスの状況についてお答えいたします。

本市における高齢者の人口割合ですが、65歳以上の人口に占める割合である高齢化率で申し上げますと、平成27年度に30%を超え、4年後の令和元年度中に33.3%、約3人に1人となり、令和4年度末現在35.1%となっております。これは全国平均の28.8%より6.3ポイント、熊本県平均の31.9%より3.2ポイント高い率になります。介護認定者数については、65歳以上の被保険者、第1号被保険者といいますが、でいえば、平成23年度に4,000人を超え、被保険者数に占める認定者の割合である認定率は21%以上でしたが、令和4年度末現在で4,182人、認定率で18.7%となっております。これは熊本県平均の19.3%より0.5ポイント低い認定率になります。令和4年度の認定率全国平均はまだ出ておりませんが、本市と県平均との間になるものと推察いたします。

保険給付費の実績ですが、平成25年度に予防サービスも含めた実績額が65億円を超え、令和4年度の決算見込額では、70億9,000万円となっております。今後の見込みですが、65歳以上の高齢者の人口は、ここ数年高止まりであり、今後は減少することが見込まれているものの、75歳以上の人口は2035年、令和17年まで増加が続くことが見込まれている状況であり、そのうち85歳以上の人口は、2040年、令和22年まで増加傾向にあることから、これに伴って要介護の認定率や介護給付費が増加していくことが見込まれます。

次に、居宅介護支援専門員及び訪問看護員の人数とその年齢層についてでございますが、現在居宅介護支援専門員が71人おります。訪問看護員が300人ほどいらっしゃいます。年齢層につきましては、どちらも50代、60代の方が多い傾向にあるという

状況でございます。

以上でございます。

○副議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） [拡大投影にて画像を示す]

介護をする人員の年齢層というのが今、答弁の最後のほうでありましたけれども、50代、60代が一番多いということで、また介護給付費のほうは、先ほど数字でもお示ししていただいたとおり、平成25年が65億円で、それから令和4年度が70億円、それから2035年、それから2040年にかけてさらにさらに増加をしていくということでした、このお金で解決すればなんじゃなという話もありますけれども、やはり介護というのは、最後は人でやっていく、ケアをしていくというのがやはり中心になってくるものだろうと私も考えております。

なので、この利用者が必要な介護サービスを受けられる状況なのかといったところで再質問をしていきたいと思うんですが、すみません、ちょっとこれ赤い線と白い線でちょっと見えづらくて申し訳ないんですが、これは全国平均の下の白い線が介護職の退職率を示します。上の赤い線、右肩下がりにになっているのが採用率になります。私は今回この介護人材の問題を取り上げようと思ったときに、退職率が高いだろうなあという考えでした。しかしながら、こういうふうに数値的に見てみると、実は退職率って14%ぐらいを平均にしてあんまり変わっていないですね。しかしながら、採用率、介護職に就く人の割合というのは、年々年々下がってきているということは、若い世代の介護職の人材がいなくなってきたということになりますので、じゃあ果たして将来的に、今は介護人材、介護職の人員というのは充足しているかもしれないんですが、今後ここが下がってくる可能性が非常に高いといったところをちょっと懸念しております。

次のスライドをお願いいたします。

このスライドが、先ほど玉名市のほうでは、50代、60代の人材が多かったということなんですが、これも全国平均的な年齢別のツリーマップになるんですけども、見ていただきますと一番多い介護をしている年齢層というのが、実は70歳代なんです。それから60歳から65歳、そして50代ということで、結局60%以上の人が介護をしている割合は38%にも上るんですね。これっていうのが、先ほどの採用率から見ると、どんどんどんどん高齢化をして、新規採用率は少なくなっていくということの裏付けになりますので、非常にこのところが懸念されてきます。なので、再質問になるんですけども、今この本市において、利用者は必要なサービスを受けられているのか、介護人材の不足はしていないのかどうか、そして、介護サービス従事者の離職だとか、若い世代の参入状況はどうかといったところ、そして、コロナが令和2年から猛威を振るいましたけれども、当然ながら人との接触、三密を避けようということで、従事者も

利用者もコロナのために利用、理解があつて、そのために介護サービスが低下したことはないのか、そういったところをお伺いしたいと思います。

○副議長（西川裕文君） 健康福祉部長 瀬崎しのぶさん。

○健康福祉部長（瀬崎しのぶさん） 大野議員の再質問にお答えします。

まず、安定的な介護サービスの供給のための介護人材につきましては、厚生労働省の試算によりますと、2025年度には243万人、2040年度には280万人必要になってくると言われております。玉名市の事業所におきましても、余裕を持った介護サービスの提供を行なうために、常にハローワークへの求人を行なっておられる状況でございます。

訪問型サービスにおいて、利用者の重複により希望する時間帯にサービスを受けられないという事案があるのではないかと懸念はございます。このたび第9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に当たって行ないました介護人材実態調査によりますと、令和3年から令和4年の介護人材は、先ほど議員がお示しになったとおり、ほぼ、玉名市におきましてもほぼ横ばいの傾向でございました。コロナ禍ではございましたが、大幅な離職については免れている状態でございます。事業所によっては若い人材の就業もあっている報告を受けております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の期間中は、重症化リスクの高い高齢者が、施設系サービスの利用を控える傾向がございましたけれども、代わりに訪問系のサービスを利用するなど、利用形態に変化は見られました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大による介護サービス事業所などの閉鎖や人員不足などに対しましても、特例措置による給付や人員基準の臨時的な取り扱いにより、安定的な運営ができるよう国の措置が取られております。そのため本市では、新型コロナウイルス感染症を理由とした介護事業所の閉鎖はございませんでした。

以上でございます。

○副議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） ちょっと持ち時間があんまり残っておりませんので、巻きながらいきたいと思いますけれども、コロナ禍においては利用形態が変わっただけで、そんなに大きな問題はなかったと、これは国の措置というものもあったので大丈夫だったということでした。ただ、常に求人票が出ているということは把握をされているということで、それはやはり人が足りないんだなあとといったところの感じもいたします。

次の質問にまいりますけれども、必要な介護サービスの提供を安定させるのは、やはりこの介護従事者への支援をやはり手厚くしていく必要があるんだなと考えておりますけれども、まず、市の介護従事者への支援はどういうものがあるのか、お伺いしたいと思います。

○副議長（西川裕文君） 健康福祉部長 瀬崎しのぶさん。

○健康福祉部長（瀬崎しのぶさん） 大野議員質問の必要な介護サービスの提供を安定させるにはについてお答えいたします。

本市において、必要な介護サービスの提供を充足させるために、介護人材の安定的確保は早急に解決しなければならない課題であると認識しております。そこで本市では、本年度より介護人材育成支援事業といたしまして、居宅介護支援専門員の資格取得及び更新費用に対する助成を行なっております。令和4年度に行ないましたアンケートにより、更新費用が高額なことが居宅介護支援専門員を続けない理由の一つという結果がありました。このことのみが居宅介護支援専門員の離職要因になっているわけではございませんが、経済的負担を減らすことで、離職防止の一助になると考えております。

一例を挙げますと、更新費用の場合、費用の4分の3、上限を3万5,000円としており、事業所に対して補助を行なう形をとっております。このことで玉名市の事業所に人材が定着していくものと考えております。現在2事業所、3人の方の利用がっており、今後も集団指導などを通して、事業所に対し周知を行なっていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 居宅介護支援専門員に4分の3の補助を出していて、それが今年から、それはアンケートからの調査によって、更新費用がとても高いのでということでその支援を行なっていくということでした。ぜひともここはホームヘルパーのほうにも適用をまた広げていただければなあと考えております。

次にまいります。再質問になるんですけれども、介護ロボットということもよくよく聞かれますし、あとICT技術の導入、まずこれらについてはどういう状況なのかお伺いします。そして、導入に関して何らかの支援策があるのかどうか、そして、介護サービスの給付費の抑制をどう図っていくのかということもお伺いしたいと思います。先ほど答弁で認定者数と認定率の推移から、玉名市が今、取り組んでいることで、どんどん下がってきているということもありましたし、平成30年の6月議会で、吉田議員のほうからの質問に対して、同じような質問をされていまして、そのときの答弁では、介護予防活動の強化を図っていくということでしたので、それらが今どうなっているのか、今、拡大図のほうが、これが介護給付費の推移ということで、これは玉名市のほうの図になりますので、これは令和3年度で71億円ということですので、これがどんどんどんどんまたこれから上がっていくということですので、それを抑えるための介護予防活動はどうなっていくのか、このところについてお伺いしたいと思います。

○副議長（西川裕文君） 健康福祉部長 瀬崎しのぶさん。



○健康福祉部長（瀬崎しのぶさん） 大野議員の再質問にお答えいたします。

現在、本市では介護人材不足の対応策として、熊本県介護職員勤務環境改善支援事業費補助金を活用した移乗介助、移動支援、排泄支援、見守りコミュニケーション、入浴支援など、介護業務支援を行なう介護ロボットや、介護業務支援のソフトウェア、タブレット端末のICT導入を推進しております。申請は事業所から直接県に行なっていたことになっており、介護従事者の身体的な負担軽減や業務の効率化を図り、働きやすい職場環境の整備につなげていただけるよう、介護事業所にメール等で幅広く周知し、積極的な働きかけを行なっております。

令和2年度から令和4年度までの過去3年間の県の補助制度を活用した導入状況でございますが、介護ロボットにつきましては17事業所、ICT導入につきましては10事業所が導入しております。介護現場における生産性向上の推進は重要であり、介護人材の確保、定着と併せ、持続可能な介護保険制度の実現に向け、国や県の施策を効果的に活用しながら取り組んでまいります。

また、介護給付費についても先ほど答弁しましたとおり、増加傾向が続くことが見込まれております。本市では、高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくりが、それぞれの自立支援につながり、結果的に介護サービス給付費の抑制にもつながることから、その取組を推進しております。中でも身近な公民館で行なわれる介護予防事業は、要介護状態になる前に、または要介護状態になってもその悪化を可能な限り防ぐということで、そのことが期待できることから効果的な施策であると考えており、第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画におきましても重要施策として位置づけ、高齢者の自立支援を目指し、地域の様々な資源を活用しながら、その取組を推進しているところでございます。

具体的には地域住民が主体となり行なわれる通いの場、いきいきふれあい活動、ゆた〜っと元気体操が、現在164か所で実施されており、特に通いの場は活動頻度が週に1回と高く、内容も運動機能向上などのプログラムが展開されるため、介護予防効果が高いことが実証されており、引き続き地域の関係者に対し周知を図り、必要性について理解を求めていくなど、この普及活動に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 介護保険給付費を抑制するために、国の施策に併せて、あと同時に笑顔をつくる10年ビジョンでも、介護予防活動の場を市内全体へ拡充をしようたわれており、そのとおり強く進められていることが伺える内容だったと思います。

次にまいります。今後の施策をどのように進めていくのかについてなんですが、介護従事者の養成施設について、これは人手不足だとか、担い手の育成などを念頭に、そこ

のところを解決するために公的な従事者の養成施設を設置する考えはないか、お伺いします。

○副議長（西川裕文君） 健康福祉部長 瀬崎しのぶさん。

○健康福祉部長（瀬崎しのぶさん） 今後の施策はどのように進めていくのかについて答弁いたします。

今、最も従事者の減少が心配されている居宅介護支援専門員と訪問介護員についてですが、居宅介護支援専門員の資格取得には、高等教育機関等で教育を受けた後、介護福祉士など国家資格を取得の上、5年以上の資格取得期間、かつ、900日以上に従事期間が必要になります。なので容易に取得できないのが現状でございます。

そうした中で、事業所の協力を仰ぎながら、先ほど紹介しました介護人材育成支援事業を利用していただき、居宅介護支援専門員の育成を引き続き働きかけてまいります。

また、訪問介護員については、県が指定した事業所が開催する介護職員初任者研修を130時間受講することが取得の要件となっており、修了まで3か月ほどの期間を要しているのが実情です。現在、玉名市内で県の指定を受けている事業所は3か所あり、これらの事業所で行なわれます介護職員初任者研修はもとより、近隣市長で行なわれる講座につきましても、その開催について、広報たまなどを通して情報発信を行っております。今後も介護職員初任者研修の講座情報を周知し、より多くの方に受講していただき、玉名市内の事業所に就労していただけるよう努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 当然介護福祉士については、養成施設で厚生労働大臣の指定を受けうるために高等教育が必要であって、最後のほうで言われた初任者研修については、130時間程度ということで、玉名の民間団体に3か所、このところとできればもっとももっと官民連携を深めていけば、このところが安定してくるんじゃないかと思っておりますので、100%公的じゃなくても官民連携を図っていただきたいと思っております。

では、再質問になりますね、再質問なんですけれども、台湾スタートアップ企業との関連で、この介護に対しての地域課題解決にならないか、そのところをお伺いしたいと思っております。

○副議長（西川裕文君） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 大野議員の再質問にお答えいたします。

台湾スタートアップとの連携につきましては、現在健康促進とスマート農業に関する分野で実証実験を行なっているところです。議員御質問の介護分野に関しましては、今のところ台湾スタートアップとの実証実験の提案はございませんが、分野は問わず、本市での実証実験に関心を持ち、課題解決につながる台湾スタートアップがございました

ら、積極的に受け入れていく考えでございます。そのためにも高齢介護課と連携して、現場で必要とされる介護用品等の把握に努めるとともに、引き続き台湾スタートアップの情報収集を行なっていくことで、マッチングの実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○副議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） ぜひ進めて行っていただきたいと思いますが、まずこの台湾自体が、介護に関してはちょっと途上と私の調べた中では結論が出ておりますし、どちらかというとなら日本式の介護を台湾が真似してきていると、それが考えられるようです。ただロボット関係についても、やはりこれは日本のほうが他国よりも優勢なんじゃないのかといったところで、ソフト面に関してもっともっと進んでいければいいのかなあと考えておりますので、ぜひそういう案件がありましたら地域課題解決のためにも、公の場として実証実験を行なっていただきたいと思っております。

再質問になります。まず、外国人の労働者について、そここのところはどう考えるのか、今、玉名市はどうなっているのか、そここのところの見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（西川裕文君） 健康福祉部長 瀬崎しのぶさん。

○健康福祉部長（瀬崎しのぶさん） 議員御質問の介護現場における外国人労働者についてお答えいたします。

議員御承知のとおり、生産年齢人口の減少は進む一方で、安定した介護サービスの提供を行なうには、国外からの労働力も含めた人材の確保が必要となっております。現在本市で把握しておりますところによりますと、介護施設におきまして、5事業所11人の方が従事されており、中には専門学校を卒業され、介護福祉士として働かれている方もいらっしゃるようです。このような市内事業所の取組を紹介しながら、国外からの労働力も含めた介護人材の確保について、情報提供を行なっていきたいと考えます。

以上でございます。

○副議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 実際その外国人労働者の場合には、いろんな制約がありますのでなかなか簡単にはいかないと思っておりますけれども、ちょっと人が足りなくなってきたら、やはりそこは活用していくべきかなと考えております。

最後の再質問になるんですが、人材不足について、こちらが日本全国でアンケートをとったときの人材不足の気持ちを聞いているんですが、ほとんどが足りないとされております。そこで、今後将来的に人材不足の対策をどう考えてやっていくのか、玉名においては、九看大との連携をどう考えていくのか、市長にお伺いしたいと思います。

○副議長（西川裕文君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 再質問の介護人材不足対策をどのように考えるか、また、九州看護福祉大学との連携も考えについてお答えさせていただきます。

本市の安定的な介護サービスの提供のためには、介護人材の確保は喫緊の課題と考えております。介護に携わる人材が増加することが望ましいことではありますが、御承知のとおり、生産年齢人口減少に伴い、他の産業界においても担い手不足は最重要課題となっております。この問題を解決するには、先ほどから答弁しておりますとおり、事業者サイドでは、ICTや介護ロボットの導入、外国人介護人材の登用などにより、安定した介護サービスを提供していただき、一方では、市民の皆様にも日頃から健康づくりに関心を持っていただくことで、年を重ねても健康でいていただけること、これが引いては介護人材不足対策にもつながるのではないかと考えております。

九州看護福祉大学との連携についてでございますが、大学のインターンシップは、市内の介護事業所や医療機関で行なわれております。学科によって取得する資格は違いますが、これらのインターンシップを通して、市内事業所の魅力を感じてもらい、引いては玉名市の福祉事業に貢献してもらえよう働きかけを行ないたいと考えております。実際に介護予防活動には、九州看護福祉大学の学生の協力が得られておりまして、学生にとっては実習、実践の場となり、高齢者にとっては、若者とのふれあいによる活力の場となっているようですので、今後も大学とはしっかりと連携をしていく所存でございます。

以上でございます。

○副議長（西川裕文君） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） しっかり連携を図っていただいて、玉名市の介護の安定を担っていただきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（西川裕文君） 以上で、大野豊重君の質問が終わりました。

引き続き、一般質問を行ないます。

5番 田浦敏晴君。

[5番 田浦敏晴君 登壇]

○5番（田浦敏晴君） こんにちは。5番、第二新生クラブ、田浦敏晴です。

沖縄、フィリピン、インドネシアで開催されたFIFAバスケットボールワールドカップ2023が9月10日に閉幕しました。日本男子代表は1次リーグの突破はなりませんでしたが、フィンランドに歴史的な1勝をあげ、順位決定戦を含めて3勝2敗で、アジアで最も優秀な成績を収め、48年ぶりにオリンピックに自力出場することができました。このあかつきジャパンと呼ばれる日本代表のヘッドコーチを務めたのがトム・ホーバス氏で、彼は2017年から日本女子代表のヘッドコーチを務め、東京オリンピ

ックで強豪国を次々と倒して、史上初の銀メダルを獲得しました。

トム・ホーバス氏のチームづくりに注目が集まっています。チームの特長はスリーポイントシュートを積極的に打つことと、攻撃のリズムが速いことです。リバウンドの得意な選手やディフェンスの上手な選手、試合の組み立てが得意な選手やスリーポイントシュートのスペシャリストなど、選手一人一人に役割を与え、その選手たちが特長を發揮し、劣勢な試合を終盤に逆転し、聴衆を感動させました。

玉名市議会には21人の議員が会派を組み合わせながら活動をしています。それぞれの強みや特長を生かして活動していく中で、市政の発展につなげることができればと思います。地方自治の根幹は、市長と議員が共に住民に直接選挙されるという二元代表制を基本とするものであり、その双方が切磋琢磨してこそ、よりレベルの高い地方自治が実現できるものと考えます。地方自治体における議会改革の動きが進展する中、行政改革と共により一層議会改革の進展を求められている時期だからこそ、執行部におかれましては、各部署の代表として責任ある答弁をお願いしたいと思います。

それでは、通告に従って質問いたします。

初めに、猛暑による農畜産物や水産物への影響と対策について質問いたします。

今年7月25日に梅雨明けしました。梅雨明けしてから玉名市では35度を超える猛暑日が続きました。ちょうど小学校は夏休みに入ったばかりで、開放されたプールが連日猛暑のために中止になるなどの措置が取られたと聞いております。

そんな中で、気温が高すぎてキュウリが真っすぐ育たないといったニュースや、お盆明けには連日猛暑で養鶏に大きな打撃を与えるという報道がありました。養鶏に関する影響といえば、鶏は高温多湿に弱く、暑さの影響で7月には玉子の重さが5%ほど軽くなる傾向があり、今年は例年以上に小さく、軽くなる時期も早かったとのことでした。玉子は資材高騰や鳥インフルエンザによる供給不足で価格が高騰しており、生産者は警戒を強めているとのことでした。さらに夏野菜の代表の一つ、キュウリが高温のために細く曲がってしまい、売り物にならないものが多く、収穫量が半減したところもあるようです。アスパラガスやピーマンの出荷量が減っているという話も聞きました。

そこで質問いたします。玉名市内で、猛暑の影響で農畜産物や水産物への影響が出ているという報告はないのか。また、市として猛暑による畜産物や水産物への影響を踏まえて、取り組める対策や取組はどうなっているのかお尋ねいたします。

○副議長（西川裕文君） 産業経済部長 井上康博君。

[産業経済部長 井上康博君 登壇]

○産業経済部長（井上康博君） 田浦議員御質問の猛暑による農畜産物や水産物への影響と対策についてお答えします。

少雨により渇水や災害級の猛暑が連日各地で続き、特に農産物の生産に影響が現れて

おり、新潟県や福島県などの全国屈指の米どころでは、必要な水の確保ができず、品質低下や病気発生などによる収量の減少が心配されております。そのため収穫の前倒しや、収穫を断念する米農家もあると聞き及んでおります。同様に野菜や果樹についても生育不良などがみられ、収穫に至らないものもあるようでございます。

御質問にございました市への被害報告の有無については、現在のところ個々の生産者や農協、漁協などの関係機関からは寄せられておりませんが、これらの聞き取りでは、報道されるような深刻な状況にはないものの、中でも丸トマトのヘタの周辺の着色が、不良な黄変果の発現が顕著であることを把握しております。今後少しは暑さも和らぐようですが、これから収穫期や生育期などを迎える農作物について、高温、乾燥障害などの発生の恐れがございますので、国や県が示す適応策を、その状況に応じ生産者自ら講じていくことが肝要になります。

具体的に申し上げますと、米においては、刈り遅れを避け、適期刈り取りに努めること、施設野菜においては、可能な限り換気を徹底し、昇温抑制対策を行なうこと、果樹においては、晴天が10日以上続く場合は灌水を行なうこと、畜産においては、換気扇や扇風機などによる送風で皮下冷却による家畜の体温温度低下に努めること、海苔養殖においては、海水温の状況に応じ種付けを行なうこと、このように農水産物の発育や家畜の飼育などの適正管理に向けた生産技術面における対策の強化について、県や農協、漁協など関係機関と連携し、生産者に促してまいります。

なお、収入補填などの金銭面での経営支援につきましては、生産者が加入する収入保険などの収入補償制度により一定の支援がなされるため、現時点で市独自の必要性は低いものと考えております。

以上でございます。

○副議長（西川裕文君） 田浦敏晴君。

○5番（田浦敏晴君） 深刻な被害の報告は今のところないと答弁でしたが、それぞれ生産者が適応策を講じていくことが肝要とのことでした。また、具体的な適応策についてもいくつか紹介していただきました。ぜひ生産者に対しても関係機関とも連携しながら、技術的な面も含めて周知していただきたいと思います。一方で、金銭面での経営支援については、現時点では市独自の支援は必要性は低いとの答弁でした。逆に必要性が高いと市が判断した場合には、躊躇なく支援していただきたいと思います。

そこで1つ再質問をしたいと思います。

今回猛暑による影響について質問をさせていただきましたが、私は、報道等で耳にした情報を確認するため、知り合いの農家の方に猛暑の影響について話を聞いたり、農協の職員に様子を伺ったりしましたが、市として農畜産物や水産物への被害が起きた場合、どのように情報を収集しているのかお尋ねいたします。

○副議長（西川裕文君） 産業経済部長 井上康博君。

○産業経済部長（井上康博君） 田浦議員の再質問にお答えいたします。

自然災害で農作物などに被害が発生した場合には、農協、漁協、農業共済及び県と関係機関を介し、被害の情報を収集、把握し、その状況に応じて現地に赴くなどし、状況を確認します。その後、県や九州農政局に対し、その状況を報告しております。なお、被害の発生時に限らず発生が予測される場合においても、常に関係機関から情報収集しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（西川裕文君） 田浦敏晴君。

○5番（田浦敏晴君） 常に関係機関を介して情報収集を行ない、状況に応じて現地を確認していると答弁いただきました。

もう一つ質問をしたいと思います。

先ほど答弁にあった金銭面での経営支援についての必要性については、どのように判断されているのかお尋ねいたします。

○副議長（西川裕文君） 産業経済部長 井上康博君。

○産業経済部長（井上康博君） 田浦議員の再質問にお答えいたします。

金銭面での経営支援の必要性の判断につきましては、被害の状況をもとに、国・県や他の自治体の支援状況を把握し、その上で生産者の意向や要望、さらには必要となる財源なども含め、総合的に判断させていただきます。

以上でございます。

○副議長（西川裕文君） 田浦敏晴君。

○5番（田浦敏晴君） ありがとうございます。

豪雨災害の場合、国が激甚指定すると補助率が上がっていたことも実際にありますが、今後地球規模の気候変動により、雨量や気温など、これまでに考えられないような事態が生ずることも予想されると思います。もちろん生産者も不断の努力を重ねていると思いますが、依然として厳しい状況の中にある生産者の声を敏感に捉えて、農業や畜産業、水産業の振興に向けた施策を展開していただきたいと思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

[5番 田浦敏晴君 登壇]

○5番（田浦敏晴君） 2つめの質問は、マイナンバーカードの普及及び活用についてです。

まず、玉名市のマイナンバー普及率の推移について質問したいと思います。政府は8月8日、マイナンバーの総点検の中間報告を公表しました。マイナンバーと保険証と紐づけですが、新たに1,069件確認され、合計8,441件になったとのことでした。

また、障害者手帳の紐づけでは、事務処理を担う都道府県や政令指定都市などの自治体の2割に当たる約50の自治体で、適切な方法で作業を行なっていなかったことが確認されたとのこと。

こうした中間報告を踏まえて、政府は個別データの点検に本格的に着手しました。11月末までに個別データの点検を行ない、この点検状況を見ながら健康保険証の廃止時期を判断するものとみられております。この点検作業については、自治体の負担を懸念する声もあがっております。しかしながら、市民の不安を払拭するためには、点検作業など大変かもしれませんが、これを丁寧に進め、市民に安心していただくことが大切だと考えます。このマイナンバー制度は今後デジタル化を図り、行政手続を簡素化し、効率を図る上で欠かせない制度ですので、私は1人でも多くの市民の方にマイナンバーカードの取得をしていただきたいと思います。

そこで質問します。まず玉名市では、マイナンバー申請窓口を設けるなどの取組を進めていたと思いますが、マイナンバーカードの普及率はどのように推移してきたかお尋ねいたします。

○副議長（西川裕文君） 市民生活部長 松田智文君。

[市民生活部長 松田智文君 登壇]

○市民生活部長（松田智文君） 田浦議員のマイナンバーカードの普及及び活用についての御質問の1、マイナンバーカードの普及率はどのように推移してきたかについてお答えいたします。

玉名市におけるマイナンバーカードの普及率は、交付が始まった年度から申し上げますと、それぞれの年度末時点で、平成28年度が5.5%、平成29年度が7.0%、平成30年度が7.8%、令和元年度が9.9%、令和2年度が21.1%、令和3年度が33.5%、令和4年度が62.8%、令和5年度が8月末現在で73.2%であり、現在市民の10人のうち7人以上の方がマイナンバーカードを取得されている状況でございます。なお、令和4年度においては、それまでの6年間に相当する件数を1年間で交付するなど、普及率が大幅に増大いたしました。その理由といたしましては、マイナポイント事業をはじめ、国が国民のカード取得につなげる様々な施策を積極的に推進したことが大きな要因であり、本市においてもそれらに即応して、企業や商業施設、新型コロナウイルスワクチン設置会場などで出張申請を行なうなど、申請の機会拡充を図るほか、市役所窓口での申請サポートを積極的に推進してまいりました。

また、庁舎1階にマイナンバーカードサポートセンターを開設し、休日や平日夜間の延長窓口拡充などを行なうなど、窓口体制の強化を行なったことも普及率の増加につながったものと考えております。

以上でございます。



○副議長（西川裕文君） 田浦敏晴君。

○5番（田浦敏晴君） マイナンバーカードについて、本市人口の7割以上が取得しているという状況ではありますが、現状としてはカード取得が低迷し、頭打ちになっているとも感じます。主な理由としては、マイナンバーカードのトラブルが再三報道され、国民の信頼を大きく失墜させてしまったことは言うまでもありませんが、窓口での活用方法が乏しく、市民が利便性を感じていないことや、医療機関に入院されている方及び高齢者施設に入所されている方の取得が難しいこと、そのほか、代理での取得要件が非常に厳しいことなどが主な要因としてあげられております。

一方では、取得したものの暗証番号の管理ができない、あるいはメリットよりも使いにくさを感じている方、情報弱者が一定数いらっしゃることも聞いております。とはいえマイナンバー制度は公平・公正な社会の実現と、行政の効率化及び国民の利便性の向上を図る重要な取組でもあります。また、マイナンバーカードにおいても全ての人が持ち得てこそ、オンライン申請など様々な整備がされる中で、その効果が最大限に発揮できるのではないかと考えます。

そこで再質問します。

残された30%弱のマイナンバーカード未取得者の取組はどのように推移していくのか、再質問いたします。

○副議長（西川裕文君） 市民生活部長 松田智文君。

○市民生活部長（松田智文君） カード未取得者に対する今後の取組についての再質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの取得については、あくまでも申請者の意思によるものであり、強制ではないため、カードを取得した意図の思いはあるが、現状では申請が難しい方に対してサポートする取組が必要になると考えております。具体的には、病院に入院されている方や高齢者施設に入所されている方などで、カードの申請や受け取りが困難な方があげられます。また、高齢者の多くの方は、カードの管理ができない、または暗証番号を忘れてしまうなどの不安から、カードを作ることに躊躇されている方もいらっしゃいます。

そこで、そのようなことを踏まえた上で、カードの申請を希望する施設入所者などに対しては、職員が施設などに出向き、写真撮影や申請受付補助を行ない、また、カードの交付に関しましても職員が施設にカードを持っていき、本人に交付するなどを検討し、未取得者の取得推進を図ってまいりたいと考えております。

また、カードの暗証番号の管理に不安がある方に対しましても、安心してカードを取得できるよう、令和5年11月頃から暗証番号の設定が不要なカードの運用が開始される予定であるため、この制度が施行されましたら、積極的にその周知を図ってまいりた

いと存じます。

なお、現在マイナンバーカードの利活用につきましては、健康保険証としての利用をはじめ、証明書のコンビニに交付、確定申告、一部の行政手続のオンライン化にとどまっているため、カード未取得者の中には、カードの必要性を感じていない方もいらっしゃると思います。今後は運転免許証とマイナンバーカードの一体化を予定されていますので、市といたしましてもカード未取得者に対して、カードの必要性を感じていただけるよう、全庁的にカードの利活用についての検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（西川裕文君） 田浦敏晴君。

○5番（田浦敏晴君） ありがとうございます。

カードの未取得者に対する取組について答弁をいただきました。施設に入っている方に対する対応など御説明いただきました。申請者の意思を尊重しながら、丁寧に対応していただきたいと思います。答弁の中で、暗証番号の設定が必要ないカードが運用される予定とのことということです。こうした国の取組も連動しながら、本市における普及率の向上に努めていただきたいと思います。また、カードの必要性を感じていない方がいるという指摘もありました。今後はそういった方々に取得したいと思っただけの取組が求められると私も考えます。

次に、マイナンバーカードを活用した市の取組について質問いたします。

現在、玉名市では住民票など証明書類をコンビニで交付できるようになりました。また、税の申告や納付に関しても窓口に行かず行なうことができるようになっております。実際に便利に利用していただく方の声を聞くと、とても便利に感じているとのこと。また自治体によっては、図書館の利用など行政サービスで活用しているところもあります。全体の7割にカード交付されている中で、今後活用方法が広がっていくことも考えられます。

そこで質問いたします。

マイナンバーカードを活用した市の取組についてお尋ねいたします。

○副議長（西川裕文君） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 田浦議員御質問のマイナンバーカードを活用した市の取組についてお答えいたします。

本市では、令和2年4月からマイナンバーカードを活用した全国のコンビニで住民票の写しや印鑑登録証明書等の交付サービスを開始しています。また、スマートフォンなどから児童手当等の現況届や、介護保険負担限度額認定申請の各種手続ができるマイナポータルに加え、本年7月から住民票の写しなどの証明書発行申請が、市公式LINEから可能となるなど、多種多様な申請手続方法が選択できることで、利用者の利便性向

上に努めております。

このほか、庁内7課で構成する窓口業務DX化に向けた庁内プロジェクトチームでは、書かない、待たない、回らない、迷わない、行かない窓口の実現に向け、検討を行なっております。今後本人確認が必要となる際には、本人認証ツールの一つとして、マイナンバーカードを積極的に利活用することで、簡素化を図り、安全安心で利便性の高いデジタル社会の実現に向け、取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○副議長（西川裕文君） 田浦敏晴君。

○5番（田浦敏晴君） 公式LINEによる申請手続などのオンライン化が進んでいることは、大変うれしく思っております。今後も行政サービスの向上に向けて取組を進めていただきたいと思っております。

また、マイナンバーカードを本人認証ツールの一つとして、積極的に利活用するとの答弁がありました。デジタル化が進むに応じてマイナンバーカードの活用場面が増え、結果として利便性も高まってくると思います。また、マイナンバーカードを活用することで各種ポイントを集約し、利用者の利便性も向上し、併せて商店街の活性化にも一役買えるものではないかと考えます。例えば、玉名市の推進する政策に協力してくれた市民の方に対し、行政ポイントを付与し、このポイントを使って乗合タクシーに乗れるといった形ができたらと思います。既に健康診断を受ける費用を市が助成している取組をしていると思いますが、実際に診断を受ける人と受けない人がいると思います。診断を受ければポイントを付与する、健診や受診することで早期発見することができ、早期治療につながります。結果として医療や福祉の財政支出を抑えることにもつながると思います。コロナ禍の中で、タマにゃんPayが開発されました。このタマにゃんPayと行政ポイント、そして、たまなスタンプ会のハローポイントを結び付けることができたなら、商店街の活性化にもつながるのではないかと考えます。

マイナンバー制度は日本で始められてまだ歴史は浅い制度です。そのため担当する各部署におきまして、現場の声にしっかりと向き合いながら、行政側にとっても市民にとってもメリットのあるものに成長させていってほしいと思います。市が本気になって取り組めば、私ももっとマイナンバーカードの利便性が高まることができると信じております。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○副議長（西川裕文君） 以上で、田浦敏晴君の質問が終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日13日は定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時32分 散会

第 4 号

9月13日 (水)

## 令和5年第3回玉名市議会定例会会議録（第4号）

### 議事日程（第4号）

令和5年9月13日（水曜日）午前10時00分開議

#### 開議宣告

#### 日程第1 一般質問

- 1 7番 立川 信之 議員（第二新生クラブ）
- 2 14番 徳村 登志郎 議員（無会派：公明党）
- 3 16番 江田 計司 議員（新生クラブ）

#### 日程第2 議案及び請願の委員会付託

#### 散会宣告

\*\*\*\*\*

### 本日の会議に付した事件

#### 開議宣告

#### 日程第1 一般質問

- 1 7番 立川 信之 議員（第二新生クラブ）
  - 1 天水町本村地区の道路整備について
    - （1）現状と今後
    - （2）県道と接続する市道の道路改良
  - 2 天水地域の特性を生かしたまちづくりについて
    - （1）出生率及び高齢化率の推移
    - （2）過疎地域持続的発展計画
  - 3 災害時の天水市民センターにおける非常用電源の確保について
- 2 14番 徳村 登志郎 議員（無会派：公明党）
  - 1 地方自治体の奨学金返還支援制度の推進について
  - 2 「書かない窓口」設置に向けた取組について
  - 3 野良猫の繁殖を抑えるための支援について
    - （1）本市の野良猫対策について
    - （2）ボランティア活動で実施されている「地域猫活動」について
    - （3）どうぶつ基金への行政連携について
  - 4 視覚障がい者のための「音声コード」の利用促進について
- 3 16番 江田 計司 議員（新生クラブ）
  - 1 学校教育の在り方について

#### 日程第2 議案及び請願の委員会付託

#### 散会宣告

\*\*\*\*\*

出席議員（20名）

1番	大野豊重君	2番	中村慎吾君
3番	浜田繁次郎君	4番	瀬崎剛君
5番	田浦敏晴君	6番	山下桂造君
7番	立川信之君	8番	坂本公司君
9番	吉田真樹子さん	10番	一瀬重隆君
11番	北本将幸君	12番	多田隈啓二君
14番	徳村登志郎君	15番	西川裕文君
16番	江田計司君	17番	近松恵美子さん
18番	前田正治君	19番	作本幸男君
20番	森川和博君	21番	中尾嘉男君

\*\*\*\*\*

欠席議員（1名）

13番 松本憲二君

\*\*\*\*\*

欠員（1名）

\*\*\*\*\*

事務局職員出席者

事務局長	糸永安利君	事務局次長	松野和博君
係長	小嶋栄作君	書記	古閑俊彦君
書記	徳永優貴君		

\*\*\*\*\*

説明のため出席した者

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
総務部長	吉田勇人君	企画経営部長	宮本圭一郎君
市民生活部長	松田智文君	産業経済部長	井上康博君
建設部長	田代史典君	健康福祉部長	瀬崎しのぶさん
企業局長	荒木勇君	教育長	福島和義君
教育部長	藤森竜也君		

午前10時00分 開議

\*\*\*\*\*

○議長（近松恵美子さん） ただいまから、本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 一般質問

○議長（近松恵美子さん） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

7番 立川信之君。

[7番 立川信之君 登壇]

○7番（立川信之君） 皆さん、おはようございます。7番、第二新生クラブの立川信之でございます。

9月に入りまして、朝から少し涼しくなりました。しかしながらまだまだ昼間は暑い日が続いております。皆さん熱中症には気をつけられてください。

中国では、不動産の大手の恒大集団が米連邦破産法第15条の適用を申請したそうです。48兆円の負債ですが、日本の国家予算が114兆円、もうじき40パーセントですね、ものすごく大きいですね、ほかにも大手の不動産会社も同様にマンションの工事がストップして倒産寸前だそうです。中国のバブルがはじけて日本への影響が気になります。その一つが福島原発の処理水放水問題ですね。国内の問題を背けるために海外に向けてこれからもいろいろ言うてくるでしょうね。皆さん、これから日本の魚をいっぱい買って、いっぱい魚を食べていきましょう。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めます。令和3年10月の市議会議員一般選挙から早いもので2年が経過しようとしております。私は、初めての12月の定例会において1回質問をしておりますけれど、今回の一番の天水町本村地区の道路整備についてと題して一般質問をさせていただきます。

県道1号、熊本玉名線と市道の交差点の件でございます。あれから2年ほど経ちますけれど、途中経過といいますか、現状と今後についてまず質問をいたします。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

[建設部長 田代史典君 登壇]

○建設部長（田代史典君） 皆さんおはようございます。立川議員御質問の天水町本村地区の道路整備についての現状と今後についてお答えいたします。

御質問の道路は、県道1号熊本玉名線で、主要地方道路として熊本市外と玉名市外とを結ぶ地域の重要な幹線道路でございます。また、この道路は災害時における緊急輸送道路として位置づけられております。このようなことから、天水地区の交通の円滑化、安全性の向上と地域活性化を図るため、熊本玉名線小天校区として、平成21年度から



27年度にかけ道路改良の整備が行なわれてきました。しかしながら、市道と接する交差点付近において幅員が狭く、離合箇所も困難であり、車両の通行も支障を来している状況となっております。そのため県では、令和2年度より新たに事業着手され、これまで市道との交差点部分について詳細設計や事業説明が行なわれ、本年度は用地買収や建物補償の契約を進められております。また、今後の予定としましては、全ての用地などの御協力をいただいた後、工事に着手されると伺っております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 立川信之君。

○7番（立川信之君） 道路整備は幅員が急に狭くなり、場所によっては離合もできない箇所もございます。子どもたちの通学路でもあります。自動車等の交通量もかなり多い状況にあります。本年度は用地買収も済んでいるようですが、地権者との交渉において我々もできる範囲は限られておりますが、精一杯の協力は惜しまないつもりですので、地元の合意がまとまるよう、執行部においても御尽力お願いいたします。

次に、今、県道と接続する市道の道路改良について、通行に支障を来している部分の答弁をお願いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 立川議員御質問の県道と接続する市道の道路改良についてお答えいたします。

小天小学校付近から、山側へ上る市道の改良区間につきましては、県の改良工事の状況に応じて計画的に進めていくこととしております。具体的には、次年度以降に概略設計や詳細設計、地元への事業説明を行ない、全ての地権者の方々から用地などの御協力をいただいた後、工事に着手いたします。市としましても当該箇所は非常に重要な区間と認識しておりますので、引き続き県と連携を図りながら、積極的に事業を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 立川信之君。

○7番（立川信之君） 一刻も早い整備のほうをお願いしまして、次の質問に移ります。

[7番 立川信之君 登壇]

○7番（立川信之君） 2番です。天水地域の特性を生かしたまちづくりについてでございます。

天水地域では、この3、4年に生まれた子どもの数が、子どもの人数は20人台と聞いております。鯉のぼりの立った家も少ないですし、小学校の生徒数もだんだんと減少していております。代わりと言ったら何ですが、高齢者の数は増えております。

そこで、（1）天水地区における過去5年間の出生率及び高齢化率の推移を伺います。

○議長（近松恵美子さん） 市民生活部長 松田智文君。

[市民生活部長 松田智文君 登壇]

○市民生活部長（松田智文君） 立川議員御質問の天水地域の過去5年間の出生率及び高齢化率の推移についてお答えいたします。

ここで申し上げます出生率とは、人口1,000人に対する1年間の出生数の比率でございますが、議員御質問の天水地区の出生率は、それぞれ年度末時点でございますけれども、平成30年度が34人生まれて5.6%（パーミル）、令和元年度は24人生まれて4.0%、令和2年度は22人生まれて3.8%、令和3年度は26人生まれて4.5%、令和4年度は29人生まれて5.1%でございます。また、参考までに申し上げますと、令和4年度における玉名市全体での出生率は6.2%でございました。

続きまして、天水地区における過去5年間の高齢化率についてでございますが、平成30年度が37.2%、令和元年度は37.7%、令和2年度は39.0%、令和3年度は39.9%、令和4年度は40.2%でございます。また、令和4年度における玉名市の高齢化率は、35.1%でございました。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 立川信之君。

○7番（立川信之君） 拡大投影のほう、お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○7番（立川信之君） 今出ているやつが、天水地区の人口出生数、出生率、高齢者数、高齢化率です。平成30年度から1年ずつ5年間出ております。平成30年、人口が6,068名、出生数34名、出生率5.60%（パーミル）。高齢者数2,254名、高齢化率37.15%、令和元年5,977名、出生数が24名、出生率4.02%。高齢者数は2,256名、高齢化率が37.4%です。令和2年が5,863名、22名、出生率3.75%。高齢者数が2,288名、高齢化率が39.02%、令和3年5,753名、26名、出生率4.52%。高齢者数が2,293名、39.86%です。令和4年度5,717名、29名、出生率5.07%。高齢者数が2,300名、高齢化率40.23%。

グラフのほうをみますと、赤線のほうが高齢化率でございます。やっぱり少しずつ増えております。しかしながら高齢者数をみますと50人ほどしか5年間で増えておりません。下のほうの青線が出生率です。横ばいに、令和2年度22名で、このときはちょっと少なかったんですけど、大体5倍。このときはコロナの影響ですか、こんな具合になっております。

次に、玉名市のほうをお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○7番（立川信之君） 玉名市につきまして、人口のほうは平成30年度が6万6,31

9名です。出生者数は477名、出生率が7.19%。高齢者数は2万1,986名、高齢化率が33.15%です。令和元年6万5,817名、465名、7.07%、2万2,186名、高齢化率33.71%、令和2年6万5,189名、出生数は420名、6.44%、2万2,394名、34.37%、令和3年6万4,303名、出生数が422名、出生率6.56%、高齢者数は2万2,481名、高齢化率が34.9%、令和4年は6万3,749名、出生数398名、出生率が6.24%、高齢者数2万2,399名、高齢化率が35.44%で、グラフのほうを見ますと、高齢者数、やっぱり少しずつ右肩上がりです。しかしながら数を見てもみますと、5年間で400人増えているだけなんです。人口のほうは5年間で3,000人ほど減っております。出生者のほうを見てもみますと、やっぱり右肩下がりです。だんだん下がってきております。ちなみに、出生率でいきますと、熊本県の出生率は7.4%でございます。全国が6.6%、それに比べますとだんだんそれ以下になってきております。

今度は、高齢者の高齢化率です。熊本の平均が31.9%、全国が28.8%です。それから言いましても高齢化のほうは進んでおります。

ちょっと天水のほうに戻ってもらってもよかですか。

[拡大投影にて画像を示す]

○7番(立川信之君) 天水地区のほうを見てもみますと、やっぱり分かるように出生数少なくなっていますし、高齢化率は大きくなっております。やっぱり過疎に認定されるはずです。

ちなみに横島町のほうを聞いてまいりました。平成30年度生まれた赤ちゃんの数は38名でございました。出生率は7.34%。令和元年は24名、4.70%、令和2年35名で6.87%、令和3年が31人で6.24%、令和4年28名で5.65%です。令和元年に24名ですから、このときだけ極端に少ないようでございます。

周囲を見てもみますと、天水地区では若者が少なくなったなど実感しております。逆に高齢者は増えております。

そこで(2)ですけれども、過疎地域の持続的発展計画について伺います。過疎地域持続的発展計画の中に、子育て環境の確保とありますが、具体的な計画はどのようになっているかをお尋ねいたします。

○議長(近松恵美子さん) 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長(宮本圭一郎君) 立川議員御質問の過疎地域持続的発展計画にお答えいたします。

2年前の数値になりますが、令和3年4月から令和4年3月までの1年間で、天水地域から転出された方は115人で、そのうち10代が18人、20代が51人、30代が22人と、10代から30代で約8割を占めています。転出の主な要因としましては、

進学、就職、結婚などが考えられ、人口減少に歯止めをかけるためには、20代、30代の出生に大きく関係している子育て世代の転出を防ぐことは重要だと認識しております。

そこで、若年層の人口減少への対策について検討するために、本年5月に天水町在住の若い世代の方を対象に意見交換会を開催し、10代から40代までの43人に御参加いただきました。意見交換会では、参加された方を世代別に5つのグループに分け、グループワークをとおして、普段の生活で感じていることや今後の天水町に望むことなど、様々な意見をいただきました。

現在、天水町出身職員及び天水町在住職員で構成するプロジェクトチーム会議を中心に、いただいた意見の中から、放課後・休日における学校外での学習環境の整備や学生を対象とした通学支援などの意見を抽出し、プロジェクトチームに担当部局も交え、その実現に向け積極的に検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 立川信之君。

○7番（立川信之君） 解決に向けて取り組まれている段階ではございますが、30歳代までの転出が8割とは大変驚いております。また、若い世代との意見交換会での概要、主な意見等も、後ほど結構ですので、お知らせいただきたいと思っております。

転出する要因といたしまして、就職と結婚がありました。やはり玉名市への企業立地、TSMC関連の企業、そういうのを誘致しないといけないと痛感しております。

次に、やっぱり結婚です。きのう、坂本議員が婚活について熱弁を振るわれておりましたけれど、私もこの件については一生懸命応援していきたいと思っております。そして地元での住環境づくり、福祉と子育ての支援の充実、暮らしやすいまちづくりを着実に進めていかなければならないと考えております。

それでは、次の質問に移ります。

[7番 立川信之君 登壇]

○7番（立川信之君） 3番、災害時の天水市民センターにおける非常用電源の確保について伺います。

さきの6月議会で、徳村議員が一般質問されましたが、私の立場から改めて質問させていただきます。本庁舎は72時間、岱明防災コミュニティーセンターも72時間、横島支所は24時間運転が可能ですが、天水市民センターは2時間程度の非常に短い時間となっております。天水の住民としまして大変遺憾でございます。持ち運び可能な発電機もあるということですが、大規模災害が発生したとき持ち運びできないことも想定されます。ほかの避難所と同様の運転時間にしたいのですが執行部の考えをお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長（吉田勇人君） 立川議員御質問の災害時の天水市民センターにおける非常用電源の確保についてお答えいたします。

さきほど立川議員からもあったように、天水市民センターにつきましては、6月議会一般質問におきまして答弁いたしましたように、軽油35リットルタンク内蔵型の自家発電機を備えておりまして、その35リットルでの運転可能時間が約2時間となっております。本庁舎や横島支所、また、岱明防災コミュニティーセンターと比べまして運転可能時間が短い大きな違いといたしまして、長時間運転を可能にする大容量の燃料貯蔵タンクの有無でございます。そうしたことから、天水市民センターの場合は、万が一に備えまして持ち運び式の発電機を併用して対応することとしております。誤解のないように申しておきますと、現在備付けの自家発電機も運転を一旦停止して、燃料を補給することで引き続き運転を続けることは可能でございます。可能ではございますけれども、この天水市民センターは、災害時におきましては、避難所と行政機能の両面で重要な拠点でございますので、電気でありますとか水道、これらのライフラインの復旧に要する約3日間、72時間分の非常電源の確保は重要な課題であると考えております。

今後、この長時間運転可能な非常用発電機や今では蓄電池、これらの電源確保のための設備整備につきまして、有効な事業の活用も含めまして関係部署で協議を行なってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 立川信之君。

○7番（立川信之君） さきほどの話と重複するかもしれませんが、過疎債等の有効な事業メニューもあるわけですから、ぜひ、この機会を逃すことのないよう、そして72時間対応可能な非常用発電の確保をお願いしたいです。また、先日9月1日は、関東大震災から100年ということで、テレビの特別番組もありました。このとき10万5,000人が亡くなられたそうであります。大災害はいつ起こるか分からないので、早急な対応を一刻も早くお願いしておきます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、立川信之君の質問は終わりました。

次に、14番 徳村登志郎君。

[14番 徳村登志郎君 登壇]

○14番（徳村登志郎君） 皆さん、おはようございます。14番、公明党の徳村登志郎でございます。

それでは、通告に従い一般質問させていただきます。奨学金返還支援制度についてお尋ねいたします。

公明党は、今までも学びたい人が経済的理由等により進学を諦めることのない社会を目指して、奨学金制度の対象者の拡大や返済不要の給付型奨学金の実現に取り組んできました。そういった取組を進める中で、日本学生支援機構によると、現在、大学生の2人に1人、年間128万人の学生が奨学金を利用するまでに制度が充実してきました。しかし、そんな中、卒業後地元に戻ってきた若者の皆さんからよく聞くのが、奨学金の返済が苦しい、負担が重いという声です。実は、2019年度末の返還延滞者数が32万7,000人で、延滞債権は約5,400億円に上ります。延滞の主な理由は、家計の収入減や支出増で、延滞が長引く背景には、本人の低所得や延滞額の増加が指摘されています。こうした利用者の負担軽減に向け、返還を肩代わりする支援制度が2015年から実施されています。一定期間定住し、就職する等の条件を満たせば対象者の奨学金の返済を自治体が支援する制度です。2022年6月現在で、全国116市町村が導入しています。自治体と地元企業などが基金をつくることを条件に、国が自治体の負担額の2分の1を特別交付税で支援する枠組みでスタートしましたが、公明党がこの制度の充実を青年政策2020の一つとして、当時の安倍首相に政策提言いたしまして、2020年6月に制度が拡充されました。それにより市町村については、基金の設置が不要になり、国が支援する範囲も負担額の2分の1から上限はございますが、全額まで拡大されました。

ここで投影のほうをお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○14番（徳村登志郎君） こちらは奨学金返還支援制度を分かりやすく図示したものなんですけれども、令和2年の6月以前の制度では、返還額のそれこそ半分までが対象というふうになっていましたが、100万円だったら50万円。そのうち国が持っていたのが25万円ということになっておりました。これが令和2年6月以降、現在の制度では全額を、全額100万円であれば100万円、それを対象にすると。そのうちの半分、50万円は国のほうで持つ、そして残りの半分以上を自治体でという形で、全額の支援をすでに肩代わりするという制度が確立することができたということです。

ここで、高知県佐川町の実例を紹介させていただきたいと思います。今、NHKの朝ドラらんまんのモデル牧野富太郎博士の故郷でもある高知県佐川町では、公明党の町議が奨学金返還支援で全額肩代わりを推進いたしました。令和4年度から佐川町に10年以上定住する意思のある者を要件として、1年間の支援額、上限の24万円、月2万円の12か月として、8年間で合計192万円の返還支援を実施しております。令和4年度は当初予算で10名分の予算を組みましたが、応募者が多かったため補正で10名分

を追加、結果20人の募集予算に対して23人が申し込みました。このことにより、佐川町出身者を含め23人の若者が佐川町に新たに住むことになりました。ちなみに対象23名の平均月額返金額は1万3,000円から1万5,000円で、まちの想定だった2万円以下になっており、20名の想定で23名の支援を行なっても予算的には十分な状況だったということです。

ここで、奨学金返還に苦しんでいる若者の負担軽減をするとともに、地方創生の観点から、若者の地方定着を促す本制度を本市でも実施することが必要であると考えておりますが、執行部の所見をお願いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 徳村議員御質問の地方自治体の奨学金返還支援制度の推進についてお答えいたします。

自治体における奨学金返還支援制度は、奨学金を返還している者がその自治体の域内に一定の期間居住すること、また、就業することなど、自治体ごとに定められた一定の要件を満たす場合にその奨学金の一部または全額を支援するという取組でございます。本制度については、議員おっしゃるとおり、特別交付税の措置率が引き上げられ、自治体独自の奨学金返還にかかる支援の取組も対象となったことから、取り組む自治体が徐々に増えつつあるところでございます。近年の少子高齢化により、人口減少が急速に進行している中、東京圏、首都圏への一極集中の傾向は継続しており、本市におきましても大学進学や就職等を契機とした若者の市外への転出に歯止めがかかっていない状況でございまして、人口減少対策、特に若者、生産年齢人口の定住対策を進めることが課題となっております。

議員御指摘の奨学金返還支援制度は、優秀な人材の確保と定住促進、この両方ができるものであり、若者が安心して進学し、卒業後は玉名市への定住を考えるきっかけとして有効な取組であると考えられます。本市としましては、玉名市独自の奨学金制度であります玉名市奨学基金の活用も含め、関係各課が連携して公平性のある制度、要件等を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

前向きな答弁をいただいたということで述べさせていただきますと、今後支援制度を導入していく上で重要になってくるのが、答弁の中でもありました支援対象者の要件設定であると思います。現在、すでに奨学金支援制度がある自治体によく見られております奨学金は古く、みんなが支援してもらえるとというよりも、成績優秀者に対して行なわ

れるというイメージが強いというか、各自治体の対象者の設定要件もハードルがものすごく高くなっている。例えば、ある自治体では7つから8つの要件全てクリアしていなければならないということにもなっていて、該当する対象者がほぼ毎年いなくて予算が執行されていないという事案も多々あるようです。

政府の奨学金支援制度の改定の目的は、対象要件を緩和し、対象者を増やし地方創生や若者の負担軽減を行なうことですので、例えば、徳島県では、県内の3年を超えて就業及び居住する見込みといったレベルにして、対象者の門戸を大きく開くことになっております。本制度の目的を達成する上で非常に重要なことになっていると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、今後本市においてこのような制度が利用できるとなった場合、前回は質問させていただきました企業版による支援と併せて、将来こういった形で玉名市が企業から奨学金の返還支援を受けることができる可能性があるということ、本市の高校生や中学生、また、移住政策を考えれば、本市以外の若者にも拡充された本制度について周知してあげること、卒業後の進路選択、さらには大学等卒業した後の居住地の選択にも大きな影響力を持つのではないかと考えております。その点についてもよろしくお願ひしたいと思ひます。

特に、政治アピールとしても玉名市は若者を全面的に応援する、玉名市に住んでくれる若者には、奨学金の全額肩代わりを行なうというのは、大変インパクトある政策だと思ひます。奨学金の返還額は、年平均20万円程度ですので、自治体で1人当たり半分の10万円を負担するだけで、将来若者が玉名市に居住してくれる制度であると考えれば、予算効果としても高い施策だと考えております。

さきほど紹介した佐川町は人口が1万2,000人です。そしてこの制度で定住促進できた若者は23人ということで、単純にこの割合を玉名市に置き換えれば120人ほどの若者の定住促進が年間1,200万円程度でできるということになります。ぜひ、この点も御考慮いただきよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に移りたいと思ひます。

[14番 徳村登志郎君 登壇]

○14番（徳村登志郎君） 書かない窓口設置に向けた取組についてお尋ねいたします。

北海道北見市が住民サービスの向上を目指して2016年に全国に先駆けて導入した書かない窓口があります。来庁者が住民票や印鑑登録証明などの交付を受ける際、申請書を手書きで記入することなく受付を済ませることができることが特徴になっております。同時に複数の手続きを1か所で済ませるワンストップサービスも実現されており、市民から好評を得るとともに行政の効率化にも役立っており、今、全国へと広がりを見せているところであります。

ここで北見市が作成した書かない窓口のPR動画がありますので、御覧いただきたい



と思います。

[拡大投影にて動画を示す]

○14番（徳村登志郎君） ありがとうございます。

総務委員会において行政視察で那須塩原市のほうを尋ねましたけれども、そちらもデジタルDXの推進の中で書かない窓口のほうをすでに実施されております。本当、各自治体の役所のロビーでよく目にする光景といえば、ずらりと並んだ記載台に何種類もの申請書、その中から必要な書類を選び、場合によっては住所や氏名など、同じ内容を何枚も記入することがあります。それに対し、北見市役所内には、記載台がありません。来庁者は総合案内で番号札を受け取ると、まずは案内された担当課の窓口へ向かいます。住民票などの各種証明書の交付を受ける際、本人確認として身分証明書を提出して、その後職員が必要な書類について聞き取りを行ない、必要事項を確認しながらパソコンに入力するという手順です。申請者は内容に誤りがないことを確認して署名するだけで手続きは完了します。必要があればほかの課の手続きもその場で申請することができることから、市民からは申請書を書く手間が省け、待ち時間も短縮されてありがたいとの声が寄せられているそうです。北見市が書かない窓口の導入に着手したのは2011年になります。業務効率化に向け、窓口支援システムを市内のIT企業と共同で開発し、2016年には定型業務を自動化するRPA(Robotic Process Automation)ロボティック・プロセス・オートメーションの運用をはじめ、証明書など自動的に作成するシステムを構築したそうです。さらにワンストップで対応できる手続きも順次拡充されています。例えば、引っ越しの際には、転校の手続きなど必要な申請一覧をシステムが自動で判定しリストアップします。職員は手続きが必要かどうかを案内するようになっています。現在は一般的に必要な約200の手続きを自動化しています。

そこでお尋ねいたします。この市民サービス向上につながる書かない窓口の設置についての見解をお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

[企画経営部長 宮本圭一郎君 登壇]

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 徳村議員の書かない窓口設置に向けた取組についてお答えいたします。

新型コロナウイルスの影響により、急速にデジタル化、オンライン化が進み、各地でDX化の取組が進められ、その一つが書かない窓口の設置でございます。本市におきましても、本年6月に庁内7課で構成します窓口業務のDXプロジェクトチームを設置し、書かない窓口に関することや窓口ワンストップサービスに関すること、デジタル技術を活用した窓口業務改革全般に関することを検討しています。このプロジェクトチームで

は、市民の方の負担を減らす、職員の業務負荷を減らすといった両面から、市民の方にも職員にも優しい窓口を基本として検討しているところです。本市で定義しています書かない窓口とは、書かない、待たない、回らない、迷わない、行かない窓口としているため、デジタル技術の導入と併せ、既存の業務フローや窓口レイアウト、各種案内表示の見直しも予定しており、今後、書かない窓口の先行導入自治体を視察し、本市の実情にあった最適な窓口を模索することとしています。

このようなデジタル技術を活用した事業には、国の交付金を活用できることから、令和6年度の国の交付金事業に申請を上げ、令和7年度中の書かない窓口の導入を目指すこととしています。ただ、一部の業務、例えば、重度医療、子ども医療の県外入院分につきましては、窓口で医療費助成の申請書を書いていただいていたけども、市のほうで氏名などの必要な情報を印字したものを用意するなど、できるものから導入しているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきありがとうございます。

先ほどの答弁で令和7年に導入を目指すという形で、プロジェクトチームも組んであるということで、素晴らしい取組をされているんだなと感じさせていただきました。このように窓口業務の効率化というのは、来庁者だけではなく、市のほうにも大きなメリットがあると考えております。申請1件当たりの手続き時間が約2、3分短縮され、申請書に記入ミスがないか確認する時間も削減できます。また、経験の浅い職員でも安心して窓口対応が可能となったり、北見市では、窓口業務の多くを会計年度任用職員、非正規職員が担っているそうです。北見市長は、職員が窓口業務に忙殺されることなく、優先すべき仕事に注力できるようになり、負担軽減につながっていると説明されています。こうした取組が全国の自治体関係者から注目を集め、昨年度には約70の自治体が行政視察に訪れたと言われています。道内の岩見沢市や富良野市をはじめ、全国的な広がりを見せている書かない窓口ですが、市は今後証明書のオンライン申請など行かない窓口等も目指し、さらなるサービス向上に意欲を見せているそうです。本市では、LINEを使った、行かない窓口がすでにスタートしておりますが、この点は一步先を行っているなという感があります。しかし、全ての世代がデジタル技術に慣れているわけではございません。行かない窓口は、それまでの行かない窓口が当たり前になるまでのそのステップとしても、書かない窓口が重要になるかと思えます。利用者と職員双方にとって手続きの時間の短縮や業務改善といった大きなメリットもありますので、この書かない窓口の導入、力強く要望していきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思えます。

[14番 徳村登志郎君 登壇]

○14番(徳村登志郎君) 野良猫の繁殖を抑えるための支援についてお尋ねいたします。

この野良猫の問題は、吉田真樹子議員が一般質問された経緯がございます。動物愛護の観点からも、また、環境問題の観点からも今一度お聞きしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

まずは、1、本市の野良猫対策について。2、最近の本市で活発にボランティア活動をされている方々がおられるんですが、その取り組まれている地域猫活動、それについての認識をお答えください。

○議長(近松恵美子さん) 市民生活部長 松田智文君。

[市民生活部長 松田智文君 登壇]

○市民生活部長(松田智文君) 徳村議員御質問の本市の野良猫対策についてお答えします。

本市における野良猫対策といたしましては、基本的に動物の愛護及び管理に関する法律、いわゆる動物愛護管理法に基づく指導権限を有する有明保健所と連携した取組を行なっています。取組の主なものとしては、野良猫と起因して生活環境が損なわれている相談事への対応があり、例えば、野良猫への不適切な餌やりにより他者の生活環境が悪化しているなどの影響を及ぼしている場合には、餌やりを行なっている者に対し、餌やりを中止するよう指導しています。また、野良猫により自宅敷地内に糞尿等の被害を受けておられる方に対しましては、助言や猫が嫌がる超音波発生装置の貸出しを行なっております。

次に、本市の中でボランティア活動を実施されている地域猫活動についての認識についてお答えいたします。

本市におきまして、個人でのボランティアによる野良猫の保護活動を実施されている方については、一部を把握しております。しかしながら、飼い主のいない猫を地域猫として不妊去勢手術などを行なうなどして、将来的に飼い主のいない猫を地域から減らしていこうという、地域との共生を目指したいいわゆる地域猫活動を実施している団体については把握しておりません。

以上でございます。

○議長(近松恵美子さん) 徳村登志郎君。

○14番(徳村登志郎君) 答弁いただきました。

いろいろ野良猫対策なさっているというのは確認できました。それと地域猫活動、こちらについては個人的な活動をされている一部だけしかまだ認識されていない、把握されていないという答弁でした。そういう中で、今、この地域猫活動をしっかり団体としてやっていこうという活動も今あるとお聞きしております。

ちょっと拡大投影を御覧いただきたいと思うんですけれども。

[拡大投影にて画像を示す]

- 14番(徳村登志郎君) これは猫の繁殖力を説明した簡単な図になるんですけれども、1匹の猫、オス猫と一緒に、何と生まれてから大体半年すると子猫を産めるような猫になるそうなんですけれども、そうすると大体1回に4匹から8匹、大体6匹平均ぐらい出産すると。それが年間に2回から4回、3回するとしても、1年間で1匹が18匹子猫を産む。またその子猫たちも半年を過ぎてそういう猫になっていくという、本当にネズミ算じゃないですけど、猫算みたいにどんどん増えていくと。やっぱりこれが猫の繁殖力で、一つ大きな問題の起因の一つになっているのかなと思います。

それでは、次の投影をお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

- 14番(徳村登志郎君) これは地域猫活動、これ熊本県で推奨している地域猫活動を始めてみませんかというチラシになるんですけれども、地域猫活動というのは、先ほどの答弁でありましたとおり、特定の飼い主がない、野良猫ですね、その野良猫を地域の住民がルールを作って、共同で飼育管理する猫ということになります。地域猫に関しては、しっかり不妊手術をして、やがてその猫が子どもを産めない、産まなくなっていくということで、自然的になくなっていく、一代限りの猫ちゃんが終わると。そしてやがて地域猫という猫の枠組みさえなくなって、飼い猫だけにしていこうという、そのプロセスの中の地域猫活動と御理解していただけたらいいかなと思います。この地域猫活動するという団体とかにも、県のほうもいろいろ町内会や自治会等にも補助をしているんですけれども、なかなか要件もいろいろ厳しくて利用できづらいという面もあるのかなと感じております。皆さんもこの地域猫という言葉は初めて聞かれたかもしれないんですけれども、地域猫というのはさきほど言ったとおり、決められた地域の人々にお世話をしてもらっている野良猫のことです。昔は野良猫がいて当たり前環境でしたが、今では猫の鳴き声がうるさい、猫の糞尿の始末に困るなどといった声が多く、こうした環境では猫も人も快適に過ごせないとなっております。

そこで野良猫の保護などをする地域猫活動の取組が始まりました。猫の御飯やトイレ掃除、不妊去勢手術をすることによって猫の繁殖を抑えることや、これ以上不幸な猫を増やさないという目的のために始められた活動を言います。こちら、この活動を、頭文字をとってTNRと呼ばれています。Tはトラップ(TRAP)で捕獲すること、Nはニューター(NEUTER)不妊手術、Rはリターン(RETURN)元の場所に戻す、これが地域猫活動とも言われております。

日本では殺処分されている猫は約4割と言われているそうです。地域猫の数を減らさなければ、殺処分がなくなることはないということになります。地域猫活動は、殺処分

の数を減らすのに最も有効な手段と考えられております。さらに不妊去勢手術をすることで、猫の性格がおとなしくなるとも言われておまして、発情期の鳴き声や闘争心が抑えられることにより、オス猫同士のケンカも少なくなるということです。

ここで地域猫活動が分かっていたところ、3番になりますけれども、どうぶつ基金への行政連携についてお尋ねいたします。それでは、投影をお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○14番(徳村登志郎君) こちらはさくらねこ無料不妊手術の概要になりますけれども、さくらねこというのは、どうぶつ基金というところがやっているものでして、個人に対してももちろん、補助事業、支援をしているんですけれども、行政枠というのがあります。行政枠から登録をしていただくと行政が橋渡しになって、そういうボランティアを行なっている方々にチケットを配ってくれたりとかそういうことができる。そしてまた行政枠になると、無料のワクチンとかそういう接種までできるということになっているそうです。そういうふうなさくらねこの無料不妊手術事業というものを、ぜひとも取り入れてもらいたいという声も上がっております。行政側として、こちらのほうの無料不妊手術事業に新規登録するというような流れにもなっております。

それでは、そこでお尋ねしたいと思います。このどうぶつ基金と連携して、行政としてもボランティア活動を後押しすることについての見解をお聞かせください。

○議長(近松恵美子さん) 市民生活部長 松田智文君。

○市民生活部長(松田智文君) 徳村議員のどうぶつ基金への行政連携についての御質問にお答えいたします。

公益財団法人どうぶつ基金におかれましては、さきほど御説明があったように、動物の適正な飼育方法の指導、動物の愛護思想の普及などを行ない、環境衛生の向上と思いやりのある地域社会の建設に寄与することを目的とされ、飼い主のいない猫に対して、不妊及び去勢手術を行なう無料不妊手術事業を実施されています。本事業は、行政や団体だけでなく、個人でも利用可能でございまして、多くの方に利用していただくことで、飼い主がいない猫に不妊去勢手術を行ない、飼い主がいない猫に関する問題の解決を目指されています。

現在のところ本市では、無料の不妊手術事業の活用は見送っております。その理由といたしましては、本事業への登録を行ない、単に不妊去勢手術を推奨するだけでは、野良猫に関する苦情の実情を鑑みると、住民の生活環境が損なわれる問題の解決にはならないと判断し、登録を見合わせているところでございます。

今後、地域住民による合意の下、地域猫活動が行なわれている県下の自治体と同様に、地域猫活動を行なわれている団体が本市内でも確認できれば、動物愛護管理法の目的である、人と動物の共生する社会の実現を図ることを目指して、どうぶつ基金との連携を

積極的に検討し、地域猫活動を後押ししてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

さきほどさくらねこと言われています、この避妊手術を受けた猫ちゃんには、V字の耳にカットを入れるんです。そうするとこの猫は野良猫だけど避妊手術を受けているんだというのが分かる。そのカットを入れた耳がさくらの花びらみたいなのでさくらねこと呼ばれているみたいです。

答弁いただいた中で、現在このさくらねこ無料不妊手術事業に登録されていない理由とかというのによく分かりました。また、地域住民による合意があり、地域猫活動が行なわれている自治体のように、地域猫活動が行なわれている団体が確認できれば、どうぶつ基金との連携を積極的に検討し、地域猫活動を後押ししたいとの意向も確認できました。どうぶつ基金と連携して、地域猫活動を後押ししている自治体としては、近隣では荒尾市と玉名市が挙げられます。いずれも地域猫活動を実施されている団体がありまして、ボランティア活動も広がりを見せているようです。

ここで次の投影をお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○14番（徳村登志郎君） これは玉名市で地域猫活動をされている方が、自費でつくられたチラシになります。こういう形でぜひとも地域猫活動の協力員になりませんかというので訴えられておりました、この広がりも14、5名ぐらいになってらっしゃると報告も受けております。猫のトラブルを聞いて、また、さくらねこを増やして、猫の命を守っていこうという活動だと認識しております。こういう活動が玉名市でも起こっているところを皆さんに御承知していただければなと思います。

このように、現在、本市においても地域猫活動を積極的なボランティア活動として立ち上げられているようです。持続可能なボランティア活動として確認ができましたら、ぜひともどうぶつ基金との連携もしていただいて、支援をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君の一般質問の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。  
徳村登志郎君。

[14番 徳村登志郎君 登壇]

○14番(徳村登志郎君) 視覚障がい者のための音声コードの利用促進についてお尋ねいたします。

視覚障がい者の情報取得についての質問です。全ての障がい者が障がいの有無によって分け隔てられることのない社会を目指す、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が2022年5月に施行されました。ところが今でも、視覚障がい者にとっては情報の取得や利用に多くの苦勞があります。内閣府のホームページにも以下のように記載されています。視覚障がいのある方は、必ずしも点字を読めるわけではなく、多くの方は主に音声や拡大文字によって情報を得ています。文字情報を音声にする方法は、補助者による代読やパソコンの音声読み上げソフトを用いるほか、文字内容をコード情報(音声コード)に変換して活字文字読上装置を使って音声化する方法がありますということです。事実、視覚障がい者は自宅に届く郵便物などは補助ボランティアに代読してもらるか、文字をコード情報に変換して読上装置やアプリで聞いております。視覚障がい者の手帳を持っている人のうち、点字が読める人の割合はわずか1割、ほかの疾病や高齢化などで文字を読みづらい方は160万人という報告もあります。ここで投影をお願いいたします。

[拡大投影にて画像を示す]

○14番(徳村登志郎君) これは音声コード付封筒を示したものです。音声コードというのは、紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変える二次元のバーコードのことで、この中に文字情報を記録できます。これはちょうど封筒の裏面で、音声コードがありますけれども、ちょうどQRコードみたいな感じです。それが音声コードです。

この音声コードが付いている場合、この封筒、紙媒体の端には切り欠きと呼ばれる半円形の穴がついております。それを手探りで探って、視覚障がい者の方は「ああ、これは音声コードが付いている封筒だな」切り欠けのところに先に音声コードがあるようになってますので、どの部分に音声コードがあるというのもこれで認識できるそうです。これが音声コード付の封筒というものです。

[拡大投影にて画像を示す]

○14番(徳村登志郎君) 続いて、このような音声コード付の書類なんですけれども、代表的な一例としては、選挙の投票所の入場券、自治体から封筒で届きますが、ほとんどの自治体が発送するこの封筒には音声コードが付いておりません。このため何の封筒か分からないために、誤って捨ててしまうようなこともあるというわけです。また、もう一つ例を挙げれば、最近重要な例では、ワクチン接種券も同様なものだと思います。

そこで、このように音声コードの付いた切り欠けのある封筒で、せめて国や地方自治体から送られる公的な通知文書を送付するというのを考えておりますが、これについ

ての見解をお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 瀬崎しのぶさん。

[健康福祉部長 瀬崎しのぶさん 登壇]

○健康福祉部長（瀬崎しのぶさん） 徳村議員御質問の視覚障がい者のための音声コードの利用促進についてお答えいたします。

この音声コードの活用につきましては、障害者総合支援法の基本理念の一つである、障がいの有無に関わらず住み慣れた場所で共に生活できる、共生社会の実現に向けた取組であるとともに、玉名市障がい者計画に掲げる施策の一つである情報バリアフリーを推進する上でも有効な取組になっていると考えます。市から発送する郵便物には、市の封筒に封かんした通知以外にも、投票場の入場券や納税通知書など様々なものがあり、音声コード採用に向け関係部署と検討を行ない、実現可能な郵便物から段階的に移行できるように促進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。前向きな答弁で大変ありがたいと思いました。

こういう封筒の場合、音声コードを付けて、封書の表書きに音声コードが付いていても、肝心の封筒の中の紙媒体に音声コードが付いていない場合は内容が理解できないと思います。

ここで一つの事例を紹介しますと、東京都調布市で現在、納税通知書の封筒への音声コードを添付して市民へ発送しているそうです。それで、通知の届いた視覚障がい者の方などは、この音声コード化したその封筒を確認されて、音声コード化した文書の送付を希望される方は、市民税課へ連絡されて、そして納税通知書に記載されている納税額や納期、納付方法などの情報を、音声コード化した文書を個別に送付してもらっているというふうにしているそうです。一旦は、全員にこの切り欠けのついた音声コードのある封筒が届くんですけど、視覚障がい者の方は、内容を知るために市の税務課のほうに連絡をして、そこから全部音声コード化された書類をもう一度送ってもらうということになっているそうです。

このような工夫を凝らせば、これから広報紙などの印刷物や、また、年金、医療、そして各種保険などのお知らせ、公共料金の通知書類などに、音声コードを記載して発送することが可能になってくるのではないかなと思います。全ての障がい者の方が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、情報の取得やその利用、意思疎通ができる社会の実現を目指した法整備も整ってきているわけですので、本市から市民に送付される公的な通知についても、この音声コードの普及を早急に進めていただくよう、



また、それを関係部署に指示していただきたいと思っております。

この点を要望いたしまして、今回の私の一般質問を終わりたいと思います。御静聴ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、徳村登志郎君の質問は終わりました。

次に、16番 江田計司君。

[16番 江田計司君 登壇]

○16番（江田計司君） 皆さん、こんにちは。16番、新生クラブの江田です。

最終日の最後でございます。もう少し御辛抱ください。そしていつもながら、最後まで傍聴いただきましてありがとうございます。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。学校教育の在り方について質問いたします。

本年12月で3年の任期を迎えられます、頑張っておられます福島教育長に、3年間を振り返って、現在までのお気持ちをお伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育長 福島和義君。

[教育長 福島和義君 登壇]

○教育長（福島和義君） 江田議員の御質問にお答えいたします。

教育長就任3年間を振り返ってということでもありますけども、教育長を仰せつかりまして、本年12月で3年の任期を迎えようとしております。就任以来、私は、教育長という職の重さと、責任の重さを日々感じながら、微力ながら教育委員会事務局職員の方々とともに、教育行政を一步でも前進させるために職務遂行に努めてまいりました。その間、市議会の皆様方を始め、学校関係者、市民の皆様、そして藏原市長を先頭に市役所各課職員の皆様など、多くの皆様方の御支援、御協力いただきますとともに、あらゆる面で支えていただきながら、3年間精いっぱい努めさせていただきました。皆様方のおかげで、やがて任期の3年を終えようとしており、お世話になった皆様方に改めて感謝を申し上げます。ありがとうございます。

御承知のように、玉名市も国と同様に、少子高齢化、高度情報化とグローバル化の進展、経済、雇用状況の変化などにより、社会の変化を正確に予想することが極めて困難になってきております。また、教育におきましては、教育上の課題の多様化、複雑化、あるいは地域や家庭の教育力の低下など、課題も多くなっております。そのような中、現在、学習指導要領の改定を始め、1人1台のタブレットの配置によるICT教育及び国際化の急速な進展、いじめや不登校の問題に加え、SNSによる人権問題など、あるいは休日の中学校部活動の地域移行や学校再編の問題、さらには教職員における働き方改革など様々で、しかも新たな課題への対応も求められております。このような中、本市におきましては、現在、第3期玉名市教育基本計画に基づきまして、玉名市の教育行

政の活性化と充実に努めております。特に、将来を担う子どもたちに生きる力を育むよりよい教育環境の整備を進めてまいりたいと考えております。玉名市において質の高い教育を推進し、社会の変化に対応した教育を行ない、児童生徒を始め、市民一人一人の良さが輝く教育行政の舵取り役として取り組んでいく覚悟でございます。

大きな方向としては、「生涯を通じて未来を拓く 地域と国際社会に貢献する 『かがやく』人づくり」を基本理念といたしまして、地域、家庭、学校等と連携しながら、笑顔を育む玉名の教育プランの着実な推進に努めてまいりたいと存じます。

○議長（近松恵美子さん） 江田計司君。

○16番（江田計司君） ありがとうございます。

福島教育長の心のこもった思いを熱く語っていただきました。福島教育長におかれましては、教育畑一筋に熊本県教育事務所、学校長などを歴任された大ベテランであります。玉名市の教育長になられましては、コロナ禍の中で大変御苦労されたのではないのでしょうか。お話しの中で、大きな方向として、「生涯を通じて未来を拓く 地域と国際社会に貢献する 『かがやく』人づくり」を基本理念とし、地域、家庭、学校など連携しながら、笑顔を育む玉名の教育プランの着実な推進に努められると語っておられます。まさに教育長として、大変すばらしいんじゃないかと思います。以前の森教育長は6年、この前の池田教育長は7年間務められました。福島教育長はまだ3年であります。玉名の学校教育については、まだまだ続けていただきたいと思います。

この前終わりました全国高校野球選手権大会で、107年ぶりに優勝した慶應義塾高等学校、森林監督、野球界の常識にとられないと言われております。福島教育長におかれましては、教育界の常識にこだわらずに、玉名の教育界発展のために頑張ってくださいことをお願いいたしまして、次の質問をいたします。

次に、高道小学校の通学路のその後についてお伺いします。昨年9月議会、今年の6月議会に質問をいたしましたが、その後どうなっているのかお伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 江田議員御質問の高道小学校通学路のその後についてお答えいたします。

まず、高道小学校南側のJA岱明総合支所交差点周りの課題につきましては、高道小学校の運動場南西側に学校への進入口と既存の横断歩道がございますので、これを活用することで課題解消につなげたいと考えております。

具体的には、現在利用していない運動場南西側の進入口を改良しまして、JA岱明総合支所の交差点を經由せずに登校できるよう、学校とも協議済みでございます。そのほか、議員が御指摘された通学路の歩道や横断歩道、信号機などの設置につきましては、本年度の玉名市通学路交通安全プログラムにて、関係機関と相談・協議しながら再度要

望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 江田計司君。

○16番（江田計司君） 早速対応していただきまして、ありがとうございました。

J Aたまな総合支所交差点については、J Aたまな支所と協議、または崖の工事、横断歩道新設など、土木課といろいろ協議をされました。大変だったと思いますが、いろいろ検討された結果、一番いい結果が出たのではないかと思います。御努力に感謝を申し上げます。そのほかの件については、相当まだ時間がかかっているようでありますけれども、特に小学校から南に501号線を横断する通学路がありますね。あの件については、もう20年以上、ずっと何回も何回も言ってきておりますけど、全然進展がないような気がします。確かに、国土交通省とかいろいろ大変だと思いますけど、とにかく通学路の安全、安心のためには、今後ともよろしく御検討お願いいたします。

それでは、次に、不登校についてお伺いいたします。不登校については、昨日瀬崎議員からも詳しく説明がっておりますので、私からは簡単に質問したいと思います。少子化のため、学校再編など、いろいろ検討されている中で、現時点での現状についてお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 江田議員の御質問にお答えいたします。

昨日の瀬崎議員の一般質問への答弁と重複いたしますけれども、本市における本年度8月末現在の不登校の児童生徒数は、小学生15名、中学生32名の併せて47名でございます。昨年度の同時期と比較しますと、本年度は中学生が減少傾向にありますが、例年、年度末に向けて増加していくため、今後も注視していきたいと考えております。

各学校では、不登校児童生徒の未然防止と解消に向けて懸命に取り組んでおりますが、学校と連携協力し支援する役割を担っているのが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーでございます。スクールカウンセラーは、学校の教育相談体制の中で、心理の専門家として、心理に関する専門的見地からカウンセリングやアセスメント、見立てでございますが、また、コンサルテーション、助言、援助を含めた検討などを行っております。また、学校全体を支援する視点で、児童生徒や保護者のカウンセリングなど、個別の対応だけでなく、コミュニケーションの取り方やストレスマネジメントなど、児童生徒に対してカウンセリングマインドに関する授業や教職員に対する研修を行なうこともございます。スクールソーシャルワーカーは、法律や制度を活用して、児童生徒を取り巻く環境に働きかけて、家庭、学校、地域の橋渡しなどにより、児童生徒の悩みや、抱えている課題の解決に向けて支援する福祉の専門家でございます。本市では、熊本県スクールカウンセラー活動事業により、4人のスクールカウンセラーの派遣を受

けております。この4名のスクールカウンセラーが分担して、昨日も申しましたが、対象校9校に出向いてカウンセリング等を行なっております。また、その対象校以外の学校については、玉名教育事務所にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがおられますので、支援の申請を行なった対象の児童生徒、また、保護者の対応をしていただいております。学校とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携することで、不登校対応においては効果を発揮しているものと捉えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 江田計司君。

○16番（江田計司君） 答弁をいただきました。

何か横文字ばかりで、スクールカウンセラーの役割は、児童生徒、保護者に対して相談、助言などを行なう心理の専門家だそうです。また、スクールソーシャルワーカー、法律や制度を活用し、福祉の専門家だそうです。なかなか私たちには分かりません。私もなかなか勉強不足で分からないことが多いんですけども、学校の先生に聞けばなかなか大変なようです。先生たちも今、子どものために、保護者と子ども、先生との板挟みになっておられるのではないのでしょうか。私が思うのは、今の子どもさんは、YouTube、これがうまいこと使われるんです。だからひよっとすると時間もありますし、大人よりも頭の方がよかつじななろうかと思うときがあります。このYouTubeの使い方がものすごく上手なんです。不登校もただいろんな問題だけじゃなくて、そっちのほうも逆におもしろいから、学校にも行かなくてもいいというようなこともないとも限らないんです。だから不登校についても、相当行政としても努力はされております。しかし、先生方も大変努力はされておりますけども、なかなか少なくならない。どうか行政もしっかりと手伝いをしていただくことをお願いいたしまして、次の質問に入りたいと思います。

次は、教員の負担軽減についてお伺いしたいと思います。私は、時間があるときは、孫を学童保育に迎えに行くわけです。よく学校の先生たちといろいろ話しますが、この高道小学校で感心するのは、その先生方が相当丁寧。例えば、四季に応じて花を植えたりいろんなことをされているわけです。野菜をつくったり、耕したり、水をかけたり、また、草を切ったりして大変作業されています。この前、校長先生と教頭先生とも話をする機会がありましたけど、いろいろ御苦勞をされております。何かそのような対策はございませんかお伺いします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 江田議員御質問の教職員の負担軽減についてお答えいたします。

校庭の草刈りや花の世話などの環境整備につきましては、学校の管理職をはじめ、教

職員で対応いただいたり、教育の一環として子どもたちが作業したりもしております。学校によりましては、保護者や地域の方々、また、地域学校協働活動推進員や学校運営協議会の委員の方々に協力いただきながら環境整備を行なっている学校もございます。また、新型コロナウイルス感染の拡大を景気に、国の方針により教員業務支援員の配置が進みまして、現在、玉名市では10校に教員業務支援員を配置し、環境整備をはじめ、配布物の印刷など、教職員の支援を目的とした業務に従事していただいております。また、学校敷地内の草刈りにつきましては、令和4年度からシルバー人材センターへの委託料を予算化いたしまして、各学校、年1回ずつではございますが、年度当初にそれぞれ希望される時期、場所を聞き取りまして、可能な限り調整して実施しております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 江田計司君。

○16番（江田計司君） 答弁をいただきました。

確かに、年に1回シルバーさんが来られるのは聞きました。しかし、草が大変なんです。国道501号線に行くと、この前草を切られたけどもう。それだけ大変なんです。保護者の方も確かに年に何回かは来られています。しかし、それでも大変です。

それで、中央教育審議会が教員働き方改革として、長時間労働是正緊急提言をされました。その中で、運動会の簡素化や入学・卒業式の時間短縮、教員が就業から次の就業まで一定時間の休息を確保する。勤務時間インターバルの必要性にも言及をされております。保護者からの過剰な要求に関し、学校が組織的に対応するのが重要だとして、教育委員会に支援体制の構築を要請されております。

国の政策では、教員が授業に集中できるよう、プリント準備や電話対応するスクールサポータースタッフ、これら教員業務支援員の拡充を求め、全小中学校への配置を目指すべきだとして文部科学省は、教育業務支援員を倍増させ、児童生徒の教育活動をサポートする学習支援員を増やすために計170億円を計上されております。保護者の不当要求対応では、市町村委員会が、教育委員会が校長OBらを学校問題解決支援コーディネーターとして構築する事業も始めているそうです。この中央教育審議会の提言についてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 教育長 福島和義君。

○教育長（福島和義君） 江田議員の御質問の中央教育審議会の提言を受けての教育委員会としての考えについてお答えいたします。

教職員の長時間労働の是正をはじめとした働き方改革は、喫緊の課題であると認識をいたしております。これまで玉名市教育委員会としましては、校務支援ソフトの導入による学校・学級事務の省力化や、出退勤時刻の把握、給食費の公会計化、あるいは留守番電話の設置、夏季休業期間中における閉庁日の設定など行なってきました。各学

校におきましては、様々な形で衛生委員会を開き、日課や行事の見直し、会議の削減などに取り組んでいただいております。働き方改革は、教職員が心身ともに健康でワークライフバランスを実現しながら、子どもたちと向き合う時間を確保するなど、より質の高い教育が展開できるような環境を目指すものです。

まずはできるところから実行に移して、そして他の自治体の好事例などを参考にしながら、引き続き議員のお話にあったような学校行事の簡素化、あるいは職務の精選など諮りながら、働き方改革の取組を進め、教職員の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 江田計司君。

○16番（江田計司君） 答弁をいただきました。

なかなか国といろいろ大変だろうと思います。以前、私たちの頃は学校に用務員さんがおられました。いろいろ雑用とか何とかは用務員さんがされて、子どものこともよく御存じだったんです。しかし、今はそれがおられないようであります。教育長も、校長先生をされていろいろ経験をされておられますので、御苦勞は十分分かっておられると思います。どうかその点をよろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと違う話をしますけど、私の知った方がちょっとお話をされておられました。その方の友人が校長先生をされており、その定年をされてそしていろいろ話をされて、その方が子どもには絶対学校の先生にはさせたくないと言われたそうです。私もその話を聞いて大変ショックを受けました。それだけ先生とは大変なんです。どうか皆さんでもって、やっぱり学校の先生方には御理解と御協力をお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問になりますけども、最近耳にすることが、ラーケーション。それについてお伺ひしたいと思います。

大分県別府市は、今月から市内の小中学校が平日に家族旅行する際に、年に3日間に限って欠席扱いをしない取組を始められたそうです。全国的にユニークな取組。愛知県でも9月頃からこの制度を公立小中学校、高校、特別支援学校、順次始めることのようにあります。玉名市ではどのようなお考えがあるかお伺ひしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 江田議員御質問のラーケーションについてお答えいたします。

ラーケーションとは、学習を意味するラーニングと休暇のバケーションを組み合わせた造語でございます。土日祝日に働いている保護者の平日の休みに合わせて、子どもが平日に学校を休んで校外学習等をするために設けられた欠席扱いにならない制度でございます。さきほど議員からもお話しありましたが、今年度初めて愛知県で導入し、大分県別府市でも今月から取組を始められたことは承知しております。

玉名市としましては、この制度を導入し平日に学校を休んだ場合、休んだ日の授業の補習の問題だけでなく、家庭によってはこのラーケーションを活用できる子どもと活用できない子どもが生じるなどの問題の発生や、学習の遅れを取り返すための手立て、また、家庭の責任が伴うなど、新たな課題も予想され、この課題の整理がまずは必要かと考えております。また、すでに導入している愛知県や別府市は、飲食店や宿泊施設等サービス業の保護者が多いため、この子どもとの休みが合わないなどの理由からこの導入に至った経緯があると予測されますが、玉名市としてはそのような問題点や必要性を総合的に鑑みますと、現時点での導入はまだ厳しいと考えております。

ただし、保護者の休みに合わせてラーケーションをしてほしい、一緒に校外学習等を楽しむことで保護者の休み方改革につなげることができるかどうか、さらにすでに導入に踏み切った他の自治体の状況を確認した上で、今後、国や社会の動向等を見据えながら検討すべきかどうか判断してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 江田計司君。

○16番（江田計司君） 答弁いただきました。

総務省の社会生活基本調査によると、愛知県では仕事を持つべき人の半数近くが土曜日、3割が日曜に働いている。こういう調査結果が出ておるんです。その事情を県内の各教育委員会で理解して、市町村でラーケーションを導入する予定とのことですが、ただし、名古屋市は実施する予定は見送るそうです。

玉名市においても、国や社会の動向において見ながらということのようですが、なかなか大変な時代になってきたようであります。私たちの頃とは大変違うような気がします。これも一つは少子化の影響ではないかと思えます。教育については、将来を見据え百年の計ではないでしょうか。

この前行なわれましたG7の広島サミット、ウクライナのゼレンスキー大統領も来られました。いろいろなことを訴えるためにわざわざ来られたんだと思えますけれども、一つの目的は、日本の戦後復興、やっぱりウクライナは今ああいう状況なので、そういうことも見に来られたんではないかと言われております。

今回は、教育の在り方について質問いたしました。教育は大事です。玉名の将来に向かって、福島教育長のこれからの手腕に、大いに期待をいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、江田計司君の一般質問は終わりました。

これもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

\*\*\*\*\*

日程第2 議案及び請願の委員会付託

○議長（近松恵美子さん） 日程第2、「議案及び請願の委員会付託」を行ないます。

議第69号専決処分事項の承認について（専決第9号）令和5年度玉名市一般会計補正予算（第3号）から、議第92号固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの市長提出議案24件、請第2号インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出に関する請願及び請第3号日本政府に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出に関する請願の請願2件、以上の事件を一括議題といたします。

まず先に、ただいま議題となっております事件のうち、議第87号教育長の任命についてから、議第92号固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの人事案件6件の委員会付託を省略することについて、お諮りいたします。

議第87号から議第92号までの人事案件6件については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第87号から議第92号までの人事案件6件につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議第87号から議第92号までの人事案件6件については、29日の閉会日にその審議を譲り、会議にて直接審議することにいたします。

それでは、ただいま委員会付託を省略いたしました議案を除き議題となっております事件につきましては、お手元に配付しております議案及び請願付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

#### 議案及び請願付託表

##### 予算決算委員会

- 議第69号 専決処分事項の承認について 専決第9号  
令和5年度玉名市一般会計補正予算（第3号）
- 議第70号 令和4年度玉名市一般会計歳入歳出決算
- 議第71号 令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 議第72号 令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 議第73号 令和4年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 議第74号 令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算
- 議第75号 令和4年度玉名市水道事業会計決算
- 議第76号 令和4年度玉名市公共下水道事業会計決算
- 議第77号 令和4年度玉名市農業集落排水事業会計決算
- 議第78号 令和5年度玉名市一般会計補正予算（第4号）



- 議第79号 令和5年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
議第80号 令和5年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

#### 総務委員会

- 議第82号 玉名市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議第84号 熊本市との連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について  
請第3号 日本政府に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出に関する請願

#### 建設経済委員会

- 議第86号 普通財産の無償貸付けについて  
請第2号 インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出に関する請願

#### 文教厚生委員会

- 議第81号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議第83号 玉名市民会館条例の一部を改正する条例の制定について  
議第85号 熊本市との公の施設の利用に関する協定の締結について

---

○議長（近松恵美子さん） 各常任委員会におかれましては、会期日程に従い、審査をお願いいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。委員会審査のため、明日14日から28日までの15日間休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、明日14日から28日までの15日間休会することに決定いたしました。

29日は、定刻より会議を開き、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時56分 散会

第 5 号

9月29日 (金)

## 令和5年第3回玉名市議会定例会会議録（第5号）

### 議事日程（第5号）

令和5年9月29日（金曜日）午前10時00分開議

#### 開 議 宣 告

#### 日程第1 委員長報告

- 1 予算決算委員長報告
- 2 総務委員長報告
- 3 建設経済委員長報告
- 4 文教厚生委員長報告

#### 日程第2 質疑・議員間討議・討論・採決

（議第69号から議第86号まで、請第2号及び請第3号）

- 議第69号 専決処分事項の承認について 専決第9号  
令和5年度玉名市一般会計補正予算（第3号）
- 議第70号 令和4年度玉名市一般会計歳入歳出決算
- 議第71号 令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 議第72号 令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 議第73号 令和4年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 議第74号 令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算
- 議第75号 令和4年度玉名市水道事業会計決算
- 議第76号 令和4年度玉名市公共下水道事業会計決算
- 議第77号 令和4年度玉名市農業集落排水事業会計決算
- 議第78号 令和5年度玉名市一般会計補正予算（第4号）
- 議第79号 令和5年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第80号 令和5年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第81号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第82号 玉名市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第83号 玉名市民会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第84号 熊本市との連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について
- 議第85号 熊本市との公の施設の利用に関する協定の締結について
- 議第86号 普通財産の無償貸付けについて
- 請第2号 インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出に関する請願
- 請第3号 日本政府に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出に関する請願

日程第3 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）  
（議第87号から議第92号まで）

- 議第87号 教育長の任命について
- 議第88号 教育委員会委員の任命について
- 議第89号 公平委員会委員の選任について
- 議第90号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議第91号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議第92号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第4 議員派遣の件

閉 会 宣 告

\*\*\*\*\*

**本日の会議に付した事件**

開 議 宣 告

日程第1 委員長報告

- 1 予算決算委員長報告
- 2 総務委員長報告
- 3 建設経済委員長報告
- 4 文教厚生委員長報告

日程第2 質疑・議員間討議・討論・採決

（議第69号から議第86号まで、請第2号及び請第3号）

- 議第69号 専決処分事項の承認について 専決第9号  
令和5年度玉名市一般会計補正予算（第3号）
- 議第70号 令和4年度玉名市一般会計歳入歳出決算
- 議第71号 令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 議第72号 令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 議第73号 令和4年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 議第74号 令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算
- 議第75号 令和4年度玉名市水道事業会計決算
- 議第76号 令和4年度玉名市公共下水道事業会計決算
- 議第77号 令和4年度玉名市農業集落排水事業会計決算
- 議第78号 令和5年度玉名市一般会計補正予算（第4号）
- 議第79号 令和5年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第80号 令和5年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第81号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

て

議第 8 2 号 玉名市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

て

議第 8 3 号 玉名市民会館条例の一部を改正する条例の制定について

議第 8 4 号 熊本市との連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について

議第 8 5 号 熊本市との公の施設の利用に関する協定の締結について

議第 8 6 号 普通財産の無償貸付けについて

請第 2 号 インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出に関する請願

請第 3 号 日本政府に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出に関する請願

日程第 3 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）

（議第 8 7 号から議第 9 2 号まで）

議第 8 7 号 教育長の任命について

議第 8 8 号 教育委員会委員の任命について

議第 8 9 号 公平委員会委員の選任について

議第 9 0 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議第 9 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議第 9 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 4 議員派遣の件

日程第 5 意見書案上程

（意見書案第 1 号）

意見書案第 1 号 日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出について

日程第 6 意見書案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）

（意見書案第 1 号）

意見書案第 1 号 日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出について

閉 会 宣 告

\*\*\*\*\*

#### 出席議員（21名）

1 番	大 野 豊 重 君	2 番	中 村 慎 吾 君
3 番	浜 田 繁 次 郎 君	4 番	瀬 崎 剛 君
5 番	田 浦 敏 晴 君	6 番	山 下 桂 造 君
7 番	立 川 信 之 君	8 番	坂 本 公 司 君
9 番	吉 田 真 樹 子 さん	10 番	一 瀬 重 隆 君
11 番	北 本 将 幸 君	12 番	多 田 隈 啓 二 君
13 番	松 本 憲 二 君	14 番	徳 村 登 志 郎 君

15番	西川裕文君	16番	江田計司君
17番	近松恵美子さん	18番	前田正治君
19番	作本幸男君	20番	森川和博君
21番	中尾嘉男君		

\*\*\*\*\*

欠席議員（なし）

\*\*\*\*\*

欠員（1名）

\*\*\*\*\*

事務局職員出席者

事務局長	糸永安利君	事務局次長	松野和博君
係長	小畠栄作君	書記	古閑俊彦君
書記	徳永優貴君		

\*\*\*\*\*

説明のため出席した者

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
総務部長	吉田勇人君	企画経営部長	宮本圭一郎君
市民生活部長	松田智文君	健康福祉部長	瀬崎しのぶさん
産業経済部長	井上康博君	建設部長	田代史典君
企業局長	荒木勇君	教育長	福島和義君
教育部長	藤森竜也君		

午前10時00分 開議

\*\*\*\*\*

○議長（近松恵美子さん） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 委員長報告

○議長（近松恵美子さん） 日程第1、「委員長報告」を行ないます。

これより、各委員会に付託し、審査を終了いたしました事件の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

議第69号専決処分事項の承認について、専決第9号令和5年度玉名市一般会計補正予算（第3号）から、議第86号普通財産の無償貸付けについてまでの市長提出議案18件、請第2号インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出に関する請願及び請第3号日本政府に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出に関する請願の請願2件、以上の事件を一括議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、各委員長の報告の後、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。各委員長の報告を求めます。

予算決算委員長 多田隈啓二君。

[予算決算委員長 多田隈啓二君 登壇]

○予算決算委員長（多田隈啓二君） 皆さん、おはようございます。

今期、予算決算委員会に付託されました議案12件の委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

まず、議第69号専決処分事項の承認について、専決第9号令和5年度玉名市一般会計補正予算（第3号）については、採決の結果、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第71号令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、議第73号令和4年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算、議第74号令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算、議第75号令和4年度玉名市水道事業会計決算、議第76号令和4年度玉名市公共下水道事業会計決算、議第77号令和4年度玉名市農業集落排水事業会計決算、以上、決算議案6件は、採決の結果、原案のとおり全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議第70号令和4年度玉名市一般会計歳入歳出決算については、委員から、3款民生費において保育士等の処遇改善臨時特例事業補助金が予算執行されたものの、本市においては、私立の保育士のみ処遇改善の対象とし、公立の保育士に対しては、措

置がなかったため、決算を認定することには賛成できないとの反対討論があり、挙手による採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議第72号令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、委員から、令和4年度当初予算において、歳入における保険料の引上げが予算措置されているため、決算認定には賛成できないとの反対討論があり、挙手による採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議第78号令和5年度玉名市一般会計補正予算（第4号）、議第79号令和5年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第80号令和5年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、以上、補正予算議案3件は、採決の結果、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、予算決算委員会の報告を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 総務委員長 徳村登志郎君。

[総務委員長 徳村登志郎君 登壇]

○総務委員長（徳村登志郎君） おはようございます。

今期、総務委員会に付託されました案件は、議案2件、請願1件であります。委員会における審査の経過と結果について、御報告いたします。

初めに、議第82号玉名市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部の説明の後、委員から、市の窓口はどこか。また、空き家については行政区の区長が把握しているのかとの質疑があり、執行部から、対応について総合窓口は防災安全課になり、空き家については実態調査の段階で、各行政区の区長に空家と思われる物件をリストアップしていただいております、把握されているとの答弁でした。

次に、委員から、特定空き家、管理不全空き家等の税の減額措置の問題について質疑があり、執行部から、特定の空き家について指導、勧告までいった場合は、税制上の特例措置が解除される。また、管理不全空き家についても、指導勧告までいけば固定資産税の特例が解除されるとの答弁でした。

以上、審査を終了し採決の結果、議第82号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第84号熊本市との連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についてであります。

執行部の説明の後、委員から、この連携協約の締結をしていつごろから相互利用できるのかとの質疑があり、執行部から、連携協約の締結を来月24日に予定しており、図書館の相互利用については、11月1日から行なえるようにしている。また、取組を行なう55事業については、それぞれスタート時期が異なるが、できる限り早めに取り組



めるよう担当課と調整していききたいとの答弁でした。これに対し委員から、この図書館の連携協約については、市民の方からの強い要望もあることから、スピード感をもって対応してほしいとの意見がありました。

次に、委員から、熊本市との公の施設の共同利用によって、市外と市内の区別がなくなるのかとの質疑があり、執行部から、項目中の公の施設の共同利用について、具体的な施設はまだ出ていないが、話がまとまった場合、新たな条例が提案されると考えているとの答弁でした。

次に、委員から、温泉の利用料、会議室、体育館、予約システムID登録等の相互利用はどうなるのかとの質疑があり、執行部から、お互いの話がまとまれば相互利用できることから、今後また話を詰めていくとの答弁でした。

以上、審査を終了し採決の結果、議第84号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、請第3号日本政府に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出に関する請願についてであります。

この請願に関し、委員から、米軍関係者の身分、米軍機の日本の空港使用等について、日米地位協定で特権的な扱いが保障されており、アメリカと地位協定を結んでいる他国と比較しても、明らかに日本は従属的、特権的な扱いとなっている。このような中、日米地位協定の見直し、抜本的な改正については、全国知事会からの提言と併せて、全国市議会議長会からも決議がなされていることから、ぜひ、皆さんにもこの請願に賛成していただきたいとの意見がありました。

以上、審査を終了し採決の結果、請第3号については、願意妥当と認め、全員異議なく採決すべきものと決しました。

以上で、今期、総務委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 建設経済委員長 江田計司君。

[建設経済委員長 江田計司君 登壇]

○建設経済委員長（江田計司君） おはようございます。

今期、建設経済委員会に付託されました案件は、議案1件、請願1件であります。委員会における審査の経過と結果について、御報告いたします。

初めに、議第86号普通財産の無償貸付けについてであります。

執行部の説明の後、委員から、現在、建物管理を行なう玉名商工会議所と運営を担うNPO法人高瀬蔵において、今後の改正について協議するに至ったきっかけと合意形成はなされたのかとの質疑があり、執行部から、玉名商工会議所の特別委員会で、高瀬蔵の本来の目的である中心市街地の活性化を行なうには、管理と運営の一元化を図る必要があるのではないかと在り方についての検討がなされ、その方向で双方合意に至ったと

の答弁でした。また、委員から、一元化することで、事業や手続がどう効率がよくなるのかとの質疑があり、執行部から、建物や備品などの修理で例えると、依頼せずに自社で早急な対応が可能となる。その他に、貸しホール事業など収益管理も行なえるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第86号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、請第2号インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出に関する請願についてであります。

本件に関する質疑はなく、討論に移り、委員から、令和元年に消費税が10%に引き上げられ、税率8%に据え置く軽減税率も導入されたが、現状の税の仕組みでは、本来納税する消費税額に公平性や正確性を欠いている現状にある。インボイス制度導入は、回修できていない消費税に着目しており、公平な税制制度とすることが本来の目的で、新たな税金を課することではないと考える。

一方で、中小事業者等にとっては、税負担が生じ、昨今の物価高騰なども重なり経営のひっ迫が危惧される。国はその影響を重く受け止め、制度の負担軽減措置に加え、新たな経済対策での支援を含めた必要な施策を講じる意向を示している。よって、この制度導入の趣旨に鑑み、かつ、国の支援策を注視していくべきで、この請願は不採択と考えるとの反対討論がありました。

以上、審査を終了し、挙手による採決の結果、請第2号については、賛成なしで不採択とすべきものと決しました。

以上で、建設経済委員会の報告を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 文教厚生委員長 北本将幸君。

[文教厚生委員長 北本将幸君 登壇]

○文教厚生委員長（北本将幸君） 今期、文教厚生委員会に付託されました、議案3件について、審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、議第81号玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

説明後、委員から、今回の玉名市学校給食費検討委員会については、小中学校の給食に係る全体的な費用の適正化についても検討されるのかとの質疑があり、執行部から、今年度については、主に給食の材料費の高騰に対応するための検討を行なっていただくとの答弁でした。

次に、委員から、今後、他市の大規模な給食センターなどを参考にして、給食センターの一元化や、材料費の適正化などを検討委員会において諮られてみてはどうかとの要望があり、執行部から、支払ってもらふ給食費に対して、適切な単価で、適切な栄養と

量のバランスのとれた給食を提供するために、来年度以降も引き続き検討していきたいと考えているとの答弁でした。

以上、審査を終了し採決の結果、議第81号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第83号玉名市民会館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件に関しては、特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第83号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第85号熊本市との公の施設の利用に関する協定の締結についてであります。

説明後、委員から、今回の協定については、熊本市以外の連携中枢都市圏に含まれる市や町の図書館等は対象となるのかとの質疑があり、執行部から、熊本市と玉名市のみの公の図書館等の相互利用について対象になるとの答弁でした。

次に、委員から、今回の協定には、電子図書館は、対象施設に含まれるのかとの質疑があり、執行部から、電子図書館については、対象の施設に含まれないとの答弁でした。

以上、審査を終了し採決の結果、議第85号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、今期、文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

\*\*\*\*\*

## 日程第2 質疑・議員間討議・討論・採決

○議長（近松恵美子さん） 日程第2、「質疑・議員間討議・討論・採決」を行ないます。

これより、質疑に入ります。

ただいままでの各委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

議員間討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

18番 前田正治君。

〔18番 前田正治君 登壇〕

○18番（前田正治君） おはようございます。日本共産党の前田正治です。

私は、今議会に提案してあります議案の中で、議第70号令和4年度玉名市一般会計

歳入歳出決算、議第72号令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、以上、2つの議案については反対をいたします。

その理由を述べます。令和4年度玉名市一般会計予算では、保育士等の処遇改善事業が予算化してありました。この事業は、新型コロナウイルス感染症や少子高齢化への対応など最前線で、看護や介護、保育などに従事する皆さんの収入上げを図るために政府が打ち出した経済対策でありました。この事業は公立も対象でありますから、私立保育所のみならず、会計年度任用職員を含めた、公立の保育所についても事業化することを求めましたが、実施されなかったことについては異議があります。

次に、令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてであります。令和4年度から後期高齢者医療の保険料は引き上げられました。一方で、後期高齢者の医療は、令和4年度10月から単身者で年収200万円以上、夫婦世帯で320万円以上のところは、今までの1割負担から2割負担となり、一気に2倍となりました。年金支給額の減少と物価高騰が続く中で、保険料及び医療費の上げを容認することはできません。

次に、請第2号インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出に関する請願、請第3号日本政府に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出に関する請願、以上2つの請願については、賛成をいたします。

消費税は、消費者から預かっている税金という誤った認識があります。財務省は国会答弁で、消費税は預かり税ではないとはっきりと答えています。また、裁判では、消費税は商品の価格の一部であるという判決が確定しております。ですから、売上げにかかる消費税から、仕入れに係る消費税を差し引いた残りを納税する仕組みであります。売上げ1,000万円以下の事業者は、法律で消費税非課税事業者、免税事業者となります。ところが、免税事業者がインボイスの登録を行なわないと、相手先から取引を断られたり、消費税分の値引きを要求されたりが起きております。やむなくインボイスの登録を行なえば、免税にもかかわらず、消費税の納税義務が発生することになります。そこで政府も考えました。消費税課税事業者が免税事業者と取引した場合、課税事業者が3年間80%の仕入れ税額控除が適用できます。8割控除の経過措置であります。あくまで増税を緩和するための経過措置であります。前回陳情が全会一致で採択されました玉名シルバー人材センターの試算では、会員さんは免税事業者でありますから、センターの消費税は、8割控除の特例で300万円、3年間たった後は1,500万円となります。世論調査では、景気が悪化したとの回答が80%に達する中、インボイス制度の実施は、税率変更なしで新たな増税を課すものであります。物価高騰とコロナ禍から立ち上がろうとする中小事業者に大きな足かせとなることは否めません。日本経済の先行きも暗雲漂うものとなるでしょう。請第2号インボイス制度の実施延期を求める意

見書の提出に関する請願に賛成をいたします。

次に、請第3号日本政府に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出に関する請願であります。

米軍関係者の身分につきましては、日米地位協定で特権的な扱いが保障されております。米軍関係者による事故や事件について、日本の警察の捜査が困難だということは、皆さんもニュースや新聞等で御存じだと思います。米軍基地には、日本政府の警察権が及ばない、事故の捜査もできない屈辱的な実態があります。米兵は出入国管理法からは除外されております。基地を経由すればパスポートなし、検疫なしであります。

基地がある自治体では、米軍関係者からのコロナ感染など、病気の広がりが大変危惧されるところであります。また、米軍機は日本の空港への事前通告なしで、民間機よりも優先的に空港使用が認められております。

[「おかしなやつじゃなか」と呼ぶ者あり]

日米地位協定について、地位協定を制定している他国と比べると、日本では明らかに従属的、特権的な扱いになっております。これは日本国民に対して、泣き寝入りと我慢を強要する何物でもありません。このような実情からして、全国知事会や全国市議会議長会では、政府に対して、日米地位協定の見直しを求める提言や決議が挙げられているものと考えます。

以上のようなことから、請第3号日本政府に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出に関する請願については、賛成をいたします。

以上で、討論を終わります。

○議長（近松恵美子さん） ただいまのことにつきましては、また、議運のほうで協議いたしますので。

[「おかしなけん、言いよつとたい」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 後ほど協議いたします。では、通告による討論は終わりましたが、ほかに討論はありませんか。

○議長（近松恵美子さん） これにて、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

まず、専決処分予算議案の採決に入ります。

議第69号 専決処分事項の承認について専決第9号令和5年度玉名市一般会計補正予算（第3号）

以上、専決処分予算議案1件について、採決いたします。

ただいま、採決に付しております議第69号に対する委員長の報告は、承認であります。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第69号の専決処分予算議案1件については、承認することに決定いたしました。

続いて、決算議案の採決に入ります。

議第70号 令和4年度玉名市一般会計歳入歳出決算

議第72号 令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

以上、決算議案2件については異議がありますので、後に譲り採決いたします。

議第71号 令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

議第73号 令和4年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

議第74号 令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算

議第75号 令和4年度玉名市水道事業会計決算

議第76号 令和4年度玉名市公共下水道事業会計決算

議第77号 令和4年度玉名市農業集落排水事業会計決算

以上、決算議案6件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております議第71号及び議第73号から議第77号までの決算議案6件に対する委員長の報告は、いずれも認定であります。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第71号及び議第73号から議第77号までの決算議案6件については、いずれも原案のとおり認定することに決定いたしました。

続いて、議第70号 令和4年度玉名市一般会計歳入歳出決算について、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております議第70号に対する委員長の報告は、認定がありますが、異議があります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近松恵美子さん） 起立多数であります。よって、議第70号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続いて、議第72号 令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております議第72号に対する委員長の報告は、認定がありますが、異議があります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（近松恵美子さん） 起立多数であります。よって、議第72号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続いて、予算議案の採決に入ります。

議第78号 令和5年度玉名市一般会計補正予算（第4号）

議第79号 令和5年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第80号 令和5年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

以上、予算議案3件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております議第78号から議第80号に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第78号から議第80号までの予算議案3件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、条例議案の採決に入ります。

議第81号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第82号 玉名市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第83号 玉名市民会館条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案3件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております議第81号から議第83号までの、条例議案3件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第81号から議第83号までの条例議案3件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、その他の議案の採決に入ります。

議第84号 熊本市との連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について

議第85号 熊本市との公の施設の利用に関する協定の締結について

議第86号 普通財産の無償貸付けについて

以上、議案3件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております議第84号から議第86号までの議案3件に対する各

委員長の報告は、いずれも可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第84号から議第86号までの議案3件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、請願の採決に入ります。

採決は、1件ずつ行ないます。

請第2号 インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出に関する請願について、採決いたします。

本件は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております請第2号に対する委員長の報告は、不採択でありますので、原案について採決いたします。

請第2号については、原案のとおり採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（近松恵美子さん） 起立少数であります。よって、請第2号については、不採択とすることに決定いたしました。

続いて、

請第3号 日本政府に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出に関する請願について、採決いたします。

本件は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております請第3号に対する委員長の報告は、採択であります。異議がありますので、原案について採決いたします。

請第3号については、原案のとおり採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（近松恵美子さん） 起立多数であります。よって、請第3号については、採択とすることに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

### 日程第3 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）

○議長（近松恵美子さん） 日程第3、「市長提出議案審議」を行ないます。

議第87号教育長の任命についてから、議第92号固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの、市長提出議案6件を一括議題といたします。

これより、委員会付託を省略しておりました議第87号から議第92号までの人事案件6件の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。



これより、質疑に入ります。

議第 87 号から議第 92 号までの人事案件 6 件について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

議第 87 号から議第 92 号までの人事案件 6 件について、議員間討議はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。議第 87 号から議第 92 号までの人事案件 6 件について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。採決は、1 件ずつ行ないます。

議第 87 号 教育長の任命について、採決いたします。

議第 87 号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第 87 号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第 88 号 教育委員会委員の任命について、採決いたします。

議第 88 号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第 88 号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第 89 号 公平委員会委員の選任について、採決いたします。

議第 89 号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第 89 号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第 90 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、採決いたします。

議第 90 号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第 90 号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第 91 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、採決いたします。

議第91号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第91号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第92号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、採決いたします。

議第92号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第92号については、原案に同意することに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第4 議員派遣の件

○議長（近松恵美子さん） 日程第4、「議員派遣の件」を議題といたします。

お手元に配付しております派遣の内容について、職員に説明させます。

議会事務局次長 松野和博君。

[議会事務局次長 松野和博君 登壇]

○議会事務局次長（松野和博君） 命によりまして、派遣の内容につきまして御説明申し上げます。

派遣目的 第283回熊本県市議会議長会への出席のため

派遣場所 熊本県山鹿市

派遣期間 令和5年10月10日から11日までの2日間

派遣議員 西川裕文副議長

地方自治の確立と都市の興隆発展を目的に、熊本県下14市の議長をもって組織されます熊本県市議会議長会について、毎年秋に開催されます総会には慣例によりまして、正副議長がともに出席されることとなっております。

よって、副議長の派遣が必要なため、議員派遣をお諮りするものであります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、派遣の内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、議員を派遣することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議員を派遣することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更

する場合は、議長に一任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議決した事項について、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任することに決定いたしました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前11時55分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、日程の追加について、お諮りいたします。さきの議会運営委員会の結論に基づき、

日程第5 意見書案上程

意見書案第1号 日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出について

日程第6 意見書案審議

以上、日程表のとおり日程に追加いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加することに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

日程第5 意見書案上程

○議長（近松恵美子さん） 日程第5、「意見書案上程」を行ないます。

これより、意見書案を上程いたします。

意見書案第1号 日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出についての意見書案1件を議題といたします。

お手元に配付しております意見書案の朗読は、これを省略いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第1号については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第1号については、

提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

意見書案第1号については、日程に従い、引き続き、会議にて直接審議を行いません。

\*\*\*\*\*

## 日程第6 意見書案審議

○議長（近松恵美子さん） 日程第6、「意見書案審議」を行いません。

改めて、

意見書案第1号 日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出についての意見書案1件を議題といたします。

これより、ただいま議題となっております意見書案第1号の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。

これより、質疑に入ります。

意見書案第1号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。意見書案第1号について、議員間討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。意見書案第1号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

意見書案第1号 日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出について、採決いたします。

意見書案第1号については、異議がありますので、起立により採決いたします。

意見書案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近松恵美子さん） 起立多数であります。よって、意見書案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

ここで、市長より発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 藏原隆浩君。

〔市長 藏原隆浩君 登壇〕

○市長（藏原隆浩君） 閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

今議会提案の議案にいたしましては、慎重に御審議を賜り厚く御礼を申し上げます。

先週末からようやく朝晩も涼しくなりましたが、日中は30度を超えるなど、まだまだ厳しい残暑が続いております。今年の夏は、熱中症警戒アラートが連日発表されるほどの記録的な暑さで、体調を崩しがちになる日が続き、熱中症などの健康への心配はもちろんのことながら、高温障害による作物の生育や収穫への影響、さらには食材の値上がりによる家計への影響にも危惧をいたしておりました。この異常な暑さは気候変動によるものと考えられ、来年以降も続くおそれがあることから、今後は健康や食料安全保障など、多方面に与える影響を念頭におきながら、対策が必要であると感じているところであります。

さて、季節外れといえますか、冬に流行するインフルエンザが全国的に急増しております。有明保健所管内においても注意報レベルの数値を超えており、市内の小中学校では学級閉鎖もあり、基本的な感染対策の徹底をお願いしているところであります。また、新型コロナウイルスの感染状況につきましては、減少傾向にあるものの、高い水準で推移をしております。そのような中、本市においても新型コロナワクチン令和5年秋開始接種を、今週月曜日、9月25日より開始いたしました。市内34医療機関での個別接種と桃田総合体育館、横島町公民館での集団接種において、接種を希望される方が安心して接種できる体制を整えております。

この3年間は、寒さで換気が不十分になったり、忘年会などの飲食を伴うイベントなど、人の動きが活発化することで年末年始に感染が拡大しております。流行期前のワクチン接種により、感染しても発症や重症化を防ぐ効果が期待されており、また、接種費用を全額公費で負担する特例臨時接種でもあることから、御希望される皆様に接種をお願いし、感染対策に努めてまいります。

そして、いよいよ今月より、来年2月25日開催の玉名いだてんマラソンと横島いちごマラソン大会の参加者募集を開始いたしました。前回の大会では、市民の皆様、特に横島町、大浜町の地域の皆様の絶大なる御協力によりまして、参加者からも大変御好評をいただき、大盛況のうちに終えることができました。今回も多くの方に御参加をいただき、楽しんでいただけるように、そして今後玉名の冬の風物詩となっていけるように、市を挙げて取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞ皆様方の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

これから涼しさが増して、季節の移り変わりを感じられる時期になると思いますが、議員各位におかれましては、どうか御自愛をいただき、引き続き市政に対しまして、御支援と御指導を賜りますよう心からお願いを申し上げ、閉会にあたりましての御礼のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） これにて本会議を閉じ、令和5年第3回玉名市議会定例会を閉会いたします。

午後 0時02分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長            近 松 恵美子

玉名市議会副議長        西 川 裕 文

玉名市議会議員          中 村 慎 吾

玉名市議会議員          浜 田 繁次郎